

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成28年3月14日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 平成28年3月14日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第56号議案	「質疑・討論・採決」
第57号議案	「質疑・討論・採決」
第58号議案～第60号議案	「質疑・討論・採決」
第61号議案	「質疑・討論・採決」
第62号議案	「質疑・討論・採決」
第63号議案	「質疑・討論・採決」
第64号議案～第82号議案	「質疑・討論・採決」
第83号議案	「質疑・討論・採決」
第84号議案～第86号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美			
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄
	加藤芳夫	菊地勝昭	夏目勝吾			
議長	下江洋行					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 おはようございます。

ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第56号議案 平成28年度新城市一般会計予算から第86号議案 平成28年度新城市下水道事業会計予算までの31議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨にそって、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は答弁に疑義のある場合、質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第56号議案 平成28年度新城市一般会計予算を議題とします。

これより歳入、1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 第56号議案、歳入、1款市税、固定資産税、16ページです。

固定資産税は固定的な市民からいただく直接的な税だというふうに考えております。前年度より大きな減収見込みとなっておりますが、どのような根拠か、伺います。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 固定資産税につきましては、前年度比1.4%減の35億8,558万8千円と見込んで予算計上をさせていただきました。

平成28年度予算を調製する上で、基本となる平成27年度決算見込みをベースに、新築増築家屋の増額を見込んだものの、地価の下落、償却資産における新規設備投資の低調を考慮した結果、4,897万6千円の減額となったものであります。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑は終

わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳入、1款市税、入湯税、現年課税分と滞納繰越分でございます。ページ数は19でございます。

前年度比に対してですね、収入が減少しているが、その主な要因は。

また、滞納繰越分の徴収を増収させることは考えていないのか。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 入湯税の収入が減少してる主な要因としましては、入湯客数の減少であります。過去5年間で入湯客数は約1万5,000人減少しています。

滞納繰越分の増収対策であります。滞納事業者には入湯税の納税誓約書を提出していただき、現在、滞納繰越分を分納にて納めていただいておりますので、引き続き徴収に努めてまいります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 確かに、5年減収傾向という形でございましょうけども、今回の市長の大綱でも、本当に新東名の開通を起爆剤にと言うか、いろんな面で観光施策、特に湯谷温泉等ですね、日帰りではなくって、泊まっていたりするような施策、奥三河観光協議会も含めて、非常にこの新年度、平成28年度は積極的な観光プロモーション等を含めてやっていくというのに、私としてはですね、この入湯税っていうのは湯谷温泉等の発展って言うか、今年度はある程度見込みができるんじゃないかっていうことで、何でこんな消極的な予算にしたのか、もう一度伺います。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 税務課サイドとしての予算ですけども、過去の実績から予算を推計しておりますので、それに基づいて、過去の実績から数字を出したものであります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 過去の実績から行くと、そ

うすると年々年々、入湯税は減少していくってことは、観光客と言うかな、利用者が減る。その数字だけで予算を組むというよりも、では今年度、観光プロモーション等、いろんなことで新東名開通によってですね、今年度実績が伸びれば、来年度の予算まで聞いてはいけないんですけども、減少傾向から伸びに反転したときには、次年度は伸びる予算を組むという形でなるわけですかね。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 そのとおりであります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告順に質疑させていただきたいと思います。

歳入の1款市税、16ページになりますが、市民税（個人）ですが、個人の市民税が前年度比よりも3,300万円も税収が下がっているということになるんですが、主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 それでは、説明させていただきますが、市民税の個人では、予算対比でありますけども、1.4%減の23億5,039万9千円と見込んで予算計上をいたしました。

個人市民税においてもですね、平成28年度予算を調製する上で、過去5年間の増減率、そして平成27年度決算見込み数値をベースにして、その数値より均等割額を0.3%減、所得割額を同じく決算見込み額程度として予算計上をさせていただいたところであります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 減であるという形だったと思うんですが、人口、労働人口も減っておりまして、あとは人口減も全国的に見ても、また過疎である新城を見ても進んでいるという状況なんですが、やはり来年度以降も税収が

下がっていくというふうなことが考えられるんですが、今後も将来はこういった税収が年々こう下がっていく傾向なのか、過去5年を見て分析したということなんですが、今後のことに、見通しについて認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 今回の見積もりを出すに当たっては、過去5年間の状況の平均値というのをベースにしながらということをお話ししましたが、実は上がり下がりしてますので、これを単純に見込みとして減額で考えるのかどうかというのが非常に、減少率でそのまま出していいのかということもありますので、今後の検討の中で中小企業のほうの給与改定とか、いろいろな問題、ことも出てまいりますので、そこら辺も注意深く見ながら、やるしかすべはないかなと思っております。

ですから、単純に労働人口が下がるから税収が下がるという発想はしないようにしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ここに当局の方が資料請求で出させてもらって、確かにですね、過去5年、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年、平成26年と出していただいたんですが、平成22年は23億1千万円、平成23年度には22億7千万円、平成24年度には23億4千万円、平成25年度には23億7千万円、平成26年度には23億2千万円ということで、上がったたり下がったり上がったたり下がったりということはこので言われているのかなと思うんですが、つまり平成22年度から最新の平成26年度を見ますと、平成22年度は23億1千万円で、平成26年度は23億2千万円と、ほとんど横ばいだということがわかると思います。

ですから、今アベノミクスとかいろいろいわれて、経済状況がね、よくなっていくといわれてるんですが、結局5年前とほとんど変わらないと。

しかも、背景には人口減少もありますし、

今後、労働人口も減っていくという中で、本当に今後ふえていくのかなというふうにちょっと考えてしまうんですが、こういう状況、このまま右肩上がりが増えていけば、私もこんな質疑しないんですが、平成22年度とさほど下がってるというふうな、横ばいだという、この5年間見ても、非常に新城の景気だとか経済状況っていうのはよくなっていないんじゃないかというふうに私は見ているんですが、こういったアベノミクスが今後ローカルにね、波及していくという果実がまだ私、前々この新城には冷え込んでいますし、今後、消費税も上がるということも考えると、非常に冷たいんじゃないかなと思うんですが、この分析から見て、市の当局の方は、新城の経済状況っていうのはどう見ているのか。また今後どうなっていくのかっていうのを分析を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 経済状況というような、こういう大きな話になったもんですから、ちょっと回答にはならないかもわかりませんが、私ども税サイドとしてはですね、皆様から出していただいた申告関係の資料に基づいて、課税をしていますので、経済的な動向を見ながらというのもいろいろありますが、税サイドの課税根拠としては、皆様から出していただいたデータに基づいて、間違いのない課税をさせていただいておるということでお話しさせていただきたいと思いますので、経済的な話は御勘弁願います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑がありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、1款市税の質疑を終了します。

歳入、10款地方交付税の質疑に入ります。

最初の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、歳入、10款地方交付税、23ページですが、交付税が平成28年度から5年間で一本算定に移行するが、初年度の減額金額はどのように推定しているかということですが、交付税っていうのは合併当時、今はまだ旧作手村分、旧鳳来町分、新城分を3つを足して今までの交付税になってたと思うんですが、これからそれが一本化されていくということで、鳳来町分、作手分の、村分の分が減ってくるのかなと思いますが、そこら辺も含めて、ちょっとこの算定替えということについて、ちょっとわかりやすく説明していただきたいと思います。

まず、金額どのくらい推定しているか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 菊地委員御指摘のとおり、本市の場合は普通交付税の合併算定替による算定額が平成28年度から段階的に縮減をされまして、平成33年度から一本算定に移行することになります。

縮減の初年度となります平成28年度は、制度上、合併算定替による算定額から1割が減額されることとなりますが、平成27年度の算定結果によりますと、合併算定替と一本算定の差額、これが約10億円ありますので、単純計算では約1億円の減額になるものと推測をされます。

ただ、合併によりまして面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化しているという実態がございますので、そういったことを踏まえまして、国が合併時点では想定されていなかった新たな財政需要につきまして、段階的に普通交付税の算定に反映するようになってきております。

そうしたことから、平成28年度における合併算定替と一本算定の差額は、約8億円に圧縮されるものと見込んでおりまして、そうしたことから、減額金額は約8千万円になるものと推定しているところでございます。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく10款の地方交付税、23ページですけれども、大体、答弁が出たような気がしますけど、再度確認します。

合併算定替による縮減措置の影響を加味し、8千万円の減額を見込んでいる。今、計算式って言うか、根拠を言っていただきましたけれども、どのように加味し、算定されたのかっていうことを再度、答えダブるかもしれませんが、お願いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今、菊地委員の御質疑にお答えしたと答弁内容が重なる部分がありますが、再度答弁をさせていただきます。

本市の場合、普通交付税の合併算定替による算定額が平成28年度から段階的に縮減をされまして、縮減の初年度となる平成28年度は、制度上、合併算定替による算定額から1割が減額されることとなります。

平成27年度における普通交付税の算定結果から推測をいたしますと、合併算定替と一本算定の差額が約10億円とありますので、単純計算では、平成28年度は約1億円減額するものと見込まれます。

ただ、合併によりまして面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化しているという実態がありますので、こうしたことを踏まえまして、国のほうで合併時点では想定されていなかった新たな財政需要を段階的に普通交付税の中に反映するようになってきております。

例えば、支所に関する経費の加算、それから人口密度の低い市町村に配慮した算定方法の見直し、こうしたことが例として挙げられるわけですが、これらによりまして、平成28年度における合併算定替と一本算定の差額が8億円程度に圧縮されるものと見込まれま

すので、縮減措置の影響額としては8千万円程度になるものと推定しております。

平成28年度予算額の積算に当たりましては、今、申し上げました合併算定替による縮減措置の影響額のほか、普通交付税算定の基礎数値の1つになっております国勢調査人口、これの減少に伴う影響、あるいは国が財政健全化に向けて臨時財政対策債の発行を抑制する方針であることを受けまして、本市の臨時財政対策債を減額して、その分を普通交付税の額に上乗せをするというようなことがありますので、こうしたさまざまな増減の要因を加味して、結果として平成27年度の予算額よりも8千万円の減ということを見込んだものでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 8千万円の根拠ですか、合併当時も特例ということで10億円分ということであったと思いますけど、それが8億円になったから、初年度分10%で8千万円ということだと思ってしまうんですけども、面積を配慮していただいているってということですけど、面積、合併当時から現在まで面積は変わってないはずですので、今の説明の中に面積を考慮したというのがよくわからないんですけど、10年前も今も面積は変わってないはずですし。

それから、人口密度ってということですけど、人口は当然、合併から5,000人近く減っているものですから、人口減も当然、交付税の算定の基礎数字になってるはずですけども、そういうのも込みしても2千万円程度、通常ですと減る分が配慮されてるってことなんですけど、確認したいのはですね、合併特例債とか、要するに交付税措置される部分、要するに交付税、お金に色がついてないものですから、交付税の中にどれだけ合併特例債分の交付税措置がされてるってのがわかる仕組みになっているのか、それが当初400億円近くあった起債残高が現在かなり、少しは減ってきておりますけども、さらにそれが、中

身が合併特例債に入れかわって、実質的な返還額は減っているってということで、交付税措置される部分が交付税の中にどれだけ見込まれているかっていうのは、わかるもんなんですか。それはもう入ってるって言われれば、それで配慮せざるを得ないのか、その辺が少しちょっともう少し解説をお願いしたいと思うんですけど。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、面積の関係ですけれども、普通交付税を算定する際にですね、標準団体の面積というのを国が決めておるんですけれども、まず面積というのが今までは160平方キロメートル、これを標準団体の面積としておったところを210平方キロメートルにふやして考えるようになった部分もございますので、当然、面積が広がりますと、移動距離もかかります。行政需要もふえますということで、その辺を多少、合併の市町村に対して国が見てくれるようになったことがあります。

それから、合併特例債とか、いわゆる起債を起こした場合に、交付税算入があるということのを再三申し上げておるんですが、それは普通交付税を算定する際には、基準財政需要額と基準財政収入額、それを算定しまして、基準財政需要額のほうが収入を上回る場合、その差額が普通交付税として交付されますので、合併特例債とか過疎地対策事業債とか、交付税算入される起債というものは、基準財政需要額の中に積算をされておるということなものですから、需要額を算定するときには当然、数値として幾らというのはわかるんですが、収入額との差し引きで交付税は交付されますので、最終的にはちょっとそれがはっきり、これが合併特例債の部分だよってというのはちょっとわかりかねます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 合併特例債、7割交付税措置されるような解釈すると、7割キャッシュ

バックがあるってというようなチラシも出てましたけども、そうじゃないんだということちょっと理解していただかないと、基準財政需要額の中に考慮されておるってということではないと、丸っと7割分が普通交付税に上乗せされてるような誤解を招くと、お金が返ってくるんだからいいんじゃないかっていうこと、丸々借りた分が返ってくるんじゃない、自治体にとって必要な財政に、基準額に上乗せって言うか、そういうような判断されるっていうことをもう少しわかりやすく解説を市民の皆さんにする必要があると思いますけども、ちょっと質疑とずれますけども、交付税措置については、そういったことも市民に伝えるべきだと思いますが、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 委員おっしゃるとおりでございまして、基準財政収入額が仮に同じだとすればですね、7割分、合併特例債の部分、交付税算入されるということになるんですが、今度は逆に収入額がふえる場合には、最終的な交付される普通交付税の額はかなり圧縮されますので、単純にキャッシュバックというような一言で説明ができるほど、ちょっと単純なものではないということで御理解をいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、10款地方交付税の質疑を終了します。

歳入、12款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、12款分担金及び負担金、民生費負担金、ページ数は25ページでございます。

保育料が大幅な減収となっております。

また、その要因をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 尾澤こども未来課長。

○尾澤潤三こども未来課長 それでは、12款の保育所保育料につきましては、保護者の就労等で保育が必要な3歳以上児の2号認定の子供及び同様に保育が必要な3歳未満児の3号認定の子供の基本保育料であり、13款の保育所使用料は、家庭で保育が可能な3歳以上児の1号認定の子供の基本保育料及び2号認定の子供と3号認定の子供の延長保育料でありまして、こども園の保護者負担であります保育料としましては一体のものでありますので、保育料全体での説明をさせていただきます。

12款の保育所保育料が大きく減少している要因は2点でございます。

1点目は、12款に係る2号と13款に係る1号の園児の割合が新城版こども園が定着し、保護者の就労の有無にかかわらず、3歳以上児であれば地域の園でひとしく幼児教育が享受できる環境が子育て世帯に浸透した結果、平成27年度当初予算の見込みと平成27年度実績に基づく平成28年度当初予算の見込みで、2号認定の子供が減って、1号認定の子供がふえたことであります。

2点目は、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援制度に伴う保育料の見直しに伴い、国が示す階層に現行の市の階層を加え、11階層から17階層に細分化し、さらには国が廃止した年少扶養控除を市単独の要件として継続させたことによりまして、保育料全体をおさえたことによる影響であります。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、12款分担金及び負担金の質疑を終了

します。

歳入、13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 第13款使用料及び手数料、商工使用料、29ページでございます。

湯谷温泉の源泉使用料ですが、過年度分について、どれだけあるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 本年2月末日現在の湯谷温泉源使用料の過年度分収入未済額は、平成23年度分、68万2,400円、平成24年度分、250万5,600円、平成25年度分、623万7,800円、平成26年度分、645万3千円、合計で1,587万8,800円となっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 湯谷温泉につきましては、源泉料が必ずしもきちんと納付されていないような気がしておりますので、できる限り健全な形で経営ができ、完全に回収できるような努力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

歳入、14款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、14款国庫支出金、37ページです。

地方創生推進交付金の概要と交付要綱、充当事業についてお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 交付要綱は、現時

点では示されておりません。概要と充当事業について御説明いたします。

地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金は、平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化の実現の寄与するものとされています。地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主的・主体的な取り組みで、先導的なものが支援されます。

交付金の補助率は2分の1で、国の予算額1千億円、事業費ベースで2千億円の予定となっています。

期待される効果は、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化等です。

対象事業は、先駆性のある取り組みと既存事業の隘路を発見し、打開する取り組み、それと先駆的・優良事例の横展開の3つです。

充当事業は、2款1項17目地方創生事業のうち、高速バス運行事業、空き家利活用事業、結婚支援事業、若者が活躍できるまち実現事業、地域プランニング事業、配食サービス空白地域解消事業、高齢者外出支援サービス利用拡大事業、地域産業総合振興施策推進事業、しんしろビジネスマッチング事業、森林資源調査・研究事業、創業支援補助事業、観光プロモーション事業、住宅用地開発事業です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この交付金は、加速化交付金に次ぐって言うか、それを継続する維持費的な部分もあるかもしれませんが、14事業、主な事業の中で言っていました。

地方創生の、要するに総合戦略に載せてる5年間、この推進交付金っていうのは交付されるのか。

それと、14事業はそれぞれ単独に審査されるのか、それが全部が対象になるのか、個別にこれは交付金が出るけど、これは交付金が出ないっていうような事業がばらばらにされ

る可能性があるのか、された場合は個別に全部すべて一般会計からやるのかとか、その辺の財源の見通しっていうのか扱いはどうなっているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 ただいま国ですね、平成28年度予算が3月末に決定するということで、それからですね、詳しいものが出されるというふうにこちらのほうで聞いております。

国は交付金を地域再生計画の認定を通じて、複数年度にわたる事業についても安定的・継続的に取り組むことを可能にしたいというふうに言っております。

今の地域再生計画の制度というのが5年間というふうになっておりますので、5年間という認識をしておりますけれども、また交付要綱とか出たら詳しいものがわかると思います。

現時点ではですね、その辺の内容が示されておりませんので、詳細な内容が示されましたら、国、愛知県と調整を図って地域再生の計画に取りかかっているかと思えます。

それぞれ単独で選ばれるか、全部で選ばれるかっていう、その辺もですね、まだ決まっておられません。地域再生計画を作成する場合は、計画の中にいろんな事業を関連して入れたりするので、その辺で判断されるのかというふうに思っております。

また、国のほうの3月末の予算成立後わかるということでもあります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとまだ不安定って言うか、見通しのわからないような交付金だと思いますけども、加速化交付金の場合は、事前に総務省ですとか、そういうこと協議して、ある程度確実性を見込んだような答弁振りでしたけども、今回のこの個別の事業については、個別にそれぞれ各相手方って言うか、総務省なり交付していただけるとこと事前に

ある程度詰めた上でのこういった事業計上、充当事業なのか、その辺が全くちょっと今の説明だと見えないんですけども、全部を地域活性化事業として一くりにして協議してるのか、個別はまた別の交付要綱に、要綱が定まった時点で該当するかどうかの判断になってくるのか、その辺もう少しお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 加速化交付金のようですね、事前の審査だとか、相談というものは、まだ全く確定しておりません。

今、私たちが思っているのは、この地域再生計画の提出が6月以降になるのではないかとこの国に思っております。その辺でないと、この国のほうが発表してからつくると言っても期間が必要になってきますので。

当然ですね、来年度になりましたら、こちらのほうからですね、加速化交付金と同じように、直接、県、国のほうにですね、調整を図って確認をしながら、この事業がいいのかっていうことを確認しながら地域再生計画をつくっていくようになるというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 3月末で国の予算が通ったとして、6月ごろ、そういった内示があつてからの話だということによろしいのか、ひょっとしてそこで例えばもれるようなことがある、個別にもれるのか、全体がもれるのかわからないけど、もれた時点でおいてでも補正予算等で一般会計から充当して、この事業は地域創生事業ということでやっていくっていう事業を考えておられるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 まだ先ほどの6月っていうのはこちらが思ってるってことなんですけれども、まず事業がですね、採択されなかった場合には、ほかの補助金など、代がえ財産だとか、そういったものの財源の

検討をしながら、財源計画の見直しをしてやっていくということでもあります。

どうしてもこの総合戦略に載せた事業は、やっていくんだっていうことですので、認定されなくても一般財源でやっていくというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、14款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入、20款諸収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 20款諸収入、消防費雑入、65ページでございます。

高速自動車国道救急支弁金について、大きな金額が今年度計上されていますが、その根拠と言いますか、理由をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 野々村消防総務課長。

○野々村哲史消防総務課長 消防費雑入の高速自動車国道救急支弁金でございますが、御案内のとおり、新東名高速道路の開通に伴いまして、新城インターチェンジが設置されました。これで本市消防本部も高速道路路上における災害対応を行うこととなりまして、その財政措置として、救急隊1隊を維持するために要する費用とし、中日本高速道路株式会社名古屋支社から支払われるものを計上しております。

供用開始年度から2カ年度は、この救急隊1隊を維持するために要する費用として算定されます基礎数値というものの3分の2を、それから3カ年度から5カ年度までは2分の1が支払われるという予定となっております。

この基礎数値につきましては、毎年度、総務省の消防庁から示されます。平成27年度の

基礎数値につきましては、8,522万6千円というふうになってございます。

したがいまして、これに基づきまして、今年度、平成27年度につきましては先の供用開始から48日間の日割り計算ということになります。計算いたしますと747万1,824円を3月補正に計上させていただいたという経緯がございます。

平成28年度の当初予算につきましては、これに基づきまして、5,681万7千円が支払われる予定であるというものでございます。

なお、供用開始から5カ年度のこうした特別措置終了後の平成32年度以降につきましては、救急出動の件数等によりまして算出し、支払われることになっております。そうした予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、20款諸収入、67ページをお願いします。

もつくる新城の維持管理費の負担金とは何ですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 もつくる新城維持管理費負担金につきましては、もつくる新城の指定管理者による管理運営に係る協定書、第31条の規定に基づきまして、営業利益の20%から千円未満を切り捨てた額を維持管理費負担金として納入していただくものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 営業利益ということですが、営業利益そのものは営業収入から費用を引くということになります。

そして、費用を引いた後に経常利益を発生させるってということですが、営業利益に営業外収益、営業外損益を加算減算をした

ものが経常利益であります、さらにそれから行きますと、最終的には純利益であります。本来、純利益に法人税、今、実効税率34%だと思いますが、これを掛けるってということ、それからさらに消費税が1月末で約3億7千万円ぐらいの売り上げがありますので、それに消費税が内税なのか外税なのか。内税ですと、そこから8%相当額を控除しなくちゃいけないということでもありますので、単純に4億円としても計算が出るわけでありまして、原価がそこから発生しますので、仮受消費税と仮払消費税の相殺額が消費税納付額です、それらにしますと実はマイナスになるということではありますが、こういう経費というのは名鉄レストラン、名鉄さんはどこまで経費を見てるのか。今、言ったように、消費税の納付分、それから法人税の充当分を本来は引けないわけではありますが、それを含めて経費として見てるのかどうか。引けないのであれば、その部分が営業利益として計上されますので、そうするともっとも単純計算1千万円という計算をしてみえると思うんですが、1千万円の2割ですが、もっと金額がふえる、要するにそれが1,800万円であれば360万円入るということではありますが、その点についていかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ただいまの御質疑ですけれども、売上、想定原価率ってというのは67%ぐらい見込んでおります。そうしますと約33%が収入、売上総利益ということになるんですけども、その中から営業費につきましては、一応、人件費、水道光熱費、諸費用、減価償却費、一般管理費ということで、项目的にはこの運営計画でも挙がっております。この中から委員御指摘の消費税等については、項目等、詳しいところがございますので、また担当のほうと指定管理者ともそのあたりところは確認をしてみたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、3月末がこれで決算が済みますので、そうしますと決算書出てまいりますので、十分確認した中で、多分、歳入というのは小さく見積もるとというのが原則でありますので、こういう場合は、と思いますので、正確な決算書に基づいて、営業利益を確定していただき、それに対しての協定書、31条に合致する基金への繰り入れをできるようにお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑は終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に質疑させていただきます。

20款諸収入、ページ数67ページです。

雑入のもつくる新城維持管理費負担金で200万円計上されておりますが、主な内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほど山口委員の御質疑にも御答弁をさせていただきましたとおり、営業利益の20%から千円未満を切り捨てました額を維持管理費負担金として納入していただくものであります。

この200万円につきましては、道の駅開発運営計画における収支予測に基づきまして算出をさせていただいたもので、営業利益を1千万円としておりますので、その20%であります200万円を維持管理費負担金として計上させていただいておるようなものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 資料請求で、もつくる新城の維持管理費のほうを出していただきました。プロパンガス代、水道料金、ティーズ使用料、足湯の清掃・運搬、温泉源の使用、案内、清掃などなど。そこで年間350万円、全部込み込みでかかるのかなという考えなんです、このうちの市が出している維持管理費という

のがあったら項目、金額を教えてくださいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 もつくる新城の指定管理に係る部分の負担金につきましては、本市から名鉄レストランへの支出はございません。資料提供させていただきました平成27年度もつくる新城の維持管理と月別一覧表につきましては、すべて新城市が支払っているものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、じゃあ確認なんです、このプロパンガス、電気料負担金、水道、公衆電話、ティーズ、機械整備、足湯、自動ドア保守点検などなどの年間350万円だと思んですが、これは名鉄レストランが出しているわけじゃなくて、すべて350万円は市が出している維持管理費でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのとおりです。これにつきましては観光案内施設に係る維持管理費等ということで、御理解願いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 プロパンガスとかも観光案内で使うものなんでしょうか。ここで言うと、プロパンガスとかはお店で使うプロパンガスがここに入っていないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

次に、4番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳入、20款諸収入、65ページです。

新東名高速道路水質調査負担金について、充当する事業内容は何か、お伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 これは、新東名高速道路建設に伴う対策盛り土における水質調査の費用負担に関する協定に基づいて、中日本高速道路株式会社から負担金として費用をいただくもので、歳出につきましては、予算書174、175ページの8款1項2目高規格道路対策費の委託料で計上しているものです。

内容につきましては、高速道路建設中に発生しました重金属等の含有土を盛り土材として使用した盛り土区域内から発生する水の水質調査を委託するものであります。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、20款諸収入の質疑を終了します。

歳入、21款市債の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、21款市債、70ページです。

前年比14億7,400万円の増ということです。かなり増額になってます。総額43億9,800万円となっておりますが、起債の種別比率はどのようになってるか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 平成28年度は、庁舎建設事業、新城地区こども園建設事業、作手小学校建設事業など、大型の建設事業が集中することから、前年度より14億7,410万円多い43億9,820万円の市債を歳入予算として計上しております。

市債の種別といたしましては、合併特例債が全体の約42%に当たる18億4,580万円、過疎対策事業債が約25%に当たる11億10万円、臨時財政対策債が約22%に当たる9億5千万円で、この3種類で全体の約89%を占めてお

ります。

そのほか、公共事業等債が3億4,090万円、過疎対策事業債のソフト分が5,260万円、一般廃棄物処理事業債が4,260万円、辺地対策事業債が3,090万円などとなっております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 合併特例債、過疎債、臨時のものでもほとんどだということですけども、合併特例債、過疎債も同じように交付税措置があるっていう、だと思ふんですけど、臨時財政対策債も同様の程度、他の財源に比べて有利があるのかないのか、一般の起債との違い、あるいはその辺についての再度説明をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 合併特例債と過疎対策事業債は、交付税算入率70%です。

それから、臨時財政対策債につきましては、全額これは交付税措置になります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、21款市債の質疑を終了します。

続いて、歳出、2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 それでは、歳出、2款1項10目地域情報通信基盤費、地域情報化推進事業、85ページです。

設置場所を2地域にした理由は、お願いします。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 携帯電話事業者が採算性の問題から、携帯電話の鉄塔を整備できない不感エリアに対しまして、県の補助金を持ちまして、市が鉄塔を整備する事業です。

これにつきましては、携帯電話事業者の参画がなければ整備できるものではありません。今回の整備は、2地域につきましては、携帯電話事業者の参画の意思表示がありまして2地域にしたというものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 これはちょっと数年なかなか進まなかった不感地域のところで、やっと2地域ということで出てきたんですけども、今の答弁だと、業者がなかなか手を挙げられなんだという。その理由はかなり需要がないためにそういう業者が手を挙げなんだという状態なんですけども、今回は業者は負担はないんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 事業所負担とこのをいただくようになっておりまして、全体事業費、鉄塔整備事業費の9分の1を事業者負担としていただくようになっております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員、続けてください。

○鈴木眞澄委員 では、続いて2-1-17地域活性化事業費、空き家利活用事業、99ページです。

2点お伺いします。

1点目、空き家情報登録制度の運用について、活用方法は。

2点目、どのような効果を目指しているか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 それでは、1点目から、空き家情報登録制度の運用について、活用方法は。

空き家情報登録制度は、市内に存在する空き家を登録していただき、市のホームページ等で紹介し、移住・定住を希望する方に空き家の情報を提供し、売りたい、貸したい方と買いたい、借りたい方の間を結ぶ制度です。空き家を地域資源として有効活用していくこ

とで、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るものです。

運用に際しては、売りたい、貸したい方、もしくは買いたい、借りたい方の負担軽減を図るため、空き家改修事業補助金制度を設け、入居の際、改修が必要な物件に対して、改修費の一部補助を行っています。現時点で御利用された方はみえません。

2番目のどのような効果を目指しているかということですが、空き家を地域資源として有効活用し、定住人口をふやすとともに、地域の活性化を図ることを目指しています。

3月14日時点で、2件の売買が成立しています。物件登録は8件、利用登録は13件ありました。

この3月には、空き家所有者への意向確認アンケート調査を行います。この制度の認知度を上げ、多くの方に御利用をお考えいただくことを目指してまいります。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 それでは、ちょっと確認をしていきたいと思えます。

売りたい、買いたい、貸したいということで、この制度はわかるんですけども、なかなかこの制度があっても前へ進まないという現状というのは、貸したいのはちょっと無理だ。また売りたいっていうのは少し前を向いているわけですけども。この形のものでどうやって進めるのかっていうのがちょっと見えてこないんですけども、その点についてはどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 どのように進めていくかということですが、売りたい方、貸したい方も、買いたい方、借りたい方も、市へ登録申込書を提出いただき、空き家バンクに登録していただきます。売りたい方、貸したい方が物件を登録しますと、市のホームページに物件が掲載されます。市は物件が載ったチラシを作成して、問い合わせがあった

場合にお渡しできるようにいたします。

買いたい方、借りたい方は、ホームページやチラシを見て気に入った物件があれば、市に物件交渉の申し出をしていただきます。その後、宅建協会の媒介などにより、当事者間で話をさせていただいて、契約していただくと。そういったような流れであります。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 それでなかなか進めるものかどうか、ちょっと手を挙げていただきたいということなんですけど、改修補助金はなかなか利用されてないということは、1つはやっぱりまだまだこっちに目が向いてない。そういう補助金があること自体も知らないという方もおみえになるわけなんですけども、この周知方法についてはどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 空き家バンクの補助金の周知方法ということなんですけれども、空き家バンクへの登録について問い合わせがあった場合、登録までの流れを説明する際に、空き家改修費補助制度についても必ず説明しています。

また、市のホームページにも補助金について御案内させていただいております。

補助の内容は、改修費用の2分の1で、上限30万円です。

平成27年度は、2件の契約がありましたけれども、一部改修だとか、そういったものの必要のない物件、条件が合うものであったということでもあります。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 効果について、先ほど登録物件が8件で、利用登録が13件あったという、それと2件の売却の件があったという。割と市内から出ていった方が空き家等が多いと思うんですけども、アンケート調査も3月にする予定だというふうにお伺いしたんですけど、この外にまた住所もわかんない人はやっぱり空き家の把握をしていくと思うんですけども、

その点についての考えはどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 それでは、市外の方の所有者の意見ということなんですけど、まずですね、登録物件、先ほど物件が8件で利用登録13件ということをお説明いたしました。

その内訳なんですけれども、市内の所有者が1件、市外の物件所有者が7件です。

利用登録13件の内訳は、市内の方から2件いただいております。市外の方から11件です。

そして、この3月にですね、アンケート調査ということで先ほど説明させていただきました。その内容に関しましては、市外在住の所有者の方にですね、アンケートを送りました。

内容は、空き家バンク登録の意向確認です。あなたは空き家バンクという制度に登録いたしますかどうかというのを確認のアンケートを行います。

回答をいただいたらですね、申込書の説明だとか、個々に説明をしていきたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 それでは、次に行っているんですかね。

2款1項17目地域活性化事業費、結婚支援事業、99ページです。

2点お伺いします。

平成27年度より減額した理由は。

2点目、どのような効果を目指しているか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 結婚支援事業について、平成27年度より減額した理由はということでもあります。

平成27年度は、第1回目の試みということで、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業として取り組みました。セミナー、イベントへの応募の予想がつかない中、男女ともに応募枠30名を大き

く超える申し込みがあり、非常に人気の高いコンテンツであることがわかりました。女性81名、男性53名の方から応募がありました。

平成28年度は、募集方法などの見直しを行い、減額することといたしました。

2番目に、どのような効果を目指しているかということでもあります。

結婚支援事業は、男女の出会いの場を提供し、家庭を持つ意識づくりの契機とすることを目的に企画します。

イベント参加者カップリングの目標は、35%以上、参加者満足度は70%以上を目指します。

平成27年度の取り組みにより、イベント開催前の事前セミナーなどが参加者満足度に大きく影響することがわかりましたので、平成28年度は運営会議を充実させ、セミナーなどの内容を拡充して、参加者の満足度向上を図ります。

取り組みの最終的な目標としては、この事業を通してカップルになられた方が成婚に至ることだと考えています。

現状では、まだ成婚の連絡を受けていませんが、参加者と連絡をとることで状況把握に努めてまいります。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 では、もう少しちょっと確認をさせていただきたいと思います。

この平成27年度は、男女合わせて134名の応募があったということですが、この平成28年度は縮小と言うのか、参加者を減らす内容なのか、せっかく134名というすごい人数が集まって前向きに新城へ来たいという、また住みたいという人の声も無視するのではないかなというふうに思うんですけども、参加者を減らすということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 平成28年度の結婚支援事業、参加者を減らすということなのかということでもありますけれども、平成28年度

もですね、平成27年度と同様に、30人ぐらいを考えておりますけれども、昨年度、平成27年度、応募者数が多かったものですから、平成28年度はですね、応募者数に合わせて参加者数を変更して、ふやすことも考えたいというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 先ほど、平成27年度は事前のいろんな出会い方みたいなものができなんだというものがあったんですけども、今年度については事前セミナーと、イメージがちょっとわからないんですけど、どういうセミナーというイメージでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 セミナーのイメージということでもありますけれども、基本的には女性と男性とわけておまして、女性には新城市の魅力の紹介を考えております。

男性の方には、コミュニケーションだとか話の聞き方、雑談の仕方などを考えていますけれども、今年度、運営会議ですと、その辺の内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えています。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 もう1点、農協や舟着で、昨年度から舟着でも舟コンという形で、地域で盛り上がり、ボランティアの団体がサポートしてやっておるんですけど、こういうような事例も一ついろいろ意見として取り入れることも必要だと思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 ありがとうございます。昨年度、平成27年度開催したときにですね、舟コンにかかわった方にも御意見を聞きながらやったんですけども、平成28年度もですね、舟着地区だとか農協さんにですね、婚活事業にかかわってる方に運営会議の参加をお願いしたいというふうに考えています。

そして、連携を図ってやっていきたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 次にいきます。

2-1-17地域活性化事業費、配食サービス空白地域解消事業、101ページです。

2点お聞きします。

1点目、想定する車両及び委託先は。

2点目、どのような効果を目指しているか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 車両につきましては、軽自動車のバンタイプを予定しております。

委託先につきましては、配達はシルバー人材センター、弁当につきましては、現在、配食サービスを行っている業者へ調理を委託する予定です。

2点目のどのような効果を目指しているかですが、委託先事業者の都合等により、現在、配食サービスが提供できない地区の高齢者に配食をすることにより、食生活の改善、健康保持のほか、見守りや安否確認の充実が図られると考えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 では、バンタイプということで、車のタイプは。シーズン通して弁当を配達するわけですが、いろんな時期によっては暑い温度とかあるんだけど、バンを貸し出してという、バンの形態っていうのは、普通、大体配食をする形の配食車っていうのは冷温車とかで冷凍車とかっていうのがあるんですけども、そういう内容のバンという理解でいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 今回は軽乗用車に保冷箱、クーラーボックス等を乗せて配達することを予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 もう1点、シルバー人材セ

ンターに委託をされるということで、今までの実績等があれば、ちょっと教えていただきたいんです。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 配食サービスでは実績はございませんが、現在、区長文書等の発送時にシルバー人材センターの会員が市の車を使用して配送をする派遣型の方法を取っておりますので、これと同じ方法で行いたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 では、次にいきます。

2-1-17地域活性化事業費、高齢者外出支援サービス利用拡大事業、101ページ、同じページです。

2点お聞きします。

福祉有償運送が可能な団体数は。

2点目、どのような効果を目指しているか。お願いします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 1点目でございますが、現在、新城市内で福祉有償運送事業を行っているのは、5事業者です。

2点目のどのような効果を目指しているかですが、高齢者福祉タクシー料金助成事業の利用者は、90%以上が新城地区にお住まいの方で、鳳来、作手地区では、利用料金が高額であったり、タクシー事業者がないことから、利用しにくい状況にあります。

タクシーの半額程度の料金でNPOなどが行っている福祉有償運送を助成の対象にすることで、通院や買い物など、外出を支援するとともに、孤立の防止や自立した生活の維持を目的としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今5事業者ということがあったんですけども、NPOでやっておられる方は料金体系がなかなか進まない部分を感じられるんですけども、5事業者からの申し込

みというのはあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 現在、協力のお申し出があるのは2事業者であります。調整を進めてる現時点では2事業者ですが、平成26年度の福祉有償運送の利用回数の実績を見ますと、この2つの事業者でおおむね9割を占めておりますので、効果のほうは大きいかと思っております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 では、次の2-1-17地域活性化事業、買い物困難地域対策事業、101ページ。

2点お聞きします。

どのようなアンケート内容か。

2点目、今後のスケジュールは。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 アンケート内容ですが、アンケート内容につきましては今後調整としてはまいります、日ごろの食料品などの日常生活品の買い物の状況、買い物のための外出に係る支援、宅配サービスの利用や移動販売の利用、実施した場合の利用回数や取り扱ってほしい物品の品目等を中心に設問を組み立て、ニーズの把握に努め、今後の実施体制の検討を行う予定としています。

今後のスケジュールであります、6月をめどにアンケートを実施し、8月までには集計、分析をした後、関係団体との協議、調整を経て次年度の事業計画をまとめていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 では、1点だけ、この事業はアンケートをまずしていくということで、買い物困難者がどのくらいおみえになるのか、そういうことも踏まえた上で、アンケートをしながら、来年度からそういう人たちを集約していくという理解でいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 次年度のアンケートでどの程度の方がこのニーズと言いますか、地域性も含めてですね、アンケートを実施しまして、把握に努めたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 では、次、地域活性化事業費、森林資源調査・研究事業、同じページです。

1点目、どのような仕組みの内容か。

2点目、どのような効果を目指しているか。お願いします。

○丸山隆弘委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 それでは、1点目のどのような仕組みの内容かということですが、本市の約8割を占める森林につきまして、新城市森づくり基本計画に基づき、森林整備を進めるとともにですね、現在、十分な出材が進んでいない森林からの円滑な出材を可能とする仕組みを再構築するとともに、出材された材を材及びバイオマス燃料として活用する仕組みを構築するため、森林資源活用サプライチェーン構築事業として調査・研究事業を予定しております。

2点目であります、どのような効果を目指しているかということですが、現在、「あいち森と緑づくり事業」や「水源林対策事業」など、各補助メニューを活用しまして、年間1,570ヘクタールの間伐事業を計画、実施しておりますが、木材価格の低迷等により、多くの間伐材が出材されずに林地残材として残されております。この林地残材を出材し、建築用材だけでなく、バイオマス燃料等として多角的に活用することにより、新たな事業分野の創出や産業としての確立を目指すものであります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 2点ほどお聞きしますけども、円滑な出材を可能とする、漠然的なものなんですけども、これは今までもやってきた

取り組みだと思っんですけども、出材を可能にするっていうのは大変なエネルギーが要るということですけども、もう一度どのような仕組みか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 具体的な内容ということでありまして、川上側である供給元から川下側であります需要先に至る一連の流通網を検討するため、県林務課、新城森林組合、製材組合など、森林、林業関係団体などを構成員として組織を設置し、専門家の支援を受けながら、この地域に適した林地残材の活用方法等について調査、研究を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木真澄委員の質疑が終わりました。

ここで説明員入れかえのため、再開を10時30分とし、休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時29分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出、2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、77ページですが、今後のスケジュールについて伺います。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 今後のスケジュールであります、実施設計作業であります詳細図面の作成、工事費の積算を7月まで予定しております。積算した工事費が適正か否かにつきましては、第三者検証を行いまして、自治体の公共工事の監査及び検査に実績のある法人に審査をしていただきます。

その上で、新庁舎本体の工事請負契約を消費税率引き上げの経過措置として、現行の8%の税率が適用される9月30日までに締結

し、第Ⅰ期工事としています新庁舎本体工事及び新庁舎敷地の駐車場整備を含む外構工事を平成30年4月までに、第Ⅱ期工事としております現本庁舎敷地の駐車場整備を平成31年3月までに完了したいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 改めて伺いますが、そのスケジュールについて、不安定と言うか、変更の可能性が出るような要素というのは、現時点ではあるんですか。確実度というのはどの程度なんでしょう。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 現スケジュールは、精査した形で行っておりまして、本市の場合、E C I方式という方式を取っております。今のスケジュールから行けば、議会の議決、契約締結の段階で議会の議決というものがございまして、その部分を除けば、ほぼこのスケジュールで行けるといふふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっと前後するんですが、本体と言うか、調査本体が完成する、枠が外れて完成したという状態は、平成30年3月末なのか4月なのか。今だと4月のようなお話だったんですが、その点ちょっと確認させてください。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 平成30年3月までというような情報をちょっとお流した時期もございましたが、現在のところ、精査いたしまして、現予算に反映しておりますのも平成30年4月までとしてございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 では、次に移ります。

同じく、2款1項1目一般管理費、行政不服審査制度運営事業、77ページですが、この事業目的と内容、実施に至る背景について伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 事業の目的につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、申し立てに対する調査審議を行う附属機関の設置が義務づけられたことから新設をした事業でございます。

この事業は、市が行った処分等に対し、不服のある方が審査請求をした場合に、その処分等が適正であったか、市が改めて採決するに当たり、公平かつ客観的な第三者機関として、調査審議をする附属機関、新城市行政不服審査会の運営を行うものでございます。

事業の内容といたしましては、この審議会の委員報酬のほか、新制度に対応するための運用マニュアルの作成に係る経費等を計上しております。

なお、実施に至る背景といたしましては、これまでの行政不服審査制度は、申し立てがあった場合に、その行政処分をした処分庁が再度、見直しを行うことから、公正性が担保されないといった問題がありました。

改正後の新制度では、こうした問題を解消するため、審査請求があった場合は、その審査請求の原因となった行政処分に関与していない審理員と第三者機関である行政不服審査会が審査の 절차に加わることで、公正性の担保を図ろうとする等のため、昭和37年の制定以来、初めての抜本的な見直しがなされ、行政不服審査法が全部改正されたことによるものでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業費、地域プランニング事業、99ページですが、住民主体の計画的な地域づくりの内容について伺います。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 本市は、地方自治法に基づく地域自治区制度を導入し、地域協議会を中心とした地域づくりを進めています。

そのためには、住民主体の地域計画策定が

必要であり、策定することで地域の活性化を見据えた地域づくりにつなげ、自治区制度を利用した計画的なまちづくりが進むことになります。

また、地域計画策定が地域の目標となって住民が同じ方向に向かって進むことができます。

地域協議会委員さんからも、「長期の地域計画づくりが必要である」「計画的に取り組む必要がある」といった意見も出ているところであります。

このため、地域計画の策定に向けて、平成27年度は地方住民生活等緊急支援交付金を活用した地方創生先行型事業に対応した事業として、先進地視察を行い、自治基本条例3周年記念フォーラムを開催いたします。

2年目になる平成28年度地域プランニング事業では、国庫補助金で地方創生推進交付金を活用した事業として、講師を各自治区へお呼びして、地域計画の重要性の醸成を図り、さらなる地域自治区制度の進展と浸透を図るため、自治区制度概要版の発行とロゴマークの作成を行い、地域活動交付金事業と地域自治区予算事業で整備したものへロゴマークを貼るなど、住民へのPRと見える化を推進します。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、この事業の中に盛った内容と同種のものがこう一般、行政のニーズに出てきたようなケースがあるかと思うんですけども、調整というのはどういう形でやっていかれるようなことになってるわけですか。この要するにプランニング事業の中に、自治区単位で盛った問題とですね、それがすべて盛られる、その事業とまた別な角度と言うか、要請事業で出てきたようなことがこの同じような項目であった場合には、どういう形で調整することになるわけですか。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 済みません、住民主体の計画的な地域づくりの内容ということで、お答えしたいと思いますが、各地域ごとに課題が違いますので、今後、各地域協議会を中心として、地域自治区住民との話し合いやワークショップ等を行い、多くの意見をいただき、各地域自治区ごとに策定することになります。

なお、地域づくりの内容につきましては、想定ではありますが、各自治区の全体的な課題を抽出して、まちづくり計画として、まちづくりの目標、まちづくりの柱を定め、行動計画や計画の推進を図る方策を決めることの内容になるかと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、簡単に言うと、中学校単位の校区と言うか、そういうような形の地域づくりを大体していくよと。この自治区、それだけではないんですが、大ざっぱにとらえて、そんなような考え方でよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 そのとおりで、10地区の地域自治区ごとに計画を定めていくものでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に行きます。

同じく、この地域活性化事業の中の地域産業総合振興施策推進事業、101ページですが、地域産業の創造と発展とは何かについて伺います。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 お答えします。

新城市地域産業総合振興条例の中では、既存の事業の活性化などのこれまでの取り組みに加え、新たな取り組みによる地域産業政策をつくっていくことの重要性を示しております。

地域産業の創造と発展は、これまでの産業振興のように既存の産業の支援にとどまらず、

より積極的に取り組む姿勢を示し、経済環境の変化を取り込み、本市の地域特性を生かした新たな価値による産業を興こしていくという意味と、さらに産業の持続的発展を通じて、魅力と活力にあふれた都市を市民、事業者、市が協働連携してつくっていくという意味を込めさせていただいております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっと漠然としていると言うか、理念的な部分が多いので、具体的に伺いたいんですが、産業の創造ということであれば、既存産業をベースに、新たな産業、業種を考えて想定されておると思うんですけども、具体的にこの地域特性を生かした、この新たな産業あるいは業種というのは、どのようなものを想定されているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 本市の地域特性を生かしたということで、雇用の面からを見させていただきますと、製造業に従事されている方、卸し、小売業に従事されている方という部分の内容からですね、やはりそういう方たちへの支援という部分に着目しながら、施策をつくり、事業を、市民と事業者と市が一体となって取り組んでいこうということで御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 もう少し伺います。

いわゆるこの既存企業をベースにしていくと思うんですけども、既存の今のこういう工場と言うか、問題をですね。そこに創造というものを加えていく、発展云々とあるんですが、その部分が少しこのどうなのか、理解が十分行けないところなんですけれども、新しい企業誘致等をしながら、この新しい産業形態のものを、これつくっていくのか、今、新城市の中だと車関係が多いわけなんですけれども、その辺のこう既存のものをとらえてい

きつつ、新しい産業、業種の創造ということのねらいであろうと思うんですが、企業誘致等にとってどういう分野をもう少し絞って、具体的にやっていくという戦略的なものが必要のように思うので、その辺は現時点でどう考えていらっしゃるわけですか。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 今回の内容の部分につきましては、雇用の面からですね、やはり企業誘致という部分は欠かせないとは思いますが、ただ人手の不足という部分、それから人口減少という部分でですね、どういう形を取っていくべきなのかということも検討していかなければならないというふうに考えておりますし、それから新たな取り組みとしてはですね、やっぱり市民と事業者という部分でですね、やはり連携して新しい産業というものをつくっていくということ、地域の情報をしっかり取った上で、どういう施策に結びつけていくのがいいのかも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 まだ、ちょっと納得できないんですが、例えば工業出荷額等を見ても、少しずつ落ちておるような状態だと思うんですね。企業の今までの工場生産という意味では、既に時代の波はあるかと思うんですが、ピークを過ぎたと言ってもいいぐらいな状態にあるかと思うんですが、その辺の既存企業をどういうふうにこう集約すると言うか、とらえた上で、新たに何をプラスするのかという考え方が必要かなど。意図的に、政策的にと言うですかね、意図的に何かやっていく必要があるように思うんですけども、それは新東名だとかいろんなこの新しい時代の転換を契機に考えられると思うので、その辺もう少し総合振興施策云々と言うのであれば、もっとこの意図的と言うか、希望的と言うか、そういうものが具体的にあってしかるべきな

ようなふうには私は思うんですけども、その点についてどうでしょう。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 今、地域産業総合振興条例の中にですね、第7条というところに、基本的な政策の方向性というものを示しております。

ここではですね、無論、積極的なそういう事業者への支援という部分もございますし、若者、女性の能力を活用した産業を興こしていく、支援していくという部分もございます。

それから、そのほかにですね、地域の課題を産業という力でどういうふうに課題解決していくかというような内容も含まれております。

そういう新しい視点を含めて、総合的に、計画的に地域産業を創造と発展というキーワードで計画していくものでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に進みます。

同じく、地域活性化事業、111ページですが、「しんしろビジネスマッチング事業」について伺います。

従来の異業種交流や企業間連携と何が違うのか、新しい点があれば伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 この「しんしろビジネスマッチング事業」では、異業種交流、企業間連携も当然目的としておりますが、先ほど申し上げましたとおり、地域産業総合振興条例の第7条ではですね、基本的な方向を踏まえた新たな取り組みとしてですね、やはり市民、事業者、市が情報共有を進め、市民の地域産業や企業活動への理解を深める機会としていきたいとも考えております。

この取り組みは、地域産業の変化をですね、これまでの対応ではなく、これから著しい変化という部分も出てきてまいりましたので、事業者の創意工夫を助長しながらも、市民、事業者、市が一体と対応するというような形

で、この条例の趣旨に通じるものというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 先ほどの、総合振興施策とも多少関連するんですけどもね、この現在この起業をされてる事業主の方とお話するような場合に、今、自分自身はこう創業者とか、直接の関係者だと、この新城の地域にいるいろいろお世話になってという、しがらみ的な、人情的な部分があるんですけども、二代目、三代目となると、この新城という地域にそれほど執着しないと言うか、こう恩義を感じないという意味じゃないんですけども、やはりビジネス的に必要であれば、新城でなくてもいいと言うか、工場ごと、会社ごと移転するって言うようなことも当然想定されてくると思うんですね。

そういうような状況から、先ほど申し上げたように、工業出荷額とか全体的な数字にも少しあらわれてるのかなと思いますので、もう少し例えば介護医療の分野の事業だとか、それから航空産業とか、この地域の部品メーカーとしてもあるわけなんで、そういうものを意図的にこの推奨すると言うか、ある程度、企業群と言うか、関連づけたりですね、ビジネス的に紹介したりとか、いろいろするようなことをもう少し積極的に打ち出すべきだというふうに思うんですけども、その辺の認識について伺います。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 このビジネスマッチング事業では、条例の審議過程でも課題として取り上げられた、やはり人の雇用の部分の内容につきましても、やはり市内に雇用、職場がないというような御意見もいただき、そういうものがですね、本当に情報がしっかり市民の方たちにも伝わった中でやられているかというような内容もございましたので、企業のマッチングをするという部分も含め、

やっぱり市民もそういう地域産業の重要性というものを知った上で、このビジネスマッチングの中でではですね、就職だとか雇用だとか、そういうことにも含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひですね、市民の皆さんに市内企業、どんなことやってるんだっていうようなことをよく説明できると言うか、市民のほうがよく理解できるような形で情報伝達をしていただいてですね、もう少し市民自身が市内企業についてよく学べると言うか、わかるような形にさせていただきたい。ぜひお願いしたいと思います。

次に進みます。

同じく、地域活性化事業、創業支援補助事業、101ページですけども、新たな起業と雇用の創出を支援する、市内の起業実態に対する認識について伺います。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 平成27年中における市内での創業実態は、新城市商工会に加入する事業所については、個人が9事業所、法人が5事業所の合計14事業所ありまして、業種としては、主にサービス業、建設業、飲食店等となっております。経営者の性別で見ますと、男性8人、女性は6人であり、年代としては、多い順に30歳代、20代、50代となっております。

創業の形態としては、市外にある、本店が市内に支店をつくる場合とかフランチャイズチェーンを開業する場合、それから企業に勤めていたサラリーマンが自身の持つ技術や資格を生かして独立開業する場合、それから特技や趣味を生かして、余りお金をかけずに自己資金の範囲内ほどで小規模な事業を始める場合などがあると思われれます。

本事業では、起業に向けて商工会への実務相談や金融機関から開業に必要な資金融資を

受けて、確実な事業計画のもとで起業していく方に対して、起業に係る資金の一部を補助して経費負担の軽減を図りながら、長く事業経営を継続していただくことで、市内に確実に事業所をふやしていくこととしております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 関連して、1点伺います。

現在、市内の方で、この起業意識と言うか、は上向いてるほうなんですか。どういう認識でしょう。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 大体、毎年10前後の起業が平成23年以降ですと見えるんですが、起業意識としましてはですね、自己資金が不足しておるとか失敗のリスクが大きいとか収入見込みがないとかということを考えますと、なかなか起業ということに向かうことが難しいわけですが、そのような方でもしっかりと事業計画をしていただく方は支援していきたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 もう少し、意識的にはどうなのか。

例えば、この先ほどの問題とも関連するんですが、条例のほうでは女性をというような形で、もう言うっておるわけなんですけど、この実態として、例えば女性起業家のこう意識発揚と言うか、いろんな情報で、もっと盛んにやってもらうようにするとか、そういう何か意図的なものもあってもいいように思うんですけども、その辺このどういうふうな形で今は認識されておりますか。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 女性の方等も意識は割と高い方がみえまして、小さな事業形態ではありますけども、開業していきたいというような方おります。それらの方等には、しっかり、資金的に大変だとか、いろんな様子を確認させていただきまして、資金融資で使えるものとか、起業に支援になるようなも

のとかに対しては、しっかり検討して支援していきたいという思いです。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次にいきます。

同じく、2-1-17地域活性化事業費ですが、101ページ、観光プロモーション事業について、どこに何を観光プロモートするのか、その内容ですね、受け入れ態勢は万全か、できているかについて伺います。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 新東名高速道路豊田東ジャンクションから浜松いなさジャンクションの開通や新城インターチェンジの開設により、本市及び奥三河にとって支障の1つとなっておりました交通アクセスが改善され、所要時間の大幅な短縮が図られました。

このようなことから、本市の魅力と利便性を広くPRすることで、本市の知名度の向上と観光入り込み客数の増加を図るため、新東名高速道路利用者をターゲットに、観光PRを展開していくものです。

具体的には、観光PRを新東名高速道路東西の主要サービスエリアで実施し、特産品などの試食、アトラクションの開催など、本市の魅力や交通アクセスの向上について情報発信するものです。

さらに、サービスエリア内にありますコンシェルジュカウンターに、本市専用のPRパンフレットを設置し、継続的な情報提供を行う予定でございます。

なお、受け入れ態勢につきましては、新東名開通に向けて、道の駅もつくる新城を初め、看板、トイレ等の改修整備を進めてまいりました。

今後は、観光客の動向に注視しながら、観光関係事業者と連携を図りながら、受け入れ態勢の整備について進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 もう少し伺います。

どこに何をということでしたんですが、新城市、新城地域の観光と言って、具体的に何を想定されてるわけですか。このプロモートする、どこに向けて、例えば東京なら東京行ってやってくるのだとか、どこをいわゆるターゲットに絞りつつ、何を具体的に観光をPRをしてくるのかについて伺いたいと思うんですが。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今回のPRイベントにつきましても、東名高速道路利用者がターゲットになっております。

今回イベントを開催することにつきましては、岡崎サービスエリアと静岡サービスエリアの各1回を予定しております。

特に、静岡サービスエリアにつきましては、今まで近辺の浜松等で行ってございましたけど、今回、新東名高速道路の新城インターチェンジが開設したことにより、日帰り圏が拡大しましたので、静岡の駿河を含めた地域で来ていただくような形で計画をしております。

また、岡崎につきましては、名古屋近辺を含めた方がたくさん来られますので、岡崎と静岡という形で日帰り客、特にこちらに来られる方が大変便利になりましたので、そちらをターゲットにして実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 具体的にですね、例えば今こう歴史観光と言うか、家康の話だとか信玄の話だとか、いろいろあるわけなんで、そういう具体的にこういうものに絞って岡崎なり、この新城でやると言うか、そういうことではないんですか。

それとあわせて、効果を、この経済的効果と言うか、お客さんが来た場合に、地域をきれいにしたりとか、そういう意味で受け入れ態勢を考えていくというふうな思考パター

ンではないんですか。この具体的に何を観光でPRするのかこう、つくり上げていくのか、新城の観光、何がいいですよということを具体的にこのPRするだけではなくて、もう少しつくり上げていく、つくり込んでいく必要はあると思うんですけども、その辺の認識についてはどう考えていらっしゃるんですか。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 委員おっしゃるとおり、最近、歴史ブームです。

本市におきましても、信長本陣等がございまして、今回、新東名高速道路長篠設楽原パーキングの下り線に遊歩道を整備させていただきました。それを含めて、本市におきましては歴史、文化、観光地、たくさん散在しておりますので、それをまとめてですね、PRに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 観光パンフをこう見ますとね、ずっと桜淵からいろんなところが従来のものから既存のものがあるんですけども、それをぱっと観光客の立場に立ってみると、非常に並列に並べてあって、こう魅力と言うかこう、とっつきにくいんですよ。

なので、これプロモートの仕方として、もう少しポイントを絞ってですね、入り口から出口と言うか、ポイントでこういうふうになっているというような、このせっかくこういう形でプロモートするんなら、従来の焼き直してというようなことではなくて、全くこの歴史観光なら歴史を中心にした家康なら家康と言うか、そういう特定の人物にポイントを当てて、こう観光地をもう1回、歴史的なものをこう調べ直すと言うか、新たな価値観をこう与えていくような、そういう何かことをしないと、従来のものの焼き直しだけでは、この新し味と言うか、そういうものがないように思うんです。

その点で、せっかくこの新東名云々という

ことで、ぜひこのチャンスを生かしたいということでやっているんで、ぜひ従来のこのパンフをベースにしたものではなくて、もう少し独自のものをつくり出す必要があるように思うんですが、再度伺いますが、その辺の認識についてはどうですか。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 本市の観光資源につきましては、市全域に分布し、さまざま特徴で、1カ所で固まっとなるわけではございません。

委員のおっしゃるとおり、ポイントを絞ってってということになりますと、観光ルートを構築だとか、またはもっくる来られたとき、先ほど観光ルートと申しましたけど、まずはおりてもらって設楽原資料館、そこから茶臼山、またぐるっと回って湯谷温泉に泊まっていたいて、また帰っていただくという形で、歴史を含めた観光ルートを今後さらに充実してまいりたいと思います。

また、今回、観光基本計画における観光アクションプランにおきまして、もうじき策定して、今年度末に策定が完了しますけど、その中でも観光ルートのことについてしっかりと記載してありますので、それを順次進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 一定理解するわけなんですけど、要するに物語性と言うんですかね、よく言われるように、ルートの中にでもそういうものをこう、つけて観光企画に提案していかないと、従来このこういう観光施設があります、ここもあります、あそこもあります、こういう時代に何がありますというのではなくて、何か1つの時代を輪切りにして、その中でこう動いていくような、そういう物語性なりストーリー性をこう提案していかないと、なかなか新城、奥三河のほうに新たなお客さんが来てリピーターになっていくということはずぶらいように思うんで、ぜひそういった

形も視野に入れていただきたいと思います。

次に移ります。

地域活性化事業ですが、最後になります。住宅用地開発事業、同じく101ページです。

住宅用地の適地を構成する要件とは何かについて、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回予定しております事業内容は、市内における住宅需要の動向を踏まえ、住宅用地の適地を選定するための業務委託に要する経費を計上しております。

この委託業務で予定しています内容は、上位計画や法律や既存データの整理等により、エリアを想定します。そのエリアについて不動産やデベロッパーのヒアリング等により、住宅需要の評価を行い、その評価に基づき、住宅開発地の選定及び課題の整理を行うことを予定しております。

このため、現段階では住宅需要者としての適地については把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 伺います。

新たな住宅の適地を探すと言うか、開発するという考え方ですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 来年度、住宅需要者の求める要件っていうものを不動産やデベロッパー等のヒアリング等から求め、住宅地を選定していくということになりますので、場合によっては新たなところ、また場合によっては既成市街地の中というようなことも考えられますので、どちらも考えられるというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 既存のものを整備するにしろ、新たな住宅用地を開発にしろ、今より、もっと住宅が建てられる用地を整備していく、容易に住宅が建てられるようにしていくんだ

ということですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 委員も御存じのとおり、調整区域におきましては、宅地造成等にはかなり厳しい規制のほう、かかっております。それらのところも考慮をいたして考えていかなければいけないなというふうには思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、このねらいとするところは調整区域での住宅建設ということですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほども御答弁させていただきましたとおり、まだ位置というものとは未確定であります。住宅事業者の方の意見、ヒアリング等によりまして、住宅地は選定していこうかなというふうに考えておりますので、まだ想定しているエリアというものは全くございません。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 想定されてるエリアはないんだというお話なんです、新城インターが開いたりして、この従来こう住宅地と言っていくと、こう旧新城町と言うか、この今、市役所があるこの辺を中心にして広がり合併していったという形になるんですが、この先ある程度30年、50年ってたったときに、インターが何がしかの核になって、まちづくりというのも行われていく可能性もあるかと思うんですが、そういうこの大きなこのまちづくりの変遷って言うんですかね、ある程度、自然に経済的な問題でなっていくと思うんですが、その辺にどういうふうなこの政策的なものを持ち込んでやっていくのか、そういう考え方、この事業の中にはないわけですか。具体的に、簡単に言うと、インターチェンジをとらえたような想定、それを関連づけたようなことではないんですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、エリアの問題ということになってくるかと思うんですけども、インターが核になるという考えで、インター、そのあたりのところをどうかということだと思うんですけども、調整区域におきまして、調整区域での地区計画を立てる上で、既存ストックの活用ということが1つ大きく挙げられております。その既存ストックの中に、インターであったり駅というものが明示されておりますので、駅またインターというもののからの距離というもの、その中のエリアというものは当然、選定の1つのポイントになってくるのではないかなというふうには考えます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後にしますが、規模的にはどのぐらい、何個ぐらいをある程度頭に、ざっくりで結構なんです、どのぐらいのものを想定されてるんですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 何度も繰り返しの御答弁になって申しわけないんですけども、どのぐらいの需要が見込めるかによって、大きさというのは需要に対してエリアを決めていこうかなというふうには考えてはおりますけれども、ただ調整区域でやる、事業を開始するということになりまして、最低1ヘクタールという縛りがございますので、調整区域では1ヘクタールという形になるかなというふうには考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出、2-1-9 企画費、ふるさと納税推進事業、85ページです。

平成27年度より約100万円ほど増額しておりますが、その要因についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 ふるさと納税制度

につきましては、今年度から控除対象額がこれまでの2倍に拡大されたこと、また各メディアで大きく取り上げられる機会が増加したことにより、今後ますます利用者の増加が見込まれるかと考えております。

こうしたふるさと納税制度をめぐる本市の対応としましては、御寄附をいただいた方への返礼品目も充実し、12月1日からはインターネットポータルサイトの利用及びクレジットカード決済を開始いたしました。

平成27年度より予算を増額した要因としましては、このインターネットポータルサイト及びクレジットカード決済機能の事務手数料を計上したことが挙げられます。

そして、インターネットポータルサイトを既に利用している他の自治体の状況等を調査しますと、多くの自治体が寄附件数、寄附金額ともに大きく増加しており、本市におきましても同様に増加することが期待されることから、御寄附をいただいた方への返礼品を送付するための報償費を増額しております。

また、ふるさと納税制度のルール改正等に対応するための新たなチラシの作成をする費用も盛り込んでおります。

以上のことから、前年度からの増額となる予算計上をしたところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 本市でも増を見込んでいくということなのですが、具体的な目標数値というものがあれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 目標数値につきましては、数値的には200件増で、金額にしますと、報償費ですが、80万円ほどの増額と。200件の増を見込んでおります。平成27年度と比べましてですね、200件の増、件数の増額を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ちなみにですね、平成

27年度は何件ほどありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 3月11日現在でございますが、平成27年度におきましては201件でございます。

寄附金額としては470万円となっております。

○丸山隆弘委員長 続いて。

○小野田直美委員 では、続きまして2-1-17地域活性化事業費、輝く女性創業支援事業、101ページです。

具体的な取り組みについて伺います。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 御説明します。

この事業の大きな背景として、少子高齢化による急激な人口減少があります。人口の流出は、本市では特に20歳から29歳が男女ともに多くなっており、若い働き手の世代の流出が課題であるととらえています。

本市では、この年代の「住み続けたい」「いつか戻りたい」「新城に移住したい」という願いをかなえる条件を整えることが必要というふうに考えております。

特に、女性労働力のうち、市内在住の30代、40代の子育て世代の女性の市内での従業する人数は、その年代の人たちが20歳のときから比べると大きく増加していることから、子供が生まれると市内に従事するニーズというのが高くなっていくということがわかってまいりました。

ですので、20代から30代、39歳までの女性の人数は、人口に大きく影響するというふうに考えております。

この年代の女性の就業の選択を広げるため、企業への就業支援だけではなく、創業・起業支援も目的としております。

事業の具体的な取り組みについては、懇談会を設けて、さまざまな立場の女性が意見を交換し、これからの就業、創業、起業等の対象となる女性に対する支援内容について、働

き方の観点から検討してまいります。

また、この女性の創業・起業では、地域産業総合振興条例の策定過程でさまざまな暮らしにくさをビジネスの機会に変えていくといった女性の特有の創業・起業の内容も確認できたことから、きめ細やかな支援の方法も検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 歳出、2款1項17目地域活性化事業費、結婚支援事業、99ページですが、先ほど鈴木眞澄委員が質疑されましたので、きちんと回答を受けておりますので、取り下げます。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、2款1項10目であります。これについても鈴木眞澄委員から質問をいただいたと思いますので、再質疑の形ということでお願ひをしたいと思います。追加再質疑と言うのか。

この電話事業については、西日本、東日本のNTT、NTTという言い方いけません。今までこういう不感地域に対する補てんをするための資金を出しておったわけですが、携帯電話の普及、IP S電話の普及等によって、その部分が賄えないということで、今現在、我々、加入電話1機に対して幾らという、ユニバーサルサービスという制度がありますが、それによってこういった不感地域の補てん、先ほど9分の1というふうに言われましたが、そっからの拠出というのはできないか、お伺ひします。これ、よれば、もう少し不感地域の負担が少なくなるという、逆の発想でありますので。

○丸山隆弘委員長 山口委員、質疑、きちんと筋が通った形でお願ひしたいんですけれど

も、再度ちょっともう1回確認をしたいと思います。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ここで私の聞きたいのは、要するに通信会社、電話事業者の対応ということでもありますので、本来、不感で、地域であれば、ドコモでありauであり、そういった事業体が地域のためにということですが、その部分が9分の1ということでありましたので、ユニバーサルシステムを利用したお金、要するに年間76億円ぐらい実は金が集まってるわけでありますので、そういったものからの補てんは9分の1であったのかどうかということでもあります。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 本市では、これまでに合併以降ですけれども、市内11カ所におきまして、携帯電話基地局を整備してまいりました。それで不感地域の解消に努めてきたところですが、その中で県の補助金によりまして整備したものだけではなく、事業者の協力によって不感地域の解消をしてきた地域もあります。

このように、通信事業者については市の携帯電話不感地域解消という意向のほうを尊重していただいて、御理解いただいたということで、これまで可能な限り御協力をいただいと認識しております。

なお、ユニバーサル等については、何分うちのほうの管轄ではないので、お答えすることはできません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、次の結婚支援につきまして、鈴木眞澄委員から質疑の中でお答えをいただいておりますので、お願ひをしておきたいことは、お答えいただけるかどうかわかりませんが、市民として大切な方でありますし、先ほど鈴木委員から質疑がありましたように、農協の結婚、広域結婚相談所とも連

携を深めるということでありますので、組合員は市民であり、市民は組合員でありという観点から、今後とも十分連携をして対応を、体制、制度を図っていくということによろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 平成27年度の成果から、セミナーですら、いろんなことをやると、かなり効果があるってということがわかりましたので、市外の女性の方からもかなり好評だったもんですから、農協さんですら、ぜひ連携してやっていくということを行います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 次に、同じく配食サービスであります、先ほどお伺いしたところ、軽バンを購入をしてクーラーボックスということのお話を伺いました。

まず、そこで1点お聞きしたいのは、配送はいいわけではありますが、食材のお弁当等の容器がありますが、市内にもそれぞれ宅配って言うんか、配送業者がおみえになります、例えば丸々サービスというような、そのもののお弁当箱を使うのか、お弁当箱を別に求めて、これは市の部分だからこれを使ってちょうだいよということやるのか。

というのは、実は委託料161万6千円、車購入費113万9千円、事務費が50万4千円という325万9千円の予算を見積もっておるところであります、果たして容器については、やはりネーミングであるとか、利用される方が新城市さんもやってるんだねってことがわかるような形を取るべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 現在行っております配食サービスにおきましても、各事業者さんのお弁当箱を使用させていただいております。今回は今、行っております配食サービスが利用できない地域を解消するということを目的

としておりますので、ほかの地域と同じように、業者さんのお弁当箱を利用させていただきまして、配食できなかった地域をなくすということを主眼に考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 シルバーさんをお願いをして配送業務をやられるというふうに先ほどお伺いをいたしました。

そこで、こういった事業をやるについては、実は食品衛生法のかかわりがあるということをありますが、シルバーをやっていただく方には食品衛生法に基づく講習、資格等を取付した者を対応させるということによろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 シルバーにつきましても、配達業務のみという形になりますので、その食品衛生法に触れるかどうかというところは、該当しないかと理解しております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 その方が時間的に間に合わないから配ぜんを手伝うということでありますと、食品加工の部分になりますので、やはり食品衛生法の規定が準用されますので、それも十分確認をする中で進めていただきたいと思います。

次へまいります。

同じく、買い物困難の地域の解消であります、実はこれも、もつくる新城が開業する前に、広域的に新城、設楽等々を含めた地域に、この事業を展開するということがあったわけであります。もつくる新城が現在考えてる、要するに名鉄レストランからのプレゼンテーションの中でそれがあったわけでありますが、そこでの連携調整はどのようになっているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 申しわけございません。もつくる新城の件につきましては、私どもの

ほうは把握しておりませんでした。私どものほうとしましては、一応、高齢者の外出困難地域だとか買い物困難地域を対象とした形で、次年度、状況等を把握し、必要な支援を考えていくということを考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、もつくる新城が考えていた内容っていうのは、移動販売車を用いて行く。次に買い物難民の方に対応するエリアは先ほど申し上げたとおりでありますし、それには高齢者を定期的に訪問できるから、孤立支援であるとか、そういったことができるよということ。

それから、安否確認ということも可能であるということであったので、この事業を進めるに当たっては、やはり都市計画との連携を十分に取る中で、もつくるが、名鉄レストランさんがやっていただけるなら、そこにある程度、事業の協力を求めていくという手法が一番いいのかなというふうに理解をしますので、その点について、関係部局、要するに横との連携を取っていけるということによろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 次年度、アンケート調査を実施しまして、その後、関係するような事業者さん、協力をしていただけるような事業者さんと調整を進めて考えていきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、引き続きお願いします。

○山口洋一委員 では、2款2項2目であります。賦課徴収費の中の地番家屋現況図作成であります。105ページであります。

これについて、地番家屋現況図作成作業において、東三河広域連合が平成28年度から航空写真のデータをということではありますが、このデータを共用することはできないのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 この地番家屋現況図作成事業では、東三河広域連合事業として、今、申されました平成28年度に実施予定の航空写真、この撮影業務で得られます本市全域をカバーした写真データを利用させていただきます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、77ページになります。

住民投票を受けまして、大幅見直しが今、提案されているわけですが、その後パブリック・コメントも行われ、文化会館大ホールの住民説明会も行われました。その後も市民からの声を受け付けてきたかと思うんですが、具体的に何が提案され、その提案をどのように見直しに反映させたか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 見直し基本設計案に対しまして、パブリック・コメントに準じた意見募集、新庁舎見直し基本設計案説明会により、83件の意見をいただいております。

この83件の意見は、設計に関する意見、市民サービスに関する意見、財政に関する意見、その他の意見に分類して、市の考え方をお示しし、設計に対する要望につきましては、実施設計段階で実現の可能性があるものは実施設計で検討する旨、回答させていただきました。

実施設計で検討するものにつきましては、83件中22件であります。この意見を見直し、基本設計の付属書として位置づけ、費用やスペースを勘案しながら、可能な限り実施設計に反映していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 2款1項1目一般管理費、
庁舎建設事業でページ数は77でございます。

新年度予算に係る本体工事費等のスケジュールについてお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 本体工事費につきましては、8ページにもありますとおり、付帯工事費、本体工事監理業務委託料とあわせまして、庁舎建設事業（建設工事分）とする平成28年度から平成30年度までの継続費としており、継続費総額は30億8,361万1千円、平成28年度年割額は10億6,352万9千円であります。

本体工事費の内訳は、新庁舎の建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事、昇降機設備工事等であり、付帯工事費の内容は、新庁舎敷地内の駐車場整備、外構工事等であります。

このほか、体育館前交差点を整形な交差点とするための交差点改良工事、本体工事請負契約締結前に残土等が敷地外に流出することを防止するための雨水処理等工事、移転家屋の基礎部分を撤去するための移転家屋基礎撤去工事を予定しております。

次に、スケジュールであります。先ほどの山崎委員の質疑でもお答えいたしました。実施設計作業であります詳細図面の作成、工事費の積算を7月まで予定しております。積算した工事費が適正か否かにつきましては、第三者検証として、自治体の公共工事の監査及び検査に実績のある法人に審査をしていただきます。

その上で、新庁舎本体の工事請負契約を消費税率引き上げの影響を避けることができる経過措置期限である9月30日までに締結をし、第Ⅰ期工事としております新庁舎本体工事及び新庁舎敷地の駐車場整備を含む外構工事を平成30年4月までに、第Ⅱ期工事としております現本庁舎敷地の駐車場整備を平成31年3月までに完了したいと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、工事内容とですね、スケジュールをお伺いいたしました。

この新庁舎建設については、本当に多くの市民の皆さんが関心を寄せておりますし、まだまだ不確定なところもあると思います。

基本設計案っていうのが確か1月明けにですね、各有権者に郵送され、16日に説明会を文化会館で開いた。これで本当にこの9月までに契約していこうという気持ちで市の執行部は考えておられると思うんですけども、スケジュールの中から見てですね、私はまだまだ多くの市民が疑問があると思います。本当に実施設計段階の7月から5月ですか、段階でもいいと思うんですけども、市長が前に見直しの基本設計で言ったように、より市民の合意ということを非常に強く言っておられた。この点に関して、今スケジュールを聞いておりますと、決まったからこのスケジュールで行こうという形のような発言が強かったと思うんですけども、市民に対する、実施設計段階でも結構ですけど、市民の理解っていうか、得る行動っていうか、説明会っていうのはもうないんですか。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 今、段階といたしまして、御存じのように、実施設計の段階に入っております。

このまま作業を進めて、7月上旬にはということですので、大きな変更につきましては、御意見をいただいたことについて、これから反映するという事は、基本的に難しいと考えております。

ただ、引き続き意見を聞いてはいきたいと思っております。あえて説明会を開くというようなことは考えておりません。

ただ、聞く意見といたしましても、それが市民の利便性の向上するような有意な御意見につきましては、これは全体予算の範囲内でおさめることができるものであれば、それは

取り入れることも検討してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁聞いてますと、ほぼ変えるつもりはないというような感じであります。

ちょっと心配しているのはですね、この9月までは設計関係で行って、実際9月に契約していきますと、今年度の事業としては基礎工事とか土工事の関係とか免震のところまで年度内にやるっていうような工事スケジュールだと思います。確定って言うのか、実際工事の発注するときの契約が9月末ですけども、確定段階って言うか、決まったことの内容っていうのは市民に周知される予定ですか。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 決まったことということでございますけども、実施設計が整いまして、それにつきましては議会のほうに上程させていただきまして、議会の判断をいただくということで、これを進めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、実施設計が確定って言うか、段階で議会のほうに、議会で決めていただくって言うのか、この決めるって言うか、議会の報告になるんか、決めるんか、わかりませんが、これは臨時議会開くとか、6月が終われば次は9月議会になってしまいますので、全員協議会とか臨時議会とか、何らかの形で議会の承認を得るということでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 先ほどのちょっと答弁の中で、議会のほうに挙げさせていただきまのが工事請負契約の締結につきまして、9月の議会に上程させていただくような予定で考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 少し今年度の工事のことで

スケジュールをいただいた中で見させていただいたんですけども、先ほどちょっと申し上げたんですけども、大きな土工事、基礎関係が今年度の大きな事業かな、免震装置までつけるっていうのが10億円近い費用の中で、ほぼそれが消化されるのかなと思うんですけども、今10億円の中です、土工事、基礎躯体工事、それから免震装置の3段階だと思うんですけど、概ね10億円の中のそれぞれ、どの部分がどの程度かかってくるか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 先ほどの答弁にもありましたけども、継続費の中で本体工事並びに付帯工事等を含めての金額となっておりますけども、本体工事だけにつきましては、これは既に市のほうの方針として申し上げておりますけれども、全体30億円以内ということでありますので、これを現段階、まだ実施設計が終わっておりませんので、これにつきましては現段階で月割り計算という形ですしております。ことし9月に契約をいたしたとして、今年度は20カ月分の7カ月という形でのこれ費用の上程をさせていただいておりますので、これにつきまして、ことしの出来形につきまして、出来形がこれに達していない場合につきましては、逐次繰り越しという形で翌年度のほうに繰り越すというような形になるかと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もう1点お伺いいたします。

いただいた資料の中です、工事の関係で移転家屋の基礎の撤去が約380万円、それからテレビの放送の受信障害、世帯の補償へっていうことで373万3千円というような費用負担って言うのか、工事費が掲載されているんですけども、移転家屋の基礎っていうのは、直接、本体工事のところとは別なところというふうに考えていいのか。それとも本体工事の中だったら一緒に工事をしたら経費的

にもかなり浮くかなと思うんですけども、この移転家屋の基礎撤去等はどのような位置の場所って言うか、一緒にはできない、本体工事とは一緒にはできない工事なのかっていうことです。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 移転家屋の基礎撤去の工事部分につきましては、いわゆるC敷地の部分を予定をしております。

というのは、これは施工に当たりまして、C敷地を使うことによりまして有効にかつ、近隣の安全を考えてもですね、これは工事が行いますので、これについては工事の施工ヤードという形で使うと考えておりますので、その部分の移転家屋基礎撤去工事ということになっております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 テレビ障害、もうひとつ電波障害の関係。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 テレビ放送の受信障害世帯の補償のことにつきましては、これは新庁舎建設によりまして、地上デジタル波の受信、これに障害が出る可能性があるという世帯がございますので、これにつきまして現在、予算の上では最大予想される範囲内を見積もっておりますけども、そういう世帯が影響を受ける可能性がありますので、これにつきまして、その費用の計上をさせていただいたということでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 障害が発生する地域っていうのは、恐らく何棟かはかなって感じがするんですけど、何世帯ぐらいで、また障害に係るこの費用、予算計上は、恐らくティーズの光ケーブルかなと思うんですけど、内容的なものも含めて、ちょっと答弁をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 委員おっしゃら

れるとおり、現在、補償の形態といたしましては、ティーズでの補償を考えております。

対象となる世帯は18世帯、これにつきまして将来20年分の費用を負担とするような形で、これを補償するというような形で進めたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員、引き続きお願いします。

○加藤芳夫委員 それでは、2款1項17目地域活性化事業でございます。住宅用地開発事業、101ページでございます。

定住人口の拡大を図るための新たな住宅用地の確保の調査ということですが、その委託業務内容は、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この委託業務で予定しています内容は、上位計画や法律、既存データの整理等により、エリアを想定します。そのエリアについて、不動産やデベロッパーのヒアリング等により、住宅需要の評価を行い、その評価に基づき、住宅開発地の選定及び課題の整理を行うことを予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 これは業務委託ということですので、専門的なコンサルに委託するのかなと思うんですけども、先ほどの山崎委員かな、質疑のほうで出たんですけども、市街化区域、市街化調整区域含めて、可能なところということなんですけども、現実問題として、このような成果が市内でこう住宅用地として非常に求めていいという可能性が高くなった場合にですね、この成果が上がってきた場合に、次にはそういう開発行為として、定住人口を拡大するために1つの開発行為として一步一步前進していくという、新しいこの考え方の、特に調整区域は私は非常に問題になると思います。先ほども1ヘクタール以上ですか、開発区域。そういうことになると、大きくこの敷地を確保しなければいけ

ない。市街化区域ならば、それなりの区域として出てくるんですけども、この辺の成果を生かした、結果の成果を生かしたところをどのように進めていくのか。もう市が民有地を住宅適地として決められてきたときに、市が公社とかいろんなものを使って市有地として住宅団地って言うか、それもつくっていくのか。目的をもう少しお願いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 市街化区域、市街化調整区域だけではなくて、都計外、市内全域ということで適地のほう選定してまいりたいと思っております。

それで、ヒアリングの中で市が直接デベロッパーとなって工事のほう進めていくのか、またはそういう開発事業者の方ができればお見えになってですね、そういう民間活力が十分に発揮できるような選定場所というのが選定できれば一番いいなというふうには考えておりますけども、これは不動産の方、またデベロッパー等によってのヒアリング等によって、どういう方向になっていくかっていうのはちょっとまだ不透明でありますので、今後研究してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員、次の質疑に移ってください。

○加藤芳夫委員 2款2項2目賦課徴収費、地番家屋現況図作成事業、ページ数は105でございます。

広域連合に委託し、図面を作成する業務がありますが、その業務目的と成果をどのように生かしていくのか。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 松下税務課長。

○松下 誠税務課長 この事業は、固定資産税・都市計画税における課税客体の適正かつ迅速な把握と、納税者からの照会など、窓口業務における適切な対応のほか、汎用性の伴ったシステムであるため、税務以外の各種土地政策部門での活用を視野に、実施をさせていただくものであります。

地番家屋図とは、地理情報システムに公図及び固定資産であるところの土地等の位置情報に、最新の航空写真を重ねて合わせてコンピュータ上で視覚的に表示させるシステムで、合併以前よりは、前には、旧鳳来町エリアのみでシステムの加除修正を実施し、利用していた事業を、今回、東三河広域連合平成28年度事業予定の撮影航空写真をベースに、市全域を網羅したシステムにスケールアップするもので、成果として、森林施策、都市計画、農政、公有財産管理部門等の各分野での利活用が広がるとともに、道路台帳、上下水道網図のデータを取り込むことにより、評価替え業務の精度を一層高め、公平かつ適正な課税につながることとなります。

初期投資には、一定の経費が必要になりますが、課税情報や都市計画基本図等の定期的な更新による現地と乖離の少ない情報により、これまで以上に、土地の動き、家屋の増改築・取り壊しが時系列的に整理でき、ピンポイントで効率的な現地調査が可能になるほか、土砂災害防止法に基づく、警戒区域対象筆抽出業務経費の削減、空き家対策に必要な位置情報、評価がえ時における家屋全棟調査経費の抑制などにも期待できるものであります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、8番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、歳出、2款1項10目地域情報通信基盤費、地域情報化推進事業、ページ85ですが、携帯電話不感地域解消事業の事業内容はということですが、前2者が事業内容とか、いろいろは聞かれて、理解をしておるわけですが、この事業がことし門谷と一色ですかね、2カ所が解消するということですが、あと残された不感地域というのは、情報システム課としてはどのくらい、どの地域とか、何カ所ぐらいをとらえているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 残された地域ということでお答えさせていただきます。

現段階では、3地区ほどありまして、七郷一色の黒沢地区、それと新城市睦平区の峯野地区、それと田代、あと作手の田代の荒原地区ということで、一応3地区は今のとこ残ってるという形になっております。

その中で、睦平地区については無住地区ということで、住んでいる方がいなくなりました、この中から除外されました。

また、市のほうの考え方と言いますか、県のほうの補助金の考え方にもありますが、相当規模の居住人口を有する地域と観光地、観光施設等で一定数の利用者が見込まれる地域、あと主要幹線道路、国道等に面し、相当量の交通量が見込まれる地域等がありまして、そこに合致しないものということで、作手のほうの田代区の荒原地区については、1世帯ということになりまして、室内アンテナによりまして整備を進めていってはどうかということで、検討をしていきたいと思っております、あと残す地域は、七郷一色の黒沢地区というふうに今、理解しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 もうかなりあと3カ所無住地区が1カ所あるということですが、携帯電話というのはそこに人が住んでいるから必要だというんばかりじゃないと思うんですね。山仕事へ入ったり、いろんなことをしたり、よそから人が入ってきて何か事故に遭ったときや何かにも連絡には携帯電話を使おうと思っても使えないっていう。それでかなり不便をしとる人もあると思いますし、以前に作手では、山仕事してて事故でけがをされて、携帯電話持っていたんだけど、不感地域だったために、自分の居所が一晩わからなくて、亡くなったっていうこともありますので、できる範囲で地域の活性化というのはそういうこともちゃんと詰めていかないと、よそから

人が来るとか、そういうことも減っていったらと思うんですね。私も今までに一度、不感地域で事故に遭った方を車で電話の通じるどこまで乗せていったことがあります、です、ので本当、地域のかかなりの部分は人がおる、おらんにかかわらず、これから観光ということのやっついでいこうと言っているときですので、不感地域をなくするようにしてほしいと思えますが、そこらあたりはこれからどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 今の菊地委員がおっしゃるとおりではあるんですけども、現在のところ、県のほうの補助金の要綱のほうによりまして、いずれの移動携帯の通信事業者による携帯電話サービスも提供されてない地域等々、結構細かい規定がございまして、それに合致するところをまずは重点的に進めるとというのが現状であります。

何分、通信事業者につきましても、住居がまず見込まれるとか、道路等で見込まれるということでありまして、緊急なところについてはまだまだこれから参画の御意向とか出てくれば、市のほうも一緒に対応したいと思うんですけども、なかなかそこが出てこないといった、ちょっと現状であります。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 新城市が情報格差をなくすということで、光ファイバーを全地域に設置したわけですが、そのときに条件にも1つ、情報格差はなくするよというのが入っていたと思うんですが、空き家をこれからどんどん出てくる。携帯電話の通じないようなところのほうで空き家も多く出る可能性があるんですが、それじゃあ、その空き家を利用してほしいとやっても、ここは携帯電話が通じないと、もうその場でキャンセルになっちゃうと思うんですね。

ですので、本当に山合いのところで、効率的には非常に悪いと思うんですが、今後とも携

帯電話というのはそういう意味も含めて、不感地域をなくすように努力はしていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

この際、しばらく休憩します。

午後は、1時から再開します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、9番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告順に質疑のほうをさせていただきます。

歳出の2款1項16目です。地域自治区費、地域自治区運営事業です。ページ数は91ページになります。

1,680万円のうち、所長の報酬は幾らなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 地域自治区運営事業費は、1,680万4千円でございますが、このうち所長の報酬額は648万円であります。この金額につきましては、平成27年度、本年度と同額であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 2人で648万円ということだとは思いますが、市長の方針としても、今後、地域自治振興事務所長を鳳来、作手、空白地区ありますんで、これをふやしていくという考えだと思うんですが、報酬の所長の報酬は、これには入っていないよということの確認ですが、よろしいですか。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 新城地区の2名の所長さんの報酬額でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 鳳来とか作手の所長は考え

ていないということですか。今後の予定は。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 鳳来、作手の所長さんにつきましては、今後の検討ということでございまして、平成28年度は新城地区のみの所長さんでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 新城地区の所長さん2人、引き続きのつていうことだと思うんですが、資料請求でも寄せていただきましたけど、月額、新城と千郷の所長さんは26万円、東郷、舟着、八名の所長さんは月額28万円ということになっております。

そこで、所長さんの勤務簿も見せてもらったんですが、5月15日は打ち合わせではつらつセンターで2時間、5月19日は打ち合わせではつらつセンターで3時間、5月21日は打ち合わせではつらつセンターで1時間と、大体見ますと、1時間から3時間の間かなというふうなことになっておりまして、市民の方から高いという声があります。

例えば、常勤なら26万円もわかるんだが、非常勤なら半額じゃないかと。あとはボランティアでいいじゃないかという声が寄せられておりまして、例えば飯田市のほうの地域自治区の自治振興事務所長は、市職員で賄ったり、あとは25人の委員があるんですが、報酬はなしと条例で定められております。

こういう形で、新城市もですね、まちづくりにはボランティアの気持ち、精神が必要なのかなという意味合いで、報酬なしでね、考えていくっていうことも必要だと思うんですが、今回所長は横のつながりも考えれば、市職員へ置きかえるだとか、あとはボランティアでもう少し金額を下げるというふうな検討はしたかどうか、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 この件につきましては、昨年、1年前の平成26年度の3月議会で市民任用所長の報酬条例を議決した

だいておるところでございます。議決された条例に基づき、事務を執行する責任を執行機関は有しているということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 検討をね、ことし1年どうするかっていうのは、昨年の反省なり成果を含めて、毎回やっていると思いますので、そういうことで質疑をさせてもらっています。

最後なんです、この勤務時間とか時給というのは、具体的に基準はどういうふうに、反省を踏まえてされたのか。

この前は、副部長級の時給をという話だったと思うんですが、今回もそうなのか、具体的にちょっと基準のほうをどう決めたのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 昨年度、3月のときに御説明をしておりますが、条例に基づいてやっておりますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 具体的に、条例に基づいて説明をお願いします。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 3地区を担当した場合、均等割が22万円。それに対して、地区割りが2万円で、3地区で合計28万円。2事務所を担当した場合には、均等割が22万円。それに足すことの地区割り2万円掛ける2地区ということで26万円ということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、それは副部長級の時給で試算したということで、確認ですが、いいですか。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

2款1項17地域活性化事業、高速バス運行事業でございます。99ページになります。

2,200万円もの高速バス運行事業は、観光客の増加を図るとしてしておりますが、新城市内の観光名所にバスはとまるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 現在、計画をしております運行経路につきましては、先日も補正予算に係る予算・決算委員会の折に、加藤委員の御質疑にもお答えをいたしました。新東名高速道路の新城インターをおりた後は、旧国道151号沿いの川路のJR三河東郷駅の前を通りまして、新城市役所、新城市民病院前などのバス停にとまっていくように考えております。

したがいまして、新城市内の観光名所にとまるのではなく、既存のSバスや民間の豊鉄バス、JRに乗り継ぐことで目的地に行けるように、できる限りダイヤの調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 確か、この高速バスを始める検討の中に、学生さんとかの通勤の、通学についていうのもあったんですが、プラス観光客を呼び込むということがあったもんですから、今後の検討だと思うんですが、今後の状況を見て、観光、湯谷温泉とか、そういったところに停まったらどうかという市民の声があったもんですから、この質疑させてもらってるんですが、今後の検討としてはそういった湯谷に停まるとか、そういうふうな観光名所に、桜淵に停まるとか、そういったことは検討、今後あるかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 前回の御質疑にもお答えしたんですが、まずこの事業というのはですね、先駆的な、戦略的な事業でありますの

で、まずバス路線として走らせてみてですね、その後、今、浅尾委員がおっしゃるように、状況、ニーズ等をですね、いろいろ勘案しまして、臨機応変に対応していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 少しちょっと角度変えますが、この2,200万円を使う高速バスなんですけど、こちらのバスってというのは、所有権は新城市なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 この件につきましても、先日の補正予算の折にですね、加藤委員の御質疑にお答えしましたように、あくまでもバスについては、所有権はバス事業者の所有権となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入ります。

2款1項17地域活性化事業費、若者が活躍できるまち実現事業費、99ページになります。

2点ございます。

1点目が、2,400万円のうち、42万円でお喋りチケット事業が計上されておりますが、1時間でいくらのいーじゃん券との交換をするのか、伺います。

2点目、個人情報の漏えいや事件や事故が万が一、起こった場合、市の、責任は市なのか、それとも事業を請け負った団体なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それでは、1点目の御質疑でございますが、1時間で幾らの、いーじゃん券と交換するのかということでございますが、この事業を実施した場合、1回のおしゃべりと言いますか、1回伺った場合ですね、この2人1組でこの3回行いまして、1人1,000円の、いーじゃん券と交換することを想定しております。

次に、この個人情報の漏えい、事件、事故が万一起こった場合の責任はだれにあるかということですが、まずこの事業は市内の福祉関係団体への委託を考えております。個人情報に関しましては、この委託先の福祉関係団体が高齢者の方から申し込みがあった場合、事業の内容を十分御説明をし、そして高齢者の方が事業内容を十分に把握され、御了解を得た上で事業実施をされるものでございます。これにつきましては、千郷地区で試行的に実施をいたしましたけど、申請者や御家族の方から御心配された苦情などについてはございませんでした。

個人情報については、この市の事業でございますので、この委託者への安全確保措置も含め、市が責任を持って個人情報保護条例に基づきまして、厳正に取り扱ってまいります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 1時間1,000円の、いーじゃん券というふうに言われたんですが、2人1組って言うことは、1人500円という、いーじゃん券を発行するという考え方でよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 改めて御説明いたしますと、この1回伺うと言うか、1回おしゃべりに伺う。それを2人で1組で伺うということですね。それを3回行った場合、その結果としてですね、いーじゃん券1,000円分、1人でございますが、それと交換するというところでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 3回やって1人1,000円という形になるのかなというふうに思いますが、少し準備段階でのちょっと質疑をさせていただいたんですが、42万円の中で、いーじゃん券、お金ではなくて、いーじゃん券との交換として、対価としてお渡しするという状況になると思うんですけど、そのときに市として

は、準備としてあらかじめかかる費用の、いーじゃん券と交換して持つておくのか、その都度3回やった後、市が、いーじゃん券の発行するお金に変換して渡すのか、こう一括でもう準備して四十何万円持つて、いーじゃん券を準備しておくのかってというのがどっちなのかをちょっと伺いたいのと、もしも42万円のチケットが1年間で消化し切れなかった場合はどうするのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、いーじゃん券でございますが、対価と言うよりは謝礼でございます。

それから、先ほどちょっと御説明いたしましたが、これ市が今、福祉関係団体へ委託を考えておりますので、委託者からですね、若者ボランティアに、さっき申し上げた、いーじゃん券と交換という形になります。

42万円というのは、予算総額でございます、すべてこれを、いーじゃん券にかえてというわけではございませんで、さまざまな消耗品等も含んでおりますので、予算総額ということであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入らせていただきます。

2款1項17目の地域活性化事業、配食サービス空白地域解消事業、ページ数が101ページになります。

320万円の事業の中で、車を購入して業者に行ってもらおうという事業ですが、車の所有権は市なのか、どうなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 車は市の所有とし、配達を委託事業者が行います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市が所有するということに軽のバンになるのかなというふうに思うんですが、ちょっと1点だけお聞きしますが、先

ほど質疑させてもらった高速バスは委託会社のものになるということなんですが、今回の宅配の事業は市の所有になるということで、どういう基準でそれは、市は認識しているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 今回の事業は、継続的に行うということもございまして、また配達していただく配達先のほうをシルバー人材センターのほうに、先ほども説明させていただきましたが、派遣事業というような形で行うことから、車は市の所有するもので、市が購入するという形で形態を整えてまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

2-1-17地域活性化事業費、観光プロモーション事業、ページ数、101ページです。

宣伝に300万円もの経費を使うんですが、私としては結構高いなと思うんですが、内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 観光プロモーション事業につきましては、新東名高速道路開通前より、新城インターチェンジによるアクセス向上及び本市の魅力を宣伝する観光イベントを東名高速道路利用者をターゲットに、観光協会へ事業補助金を交付して、市と連携して実施するものです。

なお、観光プロモーション事業の経費の内訳につきましては、資料要求で提出させていただきました資料、70ページの新城市観光協会観光プロモーション事業補助金の基礎をごらんください。

その経費につきまして、中で主な経費、つまり金額の高い2点の内容につきまして説明させていただきます。

まず、1つ目は広告物作成経費項目における主な費用としまして、チラシ設置場所賃借

料がございます。これにつきましては開通後の継続的な啓発のため、新城インターチェンジの東側、西側にある岡崎、浜松サービスエリアの2カ所に観光PRパンフレットの設置、7月から12月までの6カ月間を予定しており、岡崎サービスエリアが月10万円で半年で60万円、浜松サービスエリアが月6万円で半年で36万円、計96万円となります。そこから行政割引というものがございまして、それを差し引いた残りが、86万4千円が賃借料となっております。

このチラシ設置場所、賃借料の算定につきましては、サービスエリアの1日平均立ち寄り人数によってS、A、B、Cの利用料4区分で構成されており、岡崎サービスエリアは蛸名サービスエリアSクラス、最高クラスになりますけど、浜松サービスエリアは浜名湖サービスエリアと同じAクラスのPR効果の高いクラスとなっております。

2つ目のイベント経費項目における主な費用につきましては、会場設営費におけるサービスエリアイベントスペース設置委託費がございます。これにつきましてはチラシや啓発グッズの配布、新城の特産品の飲食を行う観光PRイベントを新東名高速道路岡崎サービスエリア及び静岡サービスエリアでそれぞれ1回、計2回を実施する経費として145万8千円がかかっております。

その経費の中身につきましては、1つ目はPR活動の企画提案業務費、2番目としまして、イベント運営業務費、またそれにつきましてもクラスに応じたスペース利用料、会場設置、撤去、運搬、PR要員の人件費、2名の2日分、備品レンタル経費、その他事務費、経費となっております。これにつきましても先ほどの施設のクラスによってイベントスペースの料金によって違いが出ております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 詳しく説明ありがとうございます。

います。私もこの資料を読みまして、1カ月にこう置くだけでもね、10万円かかるのかなってところだったり、1カ月6万円かかるんだなという、本当にお金がかかるんだなというふうなことをちょっと思いました。

そういう中でですけど、広告物の作成費で23万円計上されておまして、PRの作成費っていうのもこの中に含まれているんですが、このPRの作成物のチラシとかフライヤーとか、そういう形になるのかなと思うんですが、それは中身っていうのはだれがデザインをするのか、また職員がやるのか、そういう業者に頼むのか、どういうふうな作り方って言うか、やるのかっていうのが決まっていたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 これにつきましては、観光課が構成しまして、業者の提案のもと、つくらせていただいております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑のほうに入らせていただきます。

2-1-18自衛官募集事業で、101ページになります。

5万円もの事業費を激励のためのお金という説明だったと思うんですが、具体的にどのような内容なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 自衛官の募集事業につきましては、議案説明会でも説明したとおりですね、地方自治法第2条及び地方自治法の施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、法定受託事務とされておりますので、国にかわって県及び市町村がすべき事務となっております。

予算につきましては、人材確保につながるように、募集広報用の資料として、横断幕の作成費用が主なものとなっております。激励会に関する費用としましては、会場使用料の

みの計上となっております。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 横断幕とか、あとは会場をということなんですが、横断幕っていうのはどういったところに飾るって言うか、どういう使い方をするのかなと思ったんですが、具体的にお聞きします。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 今までもですね、啓発的にですね、それぞれ市役所のフェンスとかですね、そういったところに掲げてあります。そういった物も劣化してきておましてですね、そういった物は新しい物にかえていくということで、今現在考えておるのは、市役所本庁と支所、2支所を考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、10番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業のページ、77ページです。

予算計上額の11億3,838万円の積算根拠と財源種別について伺うということを通告してありますが、積算の根拠については資料でありますので、あと個別の積算根拠を伺いたいと思いますので、2問目から入りたいと思いますから、財源の種別についてだけ、まずお答え願いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 財源の種別でございすけども、財源は地方債と庁舎等建設基金となります。実施設計業務委託、新庁舎本体工事監理業務委託、新庁舎本体工事あるいは新庁舎付帯工事など、合併特例債の起債対象となるものにつきましては、その95%相当に地方債を充て、残り5%及び合併特例債の起債対象外につきましては、庁舎等建設基金を充当してまいります。

したがいまして、総額11億3,838万9千円に対しまして、地方債は10億6,170万円、庁

舎等建設基金7,668万9千円を予定しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、根拠のほうですけど、特に委託事業やその他手数料、補償料はいいとして、本体工事費の根拠について再度確認しますけども、先ほどの質疑だと、総額30億円の月割り20カ月分の7という、ざくっとファジーな積算根拠らしいんですけど、その前に総額の30億円というの、確か説明だと、目標額っていうような示され方があったわけですけども、根拠となる総額30億円の、そもそもの30億円の根拠はどこから出てきた根拠でしょうか。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 総額、本体工事の部分につきまして説明させていただきますと、実施設計での詳細図の作成はこれからの作業ということですので、まだ積算のほうには入ってはおりません。

したがいまして、積算の根拠、これにつきましては本体工事費30億円以内を目指すという、昨年10月28日の市長指示を根拠としております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうしますと、当然アバウトと言うか、根拠のない30億円だということになってしまうんですが、1回基本設計置いて概算事業費もちゃんと積算しておりますし、VE協議もして事業費出して、そのときには面積が、旧設計ですけども、ある程度の細かな事業費積み上げておったものですから、それを基準に今度の例えば面積に割り振ってやれば、目標額が根拠と言われちゃうと、いかげなかなと思ってしまいうんですけども、その時点ではそうかもしれませんけど、この予算計上の時点ではもう少し30億円の根拠をしっかりとやっぱりおさえるべきだったと私は思いますけども、それ以上の作業をやってなければ結構です。

根拠となるのが工期20カ月分の7カ月ということで、平成28年度は7カ月あるんですけども、工程表のほうを見ますと、準備期間ですとかということで、実質工事が入ってるのは数カ月ですよ、5カ月あるかないかぐらい。そこで10億円の出来高を出すっていうのは、私かなり至難のわざだと思んですけども、そもそも月割りで出すこと自体が不適切ではなかったのかなっていうんですけど、継続事業に当然なることわかりますので、もう少し根拠のある本体工事費10億5千万円、それを出すべきではなかったのかと思うんですけども、月割りで30億円を20で割って7カ月分という出し方は余りにもずさんだと思いますけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 先ほどの30億円が市長指示の金額だということなんですけども、当然、基本設計のやり直しの中です、E C I方式を取り入れておりますので、施工候補者、設計者含めて、30億円以内で行けるというめどがございましたので、30億円という数字が出ております。

それからですね、全体の工期20カ月ということなんですけども、先ほど申し上げましたとおり、まだ詳細図の作成、積算作業はこれからということで、また議会の皆様には積算作業が終わった後にですね、第三者検証の中で協議をお願いしていくわけなんですけども、そういった中、現在出せるのは全体工期が20カ月ということでございますので、それを月割りということで、9月からの工事完了、平成30年4月末と仮定して、20カ月、各年度を月割りという設定をさせていただいたわけでございます。

今年度10億円という金額になってくるわけなんですけども、これにつきましては確かに本体工事費の35%に及ぶ厳しい出来高割合ということになりますけども、実際の支払いにつきましては、出来高の検査をしまして支払

いますので、年割り額に達しなかった場合には、翌年度へ逡次繰り越しをさせていただくというような方式を進めたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 当然そういう形になることは理解しておりますのでいいんですが、もう少し当初予算として計上するのであれば、もう少し明確って言うか、ある程度、根拠をしっかりと出してから、それなりの金額を出すべきではなかったと思います。

それから、今30億円が市長の確か目標っていう数字だったと思うんですけど、今、業者や、検討したら以内で行けると今、言い切りましたけども、積算も図面も完成してない時点で、以内で行けるって言い切っちゃって大丈夫ですか。確認します。

○丸山隆弘委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 ただいまですね、柴田参事のほうから説明を大体させていただきましたけれども、現在E C I方式を進めてるっていうことは御承知のとおりでございます。

旧基本設計からですね、Aパターン、Bパターン、Cパターン、Dパターンと、いろいろな段階を経てます。最終A、B、最後はAパターン。この段階です、細かい積み上げ等はありませんが、旧基本設計をベースに、施工候補者さんと山下設計さんのほうです、と市と共同で、どのぐらいこう、おさえていけるんだらうかっていう段階、段階、こうやってきまして、V E提案、いわゆる削減提案をこう積み上げていきますと、恐らくもう30億円ちょっと厳しいかなっていうぐらいのところまで来たもんですから、もうひと踏ん張りで行けるということでございますので、現時点、予算を挙げさせていただいておりますのは、これで行けると確信を持っておりますので、挙げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひ、それじゃあ以内という形で進めていただきたいと思います。

それから、この10億5千万円、本体工事費はこれすべて合併特例債だと思いますけども、主な事業のほうの資料で見ますと、基金が7,600万円ぐらい、あと市債ということで10億6千万円っていうことで、市債のうちの10億5千万円が工事費とすると、残りの1,170万円ほどが市債の充当額の中でもどの部分がほかの合併特例債に充当されてるのか、それを少し委託料のほうのどっか対象があるのか、その辺についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 合併特例債の充当できる科目というものが決まっておる中でですね、現在、先に2月12日の議員臨時報告会の際の資料で提供しておりますけども、事業の一覧の中でですね、合併特例債の対象となるものは、本体工事費、これはもちろんのこと、ほかにはですね、本体工事監理業務委託、避難安全性能評価の業務委託、それから新庁舎建設の実施設設計の業務委託あるいは新庁舎の付帯工事、体育館前交差点の改良工事と、こういったものが合併特例債の対象経費ということになっておりますので、これにつきましては合併特例債を充てるということでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、11番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 それでは、歳出、2款1項11目地域振興費、地域間交流推進事業、87ページです。

事業内容と、その効果の見込みをお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 筒井鳳来地域振興課長。

○筒井篤史鳳来地域振興課長 地域間交流推進事業につきましては、七郷一色地区にあります新城市鳳来地域間交流施設の運営維持管

理と水源地域と東三河下流域との間で交流事業を行うものでございます。

鳳来地域間交流施設は、旧七郷一色小学校の校舎を改修して、平成18年4月から過疎地域と都市地域との交流により、地域資源の活用及び地域の発展と人材の育成を図るため設置した施設でございます。

事業費としまして、施設の光熱水費、浄化槽等の設備点検経費、管理委託料など、施設管理に係るものが主なものとなっております。

この施設は、大学の研修やゼミ等に利用され、人が訪れることで、地元地域のにぎわいや交流振興につながっております。水源地域交流では、毎年、子供たちが水源地域と下流地域を訪問し合い、お互いの地域を知る地域間交流を行っております。こうした取り組みは、小さいながらも交流推進事業として効果があるものと考えております。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 大学の研修等とか子供たちにとって言いますが、どの程度の活用日とどうか、日数はあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 筒井鳳来地域振興課長。

○筒井篤史鳳来地域振興課長 利用団体でございますが、大体7月から3月、毎年7月から3月ぐらいにかけてまして、約7団体、平均、毎年の平均で7団体ぐらいが利用されております。

利用日数といたしまして、大体20日、18日から20日ぐらいでございます。

利用者数としますと、平均ですと200から、約300人程度の方が年間利用されております。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 浅尾委員の地域自治区運営事業の関連質疑を行います。

浅尾委員が市民の皆さんの疑問の声を出し

て、その運営についてどうなんだということでの答えが条例に基づいてるから問題ないということだったかと思うんですが、条例に基づいてるから問題にないというようなことではなくてですね、条例に基づいてても、それが市民の税金を有効に活用できてるかどうかという視点で見る必要があると思うんですね。

2年目になるわけですが、所長を置いたことによって地域がどのように変わってるかということが市民に理解されなければ、この予算計上がいいのかどうかということになると思うんですが、具体的な成果はどこにあったのかということをお聞きしたいんですが、新城地域自治区予算事業、93ページから何ページかにわたって出てるんですが、この事業を見る限り、現時点で所長を置くというよりですね、将来的な展望を持ちながら自治意識を醸成しながらですね、これは振興事務所長を置くときにも議論したと思うんですが、やはり落下傘ではなく、地域から所長を、その地域の人たちが必要だという認識の中でつくっていくことかと思うんですよ。

ですから、今回、予算計上をした具体的な成果、これまでの中で所長がいなかったらこのところが変わらなかった。どうしてもこれは必要なんだという、現時点でどのように成果を判断したのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 この1年間の効果には、所長さんの効果につきましては多くございます。その1点1点について、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

所長さんの効果によりまして、所長提案による地域独自の取り組みが進行をしております。今年度はこども園で地域産の食材を使用した給食を地域協議会委員等で体験するといった取り組みを行っております。

また、個人的に地域自治区の行事や交付金

活動団体の作業に積極的に参加されており、地域からも信頼をされております。

そういったことから、自治区制度自体も地域から信頼をされております。

地域協議会での進行管理におきましても、多くの意見をくみ取り、会議の取りまとめ、意見の取りまとめ方がとても上手で、会議自体もスムーズに進行することができております。

知名度も高く、また知識や情報量が豊富でございまして、担当者へのアドバイスや各関係機関との連絡調整等がスムーズに運ぶことができております。

一番大きな利点としまして、常に市民任用の事務所長として、政策立案を行っていただいております。登庁していないときにおきましても、夜、資料を作成してメールで送っていただいたりとか、担当者に対して電話連絡にてアドバイスをいただいております。

それから、何よりも市民任用の事務所長さんのもとで職員が奔走することで、行動原理、思考原理を変えていただくことができております。

そうしたことで、市民価値を高められる職員が育っております。

また、協議会等では、会議に先立って市職員が言いにくいことや、より市民に近い所長からの発言することは、効果的な自己の会議のあいさつで言ってもらうことにより、会議趣旨の理解度が上がったり、会議の雰囲気はよくなったりする効果が出ております。

といったことで、市民感覚を生かし、市民の立場に立って職務を遂行していただいておりますので、市民から信頼をされております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、2款総務費の質疑を終了します。

歳出、3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 3款3項10目児童福祉施設整備費、放課後児童クラブ整備事業、131ページですが、専用施設に生涯学習施設等を併設することは可能か、また長所、短所について、伺います。

○丸山隆弘委員長 尾澤こども未来課長。

○尾澤潤三こども未来課長 児童クラブの専用施設につきましては、放課後児童クラブ施設の整備に目的が限定された国費と、並びに県費の助成を受けているため、恒常的に他の目的に使用することはできません。

ただし、生涯学習施設部分の占有面積や建設費が放課後児童クラブの施設整備の補助対象と明確に区分ができ、法令等の整理ができる場合は、併設は可能であると思われま

す。今回、予算計上をしております児童クラブの整備では、専用施設の迅速な整備を目指しておりますので、併設は検討しておりません。

また、鳳来寺小学校の共育施設や作手の山村交流施設など、生涯学習施設を整備し、その施設に放課後児童クラブを開設するケースもあります。

生涯学習施設等との併設施設とする長所といたしましては、公共交通機関やスクールバスの時間待ちの利用や低学年の児童の高学年の兄や姉などが一緒に下校できるよう、施設を利用することで、児童の安全が確保でき、地域のスクールガード活動の負担軽減にもなると考えます。

短所といたしましては、児童の多い小学校では非常に大きな施設を建設するか校舎利用をしなければならないことが想定され、特に校舎利用の場合には、教育環境や施設環境に影響を及ぼすことが考えられます。

また、運用面では、放課後児童クラブのように支援員の配置が規定されていない場合、児童の安全面が心配されることがございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出、3-1-1社会福祉総務費、生活困窮者自立支援事業、113ページです。

平成27年度より増額した要因について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 平成27年度事業は、事業の初年度であったことから、自立相談支援、家計相談支援、学習支援を1名の専従、1名を兼務で実施しておりましたが、新年度の事業実施に際し、専従職員2名と嘱託職員1名の3名体制とし、支援体制の充実を図るための人件費の増加が主な理由です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 これ、わかれば教えてください。学習支援ですね、生活困窮の連鎖を断ち切るということが大きな目的であると思うんですけど、学習支援の、大人との信頼関係をつくるという仕組みがもし支援内容として入ってれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 生活困窮の事業におきまして、学習支援の位置づけではありますが、学力のおくれを補うという意味合いもございますが、子供が定期的にそこに通うことによって、生活困窮世帯の状況を把握したりだとか、親以外の大人の価値観にふれることによって、一般的な社会常識と言いますか、そういうものの価値観にふれていただくというようなところも1つの目的としてございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

3-1-4です。障害者医療費、精神障害

者医療費助成事業になります。ページ数は117ページです。

精神障害者医療費助成事業とありますが、
どういう内容なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 本事業は、精神に障害のある方が負担する医療費の一部を助成することにより、本人及びその御家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とするものであります。

事業内容は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の全疾病に係る医療費自己負担分及び精神通院に係る自立支援医療費受給者証の交付を受けている方の精神通院に係る医療費自己負担分の全額、また精神障害者保健福祉手帳3級所持者の精神疾患での入院に係る医療費自己負担分の2分の1を助成するものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと、質疑ちょっとさせていただきますが、今、本人と家族ですね、医療負担軽減をしていくというものだという趣旨にのっとって説明をしていただいたんですが、本当にいいなというふうに私、思うんですが、これが市独自のですね、施策とちょっと聞いておまして、それがそうなのかどうか聞きたいのと、やっぱり他市にはないですね、こういった手厚い施策が行われれば、市民にとってもですね、福祉増進が図られ、大変喜ばれる、評価できるのではないかと考えております。

今回これを市としてですね、この事業に踏み切った主な理由を伺いたいと思います。

例えば、具体的に言いますと、他のですね、自治体よりも精神疾患のほうがうちの市では多いなどとか、そういった具体的な理由があるのかどうか、今回踏み切った理由と言うか、考えを聞かせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 まず、事業の県の

補助かどうかという話ですけど、県の補助があります。補助の対象については、精神障害者保健福祉手帳の1級、2級所有者が精神の疾患で医療を受けた場合の自己負担分については、県が2分の1補助という形になります。

それ以外の、精神疾患以外の疾病については、市の単独事業ということで、上乘せで行っております。

それで、先ほど浅尾委員が言われた拡大っていう話ですけど、平成27年4月から、それまで精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者の方に2分の1の医療費助成だったのを、この平成27年度の4月から全額助成に拡大をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、3款民生費の質疑を終了します。

歳出、4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 4款1項10目しんしろ斎苑費、斎苑長寿命化計画策定事業、145ページです。

斎苑の長寿命化計画の基本方針の1つとして、炉の増設等、斎苑の抜本的な見直しを行う考えはないかについて伺います。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 しんしろ斎苑のここ数年の火葬件数は、年間630件から650件の間で推移しております。

現在、火葬炉は4炉でございますが、現在の体制で1日最大5件の火葬が可能となっております。

平成26年度の実績では、1日5件の火葬が年間で4日ございました。1日4件の日が年間で37日でございます。ことし2月までです

が、1日5件というのが4日間、1日4件が23日間でございます。

件数の多い日には、御希望の時間帯に火葬できない場合もあろうかと思いますが、休業日を除きます平均では、1日2.1件という現状でございますので、炉の数は現状の4炉で充足していると判断しておりまして、炉の増設については、現在のところ考えておりません。

ただ、長寿命化計画を策定する中で、各機器等の健全度評価や劣化予測をもとに、最も効率的な整備スケジュールを具体的に計画する中で、建てかえ等による更新がいつの時期になるのか、そういったこともこの長寿命化計画の中で判断してまいりますので、建てかえによる更新が今後、選択肢の1つとなる可能性もございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 確認いたします。建てかえとなると、炉の全面的な替えてと言うのか、新規の炉をまた建設するというのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 建てかえにつきましては、現状の炉をとめるわけにはいきませんので、また別の場所で新しく建設することになるかと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 別の場所というのは、今の桜淵と言うか、あそこからほかに移るということですか。あの近隣と言うか、近くで想定していくという、そういうことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 来年度ですね、長寿命化計画の中でですね、いつごろ建てかえが必要になるかということも含めてですね、検討いたしますので、まだ最低でもですね、今の計画だと10年は持たせるということですが、現実にはですね、建屋については50年ほどは持つと思います。

ただ、焼却設備等についてはですね、焼却炉メーカーによりますと、30年ぐらいというふうに聞いておりますので、昨年の答弁でもですね、計画としては平成36年までは持ちますというところだったんですが、長寿命化の中でですね、こういった補修作業を行ってですね、修繕を行えば何年ぐらい持つというところがまだこれから専門業者に検討していただくということになりますので、それがあと30年持つのかですね、建屋と同じだけ持つのか、もしくは建屋も含めてですね、もうちょっと持つのか、そういった検討をこれからするというところでございますので、すぐに更新ということではないということを御理解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この計画の中でですね、もう1点、この経営と言うか、運営を今現在、直営でやっとするわけですけれども、高齢化とか、そういうところで結構、都市部では民営化していったる例が多いわけなんですけど、そういう民間委託なり、直接民間に払い下げるとか、そういう抜本的なと言うか、大きな変革のようなものは、この長寿命化計画の中では考えてないわけですか。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 長寿命化計画につきましては、施設そのものの今後の修繕計画あるいは更新計画を立てるということでございますので、運営につきましてはですね、現在、職員のほうですね、正規職員については今1名だけでございます斎苑におるのは、要は現場で働く職員がいなくなるということがございますので、今後委託あるいはですね、指定管理も含めてですね、早いうちに今後の方針を決めていきたいと思っておりますが、そういった中でもですね、長寿命化計画の中で今後こういったスケジュールで整理をしていくかということと考え合わせまして、そういう指定管理あるいは委託という方向もですね、早

急に検討してまいりたいと考えています。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員、引き続き質疑をお願いします。

○山崎祐一委員 では、4款2項1目清掃総務費、ゼロ・エミッション事業、147ページですが、2つ質疑いたします。

1、現在行われている主な事業内容について伺います。

(2)ゼロ・エミッションの原点に立ち返り、新城市のまちづくりの基本に据える考えはないかについて伺います。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 まず、現在実施している事業内容につきましては、各行政区に生活環境委員を委嘱し、ごみや資源の分別指導、不法投棄等の監視などを依頼することで、市民が主体となったごみの減量や環境保全活動の推進を図っております。

また、生ごみ処理機の購入者への補助によるごみ減量化やクリーンフェスタの開催による市民全体へのごみ減量への意識啓発の事業も実施しております。

それから、ゼロ・エミッションの原点ということでございますが、一般的には生産や廃棄、消費などに伴って発生する廃棄物をゼロにすることを目的とする運動であろうかと思えます。これは持続可能な社会を目指して、資源循環型社会を構築するためのコンセプトであり、総合計画の「市民がつなぐ山の湊創造都市」を実現するための4つの基本戦略の4、環境首都創造として、「環境負荷の軽減と循環型社会の構築」をまちづくりの重点プロジェクトとして定めております。

また、総合計画を環境面から後押しするものとして、新城市環境基本計画においても、持続可能な環境首都「山の湊」の創造として位置づけしているところでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 (1)については了解いたしました。

(2)について、このゼロ・エミッションという言葉なんですけど、最近のこの環境行政の中で、ちょっとこの使われる言葉が、使われる機会が少なくなったのかなという気がします。平成の初めごろですかね、平成の初めごろからこのゼロ・エミッションという考え方がかなり広まって、一時はこの言葉がよく聞かれたんですけども、現在、国のところを見ても、ちょっと少なくなつるように思うんですが、基本的にはゼロにするということで、理想に過ぎるところもありますが、非常にいい考え方だと思うので、再度伺いますが、この言葉自体をもう少し前面に出してPRしたり計画の中に折り込んでいくというような考え方はないか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 ゼロ・エミッションという言葉でございますが、一般的にはゼロ・エミッションイコール廃棄物ゼロというような理解がされがちでございますが、1994年に国連大学が提案したものでございます。確かにそこから既に20年近くたっておまして、このゼロ・エミッションという言葉自体ですね、いろんな使われ方をされる場合もございますし、単に廃棄物減量という言葉で使われることもございますが、こちら先ほど申しましたようにですね、要は資源循環型のまちづくりという持続可能なまちづくりというところですね、使われるということかなと思っておりますので、特に強調してですね、ゼロ・エミッションということは考えておりませんが、3R、リデュース、リユース、リサイクル、そういった中でですね、廃棄物減量を目指していきたいというふうには考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に移ります。4-2-2廃棄物収集処理費、廃棄物収集運搬事業、149ページですが、どなたか前にもあったんですけども、この質疑あったんですけど、市

中心部だけ、このごみステーションというものははっきり設けず、きょうも、今朝もそうだったんですけれども、自宅前等にごみを持ち出すだけで収集車が集めて回る仕組みになっております。これは既得権だというようなお話だったんですけれども、新東名のこの幕あけと言うか、スタートを機会にですね、外から新都市を訪れる人も多いかと思えます。そうした際に、これを機会に、この習慣を改めていく考えはあるかについて伺います。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 御指摘のように、自宅前に個別収集のような形で集積している地域もございます。これまで道路幅が狭く、家が建て込んでおり、集積所を設置するスペースが取れないなどの理由があったと思えますが、収集に時間がかかり非効率なことや、他の交通の支障となっていることも考えられます。市中心部で同様の条件のところでも、数件から20件程度、あるいは組単位程度で可燃ごみ集積所を設けている場所もございますし、何より公平性の観点もございます。それぞれの地域の条件の違いもありますが、集積場所として取りまとめできるよう、該当地域の皆さんに呼びかけて検討してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に移ります。4-2-4 し尿処理費、し尿処理施設整備事業、151ページです。

下水道放流方式にして実施設計を策定する際に、沿線地域の利用、地域住民の利用促進を図る考えはないか。改めて沿線地域の意向調査等を実施する考えはないか、あるか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 沿線地区のうち、左岸側につきましては、新城南部農業集落排水事業によりまして整備済みでございます。

右岸側の一部地域、中市場地区でございま

すが、汚水適正処理構想により、公共下水道による整備地区と位置づけられておりますので、今後、沿線地域での下水道事業による面整備の検討を進めております。

整備を行うに当たっては、地区の皆様意向調査を実施したいと考えております。

し尿処理施設整備事業による配管と下水道事業による配管が二重投資とならないよう、事業日程を調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 1点伺います。最後です。

そうした場合に、下水、この使う場合には、自然流下を基本にしてやっているとと思うんですが、部分的にはポンプアップするというようなことは全く考えてないのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 し尿処理施設の整備につきましては、庭野から野田大橋まではですね、自然流下で行きます。そこからポンプアップをしまして、ポンプ圧送で野田大橋を左岸側から右岸側に渡ります。その先ですね、その先が下水道の整備区域になるかどうかということですが、そちらについてはですね、早い機会にですね、中市場地区の皆さんの意向調査を行いまして、同意が得られればですね、なるべくこのし尿処理の施設の整備にあわせまして面整備をしていきたいという考えでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後と言っといて申しわけないんですけれども、具体的に今、中市場地区の名前が、区名が挙がったんですけれども、同様に豊島地区も関係していると思うんですが、間接的には。その辺への配慮というのはないんですか。

○丸山隆弘委員長 小笠原建設部長。

○小笠原伸吉建設部長 下水道計画の関係でございますので、建設部のほうでお答えしますが、今、接続を予定しておるところは中市場

地内で本管のほうへ接続しますので、そこからはもう本管に入ってしまうので、豊島地区のほうは影響はないと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 具体的に影響はないと言うか、近くなるので意向調査なり、何かほぼ隣接する地区になるので、ある程度考え想定して、意向調査なり、準地域という扱いでやるような考え方は全くないんですか。豊島地区について。

○丸山隆弘委員長 小笠原建設部長。

○小笠原伸吉建設部長 豊島地区につきましては、別途計画になりますので、このし尿処理施設とのあわせての計画というのは現在考えておりません。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に質疑させていただきます。

4-3-1 公害対策費です。産廃施設等周辺環境調査事業、153ページです。

2点ございます。

1点目は、産廃施設等周辺環境調査事業が390万円計上されておりますが、具体的にどのような検査を年間どのようなペースで行うのか、具体的に伺います。

2点目、調査結果は随時ホームページに更新や公開されるのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木環境課参事。

○佐々木敏宏環境課参事 お答えします。

まず、1問目でございますが、新城南部企業団地の産業廃棄物処理施設に係る周辺環境調査としてはですね、臭気と河川の水質を調査します。

臭気測定は、産業廃棄物処理施設の風上、風下、直近民家近接道路の3地点で、悪臭の規制方式であるにおいを総合的にとらえる臭気指数と、においのもととなるアンモニアなどの22種類の特定物質の濃度を測定するもの

であります。

調査回数は、年間6回を予定しております。

もう1つ、河川水質測定は、新城南部企業団地内の排水は調整池に一たん入るのでありますが、その排出先である黒田川については、排水地点の前後、上流と下流ですね、で水質を測定するものであります。

調査回数は、年間3回を予定しております。

調査は、平成26年度から実施していますが、平成28年度は産業廃棄物処理施設の操業後の状況を把握するものであります。

また、2問目の調査結果は、随時ホームページに更新、公開されるのかということについてはですね、調査結果については委託業者から速報があれば議員に報告します。その後、確定した数値の報告があった段階でホームページで公開する予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 年6回調査するというところで、ホームページは公開、確定したものをしていくということだと思っておりますが、ちょっと1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

こうした地域住民は非常に不安と言うか、公害に対して敏感になっておりまして、悪臭など、こう被害が地元住民のほうから連絡が入ったら、すぐに聞き取りに行くと思うんですが、そういった対応をしていくのか。

また、定期的にはですね、区長さんや住民の方と公害などの聞き取り調査などもあわせて行うのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木環境課参事。

○佐々木敏宏環境課参事 今までも悪臭の関係で取り組んでる内容でございます。直接ですね、住民の方から悪臭の苦情がいただければですね、その段階でなるべく早く現場を確認してですね、事業者に対して、改善すべきことがあれば改善を促すという形を取っていきます。その中で測定等も発生します。測定の数値によって指導の仕方も変わるかと思

ます。

特に、区長さんに取りまとめてということではなく、直接、個々の方々ですね、一番苦情の主な方、申立人の方から言っていただいで対応しております。

区のほうの対応というのは、これからその辺は区のほうでいろいろ市に対する要望をいただければですね、その辺はお答えしていきたいと思っています。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 済みません、ちょっと1点だけまた確認させてもらいます。

今現在、川の、河川のですね、調査は行っていると思いますけど、異常は特に、重金属があるとか、何か物が含まれてるとか、そういったことはないと思いますが、結果のほうをちょっと教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 佐々木環境課参事。

○佐々木敏宏環境課参事 今のところ結果はすべて正常で、特に異常値は出ておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、4款衛生費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、再開を2時20分とし、休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時20分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

歳出、6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。6款1項4目であります。農業振興施設費の学童農園山びこの丘管理運営事業であります。161ペー

ジ。

武道場の利用のという、武道場の屋根というふうにお伺いをしとる所でありますが、利用の実態から見た費用対効果についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 お答えさせていただきます。学童農園山びこの丘内にある武道館は、昭和57年に施設が完成し、整備後34年を経過していますので、近年は経年劣化による雨漏りが目立つようになってまいりました。

施設は、高校の剣道部を初め、高校、中学の各種クラブ活動や空手、合気道などのスポーツクラブ及び小学校の合宿、宿泊体験など、さまざまな機会でも多くの団体に利用していただいております。

利用実績につきましては、平成26年度は192日、2,902人、本年度は1月末現在で200日、3,750人の利用となっております。

武道館単体での使用料収入は、年間30万円程度で推移しており、改修費用と比較すると、費用対効果は低いと見られがちですが、春から秋にかけては、豪雨時や雷雨時におけるキャンプ場利用者の一次避難所としても利用するなど、多用途での利用も可能であることから、学童農園山びこの丘全体の集客にとっては欠くことのできない施設であり、改修による効果は高いものと考えております。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、次の畜産振興費に参ります。畜産振興事業費。

先の説明の中では、T P P対策を含むものであるというふうな説明いただいたものですから、どういった内容のものか、お伺いをしたいと存じます。

○丸山隆弘委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 昨年11月25日に政府が定めました総合的なT P P関連政策大綱に基

づき、国においては畜産・酪農における経営体質の強化、経営意欲を後押しする各種施策を進めています。

この施策を活用して、市内の畜産等関係者による協議会を組織し、作成する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う収益力の強化等に必要な施設整備に対し、事業費の2分の1の国庫補助が受けられる畜産競争力強化対策整備事業補助金を新規に計上しております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいまお話がありましたけどもが、特に当地域にありましては、肥育牛と言うのか、ブランド名では鳳来牛であります、そういった和牛の関係であります、今般のこの事業の中で生産拡大という中で、畜産、酪農の生産力強化対策事業というのがありますが、これも該当するということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 今回の事業につきましては、260頭ほどの和牛を肥育する経営体の牛舎と機械1台を整備するものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それから、もう1点伺いたいと存じますが、平成28年度の中で自給飼料を生産している利用の酪農家さんへというのがあります。和牛ではないわけですが、そういった事業も今回の事業等の法案の中で進められていくということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 今回の事業の取り組みにつきましては、そういった飼料の取り組みはございません、今後ですね、先ほど協議会というのを立ち上げということを申し上げましたけども、新城市畜産クラスター協議会というものを本年の1月8日に設立総会を開きまして、立ち上げております。その中で今後、新城市クラスター計画のまた変更という

ようなことで対処してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 特に、クラスター事業ということで、これちょっとデータは古いわけですが、平成27年度補正で67億円ほど補正を打たれてるということですので、とにかく私たちの地域の畜産事業、特に経済連携協定において、今後危惧される輸入牛、そういったものに対する対応力、それから国産の魅力っていうものを含めていくような形の中で、さらに進めていくことが必要であると思いますので、それらに対する取り組み状況、今後のお考えをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 ただいまの全国の子牛取引状況でございますと、宮崎県の口蹄疫や東日本大震災の影響によりまして、頭数が年々減少しております。

反して、それに伴いましてですね、平均価格は1頭当たり64万円というような上昇をしております、新城子牛市場におきましても、同様に上昇しております。これが肥育農家の採算性を悪化しているという状況がございます。

肥育農家につきましては、生産コスト削減や品質向上などに取り組みたいところではございますけども、今後予想されますTPPによる関税削減相当分の価格低下が予測されることもございます。

こういったことで、先行きが不透明感が強くなっておりまして、投資に踏み切れないというような状況もございます。生産者の不安、将来への不安を払しょくしてですね、経営感覚にすぐれた担い手を育成するためにも、こういった積極的な事業推進に努めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 歳出、6款4項1目水産業振興費、水産多面的機能発揮対策事業、ページは169ページでございます。

水産多面的機能発揮対策事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 近年の状況でございますが、河川、湖沼等内水面における魚類等の生息環境の変化やカワウ等鳥獣による水産資源の被害、漁業従事者の減少や高齢化も進行し、内水面漁業が有する水産物の安定供給、環境保全、河川への理解や自然を親しむ場の提供といった多面的機能への支障が懸念される状況になっています。

このため、この水産多面的機能発揮対策事業は、水産業振興や内水面の多面的機能の発揮に資する各種活動を支援することにより、水産業の再生、地域環境の保全等を図るものです。

事業の具体的な内容は、市内の2漁協、寒狭川下漁協と寒狭川中部漁協がそれぞれ中心となって実施する河川清掃などの内水面の維持、保全のための活動及び放流体験など、多面的機能の理解につながる教育学習活動を支援するものです。

以上でございます。お願いします。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、6款1項6目農村振興費、地域おこし協力隊運営事業、ページ数は163ページでございます。

前年度より増額した理由と事業内容は、またどのような成果を求めていくのか、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 御説明します。地域おこし協力隊運営事業につきましては、都市からの移住希望や地域の資源を活用しての起業、就業機会を得ようとする意欲ある者と

地域の特性を生かした地域づくりを円滑にマッチングさせるための1つの手法として、全国で、各地で取り組んでいるものでございます。

現在、平成26年度から農村振興活動には2名従事しておりますが、もう1名の増員を図りたいと思っております。このことによる経費の増が前年度より増額した理由の主なものでございます。

具体的には、市が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、廃校等を活用した都市住民との交流、地域の情報発信に従事を予定しているものでございます。

成果といたしましては、この活動が地域への活性化に結びつき、隊員の地域への定住・定着を求めていくものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 都市からの住民の移住を目的に、また廃校を利用したっていう今の答弁があったんですけども、新年度から1名プラスしたっていうことは、今までは2名ですか、でやってきたんですけども、この新しいこの廃校を利用したって言うか、地域の住民とっていう新規事業のために増員するのが理由ですか。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 この1名の増員の部分が増額の主な理由でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いや、2名ではできないってことで1名増員すると。1名の増員は今、言ったように、答弁の中にあつた廃校等を利用したって言うか、地域の住民とか言われたんですけど、2名ではできなかったわけですね。1名増員する理由は何ですか。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 今の2名から1名ふやしたという部分で、2名も無論あと1年従事できるわけでございますけれども、やは

り今回の新しい廃校等を利用した都市住民との交流をより加速化していきたいということの従事を予定しているものでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 加藤委員の地域おこし協力隊運営事業について、関連質疑をさせていただきます。

今、御答弁です、あと地域おこし協力隊の方は1年というような御答弁ありましたが、地域おこし協力隊で全国の失敗事例というのは、3年、最長3年で自立して定住してもらうということがなかなか難しいということだと思いませんか。

3年で果たして定着してもらえるかなという心配をしながら見てきて、あと1年なんです、あと1年でこれまでの2名の方、自立して定住していただけるような対応がこの1年で可能かどうかというのは、どのように判断されてるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 あと1年の地域おこし協力隊の方との計画、それから事業活動等の相談等をさせていただきながらですね、やはりこの地域に残りたいというお話は何っております。起業できるのか、創業できるのかという部分はまだまだ未確定な部分でございますけれども、やっぱりこちらに残って、この地域の方たちと一緒にこう活動をしてきた中でですね、やはり残りたいという部分を言われておまして、それをいかにしていくかというのがこの平成28年度の1年間というふうに考えておりますので、ぜひそこは支援をしていきたいというふうに考えています。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、6款農林水産業費の質疑を終了します。

歳出、7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 7款1項3目観光振興費、東海自然歩道管理事業、173ページですが、現状での問題点に対する認識と今後について、伺います。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 東海自然歩道は、東京都八王子市から大阪府箕面市までの自然と文化を訪ねる歩道であり、このうち本市においては、約35キロの区間を有しております。

東海自然歩道の本市区域における管理においては、管理者である愛知県より日常管理を受託して行っているところでございます。

管理業務の内容につきましては、パトロール員2名による歩道の点検、草刈り、簡易な歩道整備や看板修繕などを行っております。

現状における問題としましては、歩道の各所に設置してある休憩所、トイレなど、受託範囲での業務では対応できない修繕等が発生した場合には、その都度、管理者である愛知県へ修繕要望を出しておりますが、修繕の内容によってはなかなか早急な対応が難しいのが現状でございます。

本市としましては、危険箇所の注意喚起を、事故が発生した場合、注意喚起を行い、看板やホームページ等で御案内し、できるだけ安全の確保が図れるよう、対応しつつ、引き続き愛知県へ申し入れを行っていることとしております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この東海自然歩道というのは、そもそも東名高速自動車道路ができたのを機会に人間って言うか、環境面を考えて歩道をとということでスタートしたと言うか、つくった歩道だと思うんですけども、事業だ

と思うんですが、今回ですね、質疑したのは、それを踏まえて、新東名というものが新城市内を走ったわけですね、走ってるわけですね。そうするとスポーツの問題だとか、サイクリングロードの問題だとか、いろんな要望がこのこ50年って言うんですかね、大きく変わってきているんな要望が出てるわけです。東海自然歩道そのものも今お話にあったように、やはりいいときを思うと、寂れたと言うか、何か何となくこう施設面でもう少し何かならんのかなというようなことがあるわけです。それらの状況を踏まえてですね、このルートを新東名というような新しい時代に踏まえて、もう少しこの愛知県にこのルートとか関連したものの要望をしたりとか、もう少しこう力を入れるようなお考えと言うのか、その辺の認識はないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 私、観光課としての認識はですね、東海自然歩道が寂れたっていう認識はございません。お客さんからいろいろ東海自然歩道について、大変問い合わせがちよこちょこありまして、東海自然歩道でパトロール員さんと一緒に行ったときもですね、山の中を歩いていらっしゃる方がちよこちょこすれ違っておりますので、大変、自然の中で歩いていく部分の中で、それなりに人気があるかなというふうに考えております。

今後、新しい新東名にかかわるルートにつきましては、観光だけがちょっと一存ではちょっと考えられませんので、また観光基本計画の委員さん等とも相談しながらですね、県や国に提案があれば申し入れをしていくということにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この東海自然歩道は、もう鳳来寺山と言うか、峰の一番いいところを通ってるわけですので、ぜひPRしていただいて、

市のほうでも新たな観光ルートって言うんですかね、この新東名に関連したものをこう新たに設けるとか、もう少しこのサイクリングロードとか、そういうものをあわせながら、この道というものについてですね、考えていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

7-1-3 観光振興費、観光施設等維持管理事業、この同じ173ページですが、これとその下にある観光施設等整備事業、同じようなもんですので、現状での問題点に対する認識と今後について、伺いたいと思います。別々でもいいし、あわせての答弁でも結構です。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 では、別々にお答えさせていただきます。

まず、観光施設等維持管理事業につきましてです。

観光施設等維持管理事業につきましては、桜淵公園などの施設及び市内各所に設置されております駐車場、トイレの維持管理を行っております。

具体的には、施設に係る光熱水費、清掃、草刈りなど、環境維持に係る費用、施設の修繕費用が挙げられます。

現状の問題につきましては、現在、公衆トイレだけでも30施設あることから、今後も絶えず経年劣化による修繕、更新が必要な施設が順次発生していくと思われまます。観光地の好印象につながりやすい、きれいで清潔な公衆トイレの効率のよい維持管理に心を砕いております。

したがいまして、今後の施設の更新や改修などにおきましては、利用状況を調査、利用可能な民間施設の活用などを検討しながら、効率的な施設配置を検討するとともに、清掃やトイレットペーパー補充などの頻繁の手入れが必要な公衆トイレにおきましては、観光地隣接の住民などが管理を担っていただくよ

うな取り組みを進めていく必要があると考えております。

続きまして、観光施設等の整備事業につきましては、本市を訪れる観光客の利便性を図るべく、毎年トイレ、駐車場など、施設の改築、整備を実施してきており、平成28年度におきましては、鳳来山パークウェイの入り口、県道524号線の湯谷温泉入り口側にあります湯谷温泉駐車場のトイレの老朽化に伴う改築を行う予定でございます。

現状の問題認識としましては、川売や乳岩、百間滝など、山間地域において、駐車台数に限りがあることから、誘客を図る上で障壁となっていることもあります。

このようなことから、新東名開通後における今後の観光客数の動向を注視しながら、駐車場整備・対策について、知恵を絞って検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この事業、両方関連してですけれども、特に観光名所なんかの場合、国定公園の指定があったりとか、いろんなそういう指定の関係で、十分、例えば前にもあった話なんですけれども、ドリンク類の自動販売機が設置しづらいだとか、設置できないというような問題があったりしましたので、この辺について、この管理事業の中で、もう少しこの利用者の立場に立つと言うのか、そういったものを考えていただきたいと思うんですけども、その辺の情報っていうのは結構届いているものなのかどうか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 その話の件につきましては、乳岩のトイレ近くだと思います。以前、乳岩トイレを改修しましたときに、昔、売店があって閉鎖されて、そこで自販機があったりしたということで、そこに乳岩来た人がなかなか飲むことが、ジュースがないもんです

から、そこに置いてくださいっていう、あったほうがいいじゃないかという要望がございました。これにつきましては、ここは大変、自然公園の法律において大変厳しいとございまして、設置はできなかったんですけど、そういう観光地に来られた観光客の利便性をですね、と自然のあり方、保護に対してのあり方のうまく折り合いをつけながら検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 せっかく具体的な名前で乳岩のこの話が出たわけなんですけれども、聞いてみると、トイレの外側はいかんけれども、トイレの建物の中に併設するんならいいよっていうような話なんですけど、これもちょっとおかしな話なんで、その辺をもう少しですね、積極的にと言うか、県のほうとも持続的に協議して、国、県のほうの持続的に協議して、ますますそういった新東名が開いて多くのお客さんが来るようになった、ただ暑くて、途中から暑くなってドリンク類が欲しくなったけども、近所に全然売ってなくて、みんな川の水を飲むのかねっていうような話ぐらい、笑い話で出てるぐらいなんで、ぜひともその辺はきちっと対応していただきたいことを思うんです。

次に移ります。

7-1-3 桜淵公園再整備事業、173ページです。

再整備基本計画の作成に当たり、県立公園指定を解除するとか、指定区域の見直し、変更をするとか、縮小などの考えはないかについて伺います。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 県立桜淵自然公園は、桜淵周辺の豊川両岸を中心に、宇利峠や静岡県境の弓張山山系を範囲とした2,517ヘクタールにおいて、愛知県自然公園条例に基づき、指定されているものです。

指定の解除及び区域の変更におきましては、知事が関係市町村及び愛知県環境審議会の意見を聞き、行うものとなっております。

本市が管理する桜淵公園は、県立桜淵自然公園の区域内の中で指定を受けた公園計画に基づき執行する公園事業となります。この整備、両側を挟んだ左岸と右岸の計、約14.4ヘクタールが対象になっておりますけど、これに当たりましては、公園事業の内容変更であることから、自然公園法による区域指定の解除及び区域の変更に直接的に結びつくものではありません。

このようなことから、再整備事業に当たって、指定の解除、区域縮小及び見直し等につきましては、現在のところ必要がないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 このですね、桜淵公園も指定のときですね、昭和の終わりから、昭和の終わりではなくて、昭和39年ごろだったかと思うんですけども、もともとはこれ天竜奥三河国定公園の原案としてはね、この桜淵も天竜奥三河国定公園の中に含まれていたはずなんです。この原案見てもらえば。

地元の反対と言うか、同意が得られずに、県立公園として開発とか、ある程度、手が入りやすくするということなどを目的に、こういう措置を取ったと思うんです。

景勝地としては、国定公園クラスのものを持っていた。その当時ですね。現在も持っていると思うんですが、価値として。再整備基本計画を策定していくに当たり、県立公園のままだと、やや中途半端と言うか、自然景勝地というものをきちっと売り物にして、これから観光をやっていくのか、ある程度スポーツ施設なんかを設けて、この市民が憩えると言うか、集う場所にしていくかという、この非常に中途半端な位置づけになってるように思うので、その辺の基本的な考え方として、も

う少し市民が楽しめているいろいろできるんなら、こういう規定、指定の部分をもっと縮小してですね、利用できるような形にするとか、そういうような考え方がないかについて伺ったわけなんですけれども、全くこの計画、再整備の計画をつくっていく段階では、そういった認識はないわけですか。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今回、県立桜淵公園におきましては、今現在、自然公園になっております。この自然公園っていうのは、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用を、増進を図ることにより、国民の保健、休養及び強化にするとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としておりますということになります。

この中で、桜淵公園におきましては、公園計画において、桜淵風致のための規制企画、これ特別地域と普通地域と自然休養、野外レクリエーション施設の場として利用促進等の施設計画が定められております。これにつきましては集団施設ということで、桜淵公園におきましては、集団施設において第1休養地区と運動施設ということがありまして、桜淵公園につきましては、その2つを事業として市民の方に公園利用のため、市民を集团的に利用するために設けられている地区として、公園利用が、保護よりは、公園利用の中心と、拠点となるものでございます。散策、宿泊、運動、休養等各種の利用施設を自然的立地にあわせて総合的に整備する地区となります。

今回、桜淵再整備計画、基本計画におきましては、この集団施設地区を重点的に持って計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 再質疑になるんですがね、そういういろんな用途地域の指定がありますよね。その枠は取り外さずに、枠内は、枠組みはそのまま固定したのものとして再整備計画

っていうものを立てていくのか、多少でもね、あれはスポーツ施設のところをもっと枠を広げるとか、そういうこの指定地の見直しというものは全くやらないのか、その辺の確認をもう一度させてください。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 桜淵自然公園の見直しにつきましては、定期的に公園区域や公園計画の変更があるというふうに考えております。最後に見直しが行われたのは、平成16年に行われており、区画の変更がありました。次回は5年後の20年後の予定でおりますので、通常におきましては公園の施設計画の変更などについても、見直しのときに行うのが一般的というふうに聞いております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、山崎委員と同じような内容になりますけども、7-1-3観光振興費、観光施設等整備事業でございます。ページ数は173でございます。

湯谷の駐車場公衆トイレの整備に係る事業と聞いておるんですけども、この整備内容、整備水準をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 観光施設等整備事業につきましては、本市を訪れる観光客の利便性を図るべく、順次トイレ、駐車場などの施設改築、整備を実施しております。

平成28年度は、鳳寺来山パークウェイに通じる県道524号線の湯谷温泉入り口側にあります、昭和46年に建築され老朽化した湯谷温泉駐車場の改築を予定しております。

なお、トイレの整備内容につきましては、規模は、男子トイレ大小各1基、女子トイレ2基、多目的トイレ1基、その他手洗い等を予定しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 構造って言うか、物は何でつくられるかっていうことと、それからあと当然これトイレの日常管理、先ほども近隣の皆様をお願いしておると思うんですけども、日常管理の仕方として、1日何回こう管理に来て、それとも週何回っていう指定されとるのか、その辺の日常の管理の仕方も教えてください。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 構造的には、一般的なコンクリートになります。

それで、清掃につきましては、新しくして、今後のこともございますけど、地元発展会さんをお願いするのか、または市のほうで管理するのか、今後検討していきたいと思っておりますけど、基本的には地元のほうでお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 RC造っていうことですが、要するに面積って言うか、今までとの違いは、かなり大きくなるんですか。それとも以前と同等な物をRCでつくられるということですか。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 現在の湯谷駐車場トイレにつきましては、40人槽の鉄筋コンクリート造りになります。今度それを改修しまして同等規模、確かに内容につきましては現代風に合わせた施設になっております。その違いだけです。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7款1項2目商工振興費、企業用地開発推進事業、171ページです。

インター周辺企業用地開発のため土地開発

公社への補助金とのことですが、積算根拠と開発スケジュールをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 垣内用地開発課長。

○垣内寿一用地開発課長 お答えします。インター周辺企業用地開発は、市から新城市土地開発公社が補助を受けて実施することになっております。来年度実施する事業費の一部は、この補助金になります。

積算根拠ですが、開発区域内の用地購入費として1億1,950万円、物件補償費として2千万円の合計金額になります。

また、開発事業のスケジュールですが、平成28年度に用地買収、平成29年度と平成30年度で造成工事を完了し、分譲開始を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 用地購入費が主なものだという事なんですけども、開発公社へ支出する法的な何か支出根拠というのはあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 垣内用地開発課長。

○垣内寿一用地開発課長 補助金交付要綱については、新年度になりましたら整備させていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 新年度に整備する予算を今もう計上しちゃってるってということですか。補助金として市の外郭団体って言うていいのか、開発公社へ購入費を支出するわけですけど、税金を投入するわけですけど、その辺の根拠のもとになる法的整備がされていないのに、予算計上してあるって言うふうには理解しなかったんですけども、その辺ちょっといかがなものかと思うんですけど、再度確認します。

○丸山隆弘委員長 長屋用地開発課参事。

○長屋匡紀用地開発課参事 補助金の根拠ということですが、まず先ほど用地課長から発言があった要綱につきましては、これから整備するという事で、いわゆる要綱について

は補助のルールをそこで基準、ルールの基準って言うか、補助の基準を整理するものだと思いますので、順番として予算を挙げた後、実施年度で基準を整備するという扱いになっております。

根拠ということではありますが、数年前からいろんなところの会議で話は詰めておりますが、これから具体的な数字等について、大きなこれから始まる3年、4年計画について整理させてもらうものでありまして、来年度については予算のとおり数字となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 苦しい答弁かなと思いますけど。

まず、そもそも何で補助するのかっていうところ辺、皆さんわかってると思うんですけど、要するに開発公社が持ってるこの企業用地、インター周辺の用地の種地がかなり購入時より簿価が上がってしまって、このまま開発公社が造成して負担していくと、もう販売単価がとともじゃないけど、一般的に売れない単価になってしまうから、その分を埋め合わせっちゃうんじゃないですけど、平均的な販売単価になるように事業を、採算性を考えて補助するという事だとは思いますが、この1億5千万円って言うのは今後も、今回は購入費ということ、あるいは1回こっ切りなのか、これで販売単価は平均的な、要するにインター周辺の付加価値がある、多少高めでも売れるでしょうけども、そういった販売価格になる補助金なのか、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 垣内用地開発課長。

○垣内寿一用地開発課長 ただいまの質疑でございます。確かに委員言われるように、簿価と実勢価格の違い、それについてはございます。

それについて、今回挙げさせていただいた

のは、これで土地開発公社の理事会等を行いまして、1号土地から2号土地への切りかえ、今、持っておる公社を実質の企業用地としての扱いにできる、事業ができる土地に組みかえます。それをやらないと理事会でそれが通らないとできないということで、それについて手続を行っていく。そのときに補助金として、今、開発課として総額幾らになって幾らで売ればもとが取れる、公社の健全化になっていく。それについて今、詰めております。その手筈としてとりあえずことし用地購入から始めていくということで、まず地区計画を今、申請、事前の準備をしております。それが通ってからでないといけないということもございまして、今、用地開発が進めております八東穂1号線2校区のほうについても、いろいろ条件がございまして。それが1工区のほうですので、この事業とは別なんですけど、接道という観点で行きますと、同じ地区内と言うか、地域の中で行うもんですから、そのようにさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 公社の健全化計画の一環ってことはわかりますし、私も公社の理事ですので、また詳しくは公社の理事会で聞きますけども、予算として1億5千万円、今回計上してますが、今年度限りなのか、今後も事業計画によっては追加の補助金を想定した上での1億5千万円なのか、もうその辺だけ確認させてください。

○丸山隆弘委員長 垣内用地開発課長。

○垣内寿一用地開発課長 確か平成24年だったと思いますけど、議会の全員協議会で説明させていただきました。公社に対して5億円という補助をいただきたいということをお願いしております。そのうちの一部というふうに考えていただければ結構でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次、行きます。

7款1項2目商工振興費の東日本大震災被災企業等支援事業、173ページです。

大震災から先日5年が経過しました。今回、予算計上に至った経緯と事業内容について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 東日本大震災被災企業等支援事業の事業内容と予算計上に至った経緯についてお答えします。

本市では、東日本大震災により被災した事業者の早期の復興及び再建を図ることを目的として、新城市東日本大震災被災企業等支援条例を制定し、新城南部企業団地へ新たに事業所を設けた被災事業者に対する支援措置として、立地支援金を交付するものとしております。

立地支援金は、被災事業者が取得または賃借した土地、新設した事業所については、10年度間、償却資産に係るものは2年度間について支援金を交付するとしています。

予算計上に至った経緯は、震災により被災した横浜ゴムの宮城県の物流センターが拠点施設の再配置の一環として、新城市に進出いたしました。横浜ゴム株式会社、平成25年3月27日に、新城南部企業団地の第4区画、第5区画について、愛知県企業庁と土地の貸借契約をしまして、平成25年8月1日から賃借を開始しました。その後、横浜ゴムは事業所の建設に着手しまして、平成26年12月24日に操業を開始しました。愛知県は横浜ゴム株式会社に賃借した愛知県企業庁の所有地に平成26年3月31日を基準日としての所有地に係る国有資産等所在市町村交付金を平成27年度に市に納入されました。そして横浜ゴム株式会社は建設した事業所並びに取得した償却資産について、平成27年1月1日基準日として、固定資産税を賦課されまして、固定資産税を平成27年度に市に納入されました。

以上によって、条例に基づいて、平成27年度に納入された国有資産等所在市町村交付金

額及び固定資産税額を立地支援金相当額として納入された翌年に当たる平成28年度に交付するために予算計上をしたものであります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとパンフレットいいですか。

○丸山隆弘委員長 はい、許可します。

○滝川健司委員 南部企業団地のパンフレットで今4番区画、5番区画ということですが、6番、8番は関係ないということによろしいですか。4番、5番の区画についての今回の措置だということによろしいですか。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 はい、そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 現在12の区画が駐車場として、これ借りてるのか購入したのか、これは対象外、要するに駐車場だから対象外なのか、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 この条例によって認定してましたのは、4区画、5区画についてのものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 茨城事業所でしたっけ。茨城事業所が被災して、その機能をこっちへ持ってきたっけ。だから今回のこの東日本大震災被災企業等支援条例に該当するっていうことなんですけども、茨城事業所ってどここの事業所でしたっけ。再度確認します。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 宮城県にあった物流センターの関連で、一部それらの再配置ということになっております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 議案説明会のときは、何か茨城って聞いたもんですからあれですけど。

そうすると、この被災企業って言っても、

何でも対象になるではなく、被災企業で被災して、そこで失った機能をこの南部企業団地でやった場合に対象になるというふうにといいかと思えますけども、そうしますとですね、先ほどは2年間ぐらいは県の企業用地として借地していたもんで、それに該当する部分を県が市に固定資産税って払った分を補てんする分が国有資産等所在市町村交付金がそれに該当すると思うんですけども、それと立地支援金合わせて1,851万7千円っていうことなんですけど、交付金の部分は幾らで立地支援金は幾らなのか、その辺の内訳をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 申しわけございませんが、個別の事業の、事業主の固定資産税額は、こちらのほうではちょっとお答えできませんので、よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 個別のあれを聞いてるんじゃないです。実質的に個別になってしまうのかもしれないんですけども、県から交付金があったわけですよね。それも教えられないっていうことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 国有資産等所在市町村交付金としての交付額は、388万2,265円でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 次、行きます。

7款1項3目の観光振興費、市観光協会支援事業、173ページですけども、平成28年度における支援体制と、また観光協会の体制について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 滝川委員の御質疑にお答えする前に、先ほど加藤委員のほうから湯谷温泉駐車場のトイレの構造物についてお聞きになりました。私のほうで、大変申しわ

けございません、コンクリート、RC造りっというふうにお答えしました。現実的にはRC、コンクリートと公共施設の木材利用拡大の面から、RCと木造ってということで計画をさせていただいております。よろしくお願ひします。

滝川委員の質疑につきましては、市観光協会につきましては、本市観光事業の振興を図る上での、推進組織であり、観光行政と観光協会が密に連携が図られることが重要であると考えています。

このような認識のもと、本市の観光宣伝及び円滑な事業運営を図り、また市内に観光客を誘致し、観光事業の振興を図るため、市観光協会支援事業として、運営のための補助金を支出しております。

また、市との共催事業であります、市4大イベントであります、さくらまつり、のぼりまつり、花火大会、もみじまつりなど、さまざまな観光イベントにおきましては、来訪者への対応に万全を期すため、観光課職員、観光課以外の部署の応援職員を要請して、スムーズな運営、実施ができるよう協力、支援体制を取っております。

なお、平成28年度からの観光協会の事務局体制につきましては、3名から4名の職員となり、強化されることとなりますが、事務局長の交代もあることから、観光協会事業の運営に支障がないよう、体制づくりに協力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 支援体制について、もう少しなんですけど、観光協会、人事異動があつて増員ということなんですけども、補助金の主なもの、メインが人件費的な要素があるのかなと思うんですけども、今回、平成28年度からスポーツツーリズム推進課というのが新しくできます。それと観光課があつて、それと観光協会があつて、この辺の連携ですとか、横

のつながり、要するにどういったチームワークを組んで支援体制を行くのか、その辺の縦割りにならないような部分での体制、支援体制について再度お願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今回、新しい組織ができますので、ただその組織につきましては同じ産業振興部になりますので、振興部の中で今後整理されて、協力体制もだんだんと思えていくかと思います。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それから、局長が退任っていうような話だったと思うんですけども、前回5年前に局長、観光協会の局長さん、事務局局長さん選ばれたときは、公募というような形で募集して採用された経緯がありますけど、今回、局長さんが退任された後の事務体制、観光協会の体制っていうのは、増員を含めて、どういった組織体制を想定されておりますか、お願ひいたします。

○丸山隆弘委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 安彦事務局長につきましては、6年にわたる、長きにわたって観光事務局長をやっただいて、特に観光の誘客、観光旅行のプランの造成とか、いろいろ力を発揮していただきました。この後、事務局長につきましては、繰り上がりで松下、現在、名前は小長井っていうふうに名前が変わりましたが、小長井が事務局として昇格という形になります。もう1人、それとあと職員につきましては、現在、水掛さんという方が、女性の方が会計をしておりますけど、パートの職員の女の人もう1人と、あとフルで男の職員の方を採用しまして、計、男2人、女の人パート2人という形で4人体制となります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、7款商工費の質疑を終了します。

歳出、8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 8款4項1目都市計画総務費、都市計画一般事務経費、181ページです。

都市計画の区域区分見直しの必要性をどう認識しているか。視察費だというようなことでしたが、どう認識しているか伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 区域区分制度につきましては、都市計画法第15条に、都道府県が定めるとされており、平成22年に第5回の見直しが実施され、目標年次を平成32年としております。

これにあわせ、平成28年度には庁内検討会議を設置し、まずは先進事例の調査から実施することを予定しております。

この検討会議では、今後、本市の土地利用方針の抜本的な見直しも含め、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 こうした土地利用はですね、こう、まちづくりを考えていく上で、やっぱり1丁目1番地って言うか、一番大事なものだと思うんです。

これをきちっとしない限り、このハード面で人口減少等をこう歯どめをかけるっていうことは、私はできないと思いますので、ぜひ抜本的な見直しをやっていただきたいという立場で、現時点での担当者の認識っていうのはどうなのか、改めて伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほども御説明させていただきましたとおり、区域区分につきましては、愛知県に権限があるということで、愛知県の考え方は、これからも区域区分につ

いては堅持していくという大前提の中に進んでおります。

ただ、人口減少をにらんだ中で、この東三河のほうが一律的な、愛知県一律的な考え方で進むのが正しい考えかどうかということもございますので、そのあたりも含めて検討していかなければならないのかなっていうのが、この担当者としての考えでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 現在ですね、東三河県庁及び東三河広域連合がスタートしてですね、豊橋市のほう、関係市町村、関係市でも、やはりこうしたところが受け皿になって、県から権限移譲を受けて、この地域づくりをやっていくべきだという考え方が徐々に大きくなってきているように思うんですけども、新城市だけだと、この東三河の人口5万人ですので、声はそれほど大きくはないかと思うんですが、やりようによっては私、権限移譲という形でやっていける、政令市並みのことができるように思うんですけども、そういう点についての判断はどういうふうに認識しているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 広域体制ということとはちょっと話が変わってくるかもしれませんが、本市におきましては新城市都市計画のマスタープランというので土地利用のあり方については規定をしているわけでございますけれども、その上の計画としまして、東三河区域マスタープランというのが愛知県において計画をされております。この愛知県の区域マスタープランっていうのが広域に当てはまる部分なのかなというふうには理解しておりますので、そのあたりのところを関係市町村とも話をしながら、それを区域マスタープランの変更ということも声をかけていきたいなというふうには考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後にしますが、隣の豊川

市等でも同じような問題を、認識を抱えていると思うんですけども、担当者同士でそうした広域連合を踏まえて、このやっていくと言うか、検討していく。この視察してきた成果等を連絡し合ったりとか、そういうような認識はないですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 毎年2回ずつになるんですけども、東三河の関係5市の都市計画担当者課長会議というものを開催しております。

その中で、本日の山崎委員からの御質疑ある区域区分について、私どものほうから投げかけておりますので、今後も情報提供をするとともに、ほかの市町村からの御意見もいただいてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、8款4項1目についてお伺いします。

道の駅管理事業費であります。もつくる新城維持管理基金積立事業ということについての内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 もつくる新城維持管理基金積立事業につきましては、歳入でも御答弁させていただきました維持管理費負担金を将来生じます修繕等の費用に充てるため、新城市もつくる新城維持管理基金に積み立てをするものであります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 数字が些少で恐縮なんです。歳入で200万円、歳出で200万8千円という金額であります。歳入部分に8千円が見つからないわけなんです。この8千円というのはどこからどのような捻出があったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 8千円につきましては、預金利子でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山崎祐一委員 今、預金利子というふうに言われましたものですから、預金利子は基金で別立てで多分管理をされるという理解をしますと、利息のレートは別としても、本来は200万円歳入を打って、基金積立事業の資金のほうに200万円入るっていうのが公会計両立て計算のだけだと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この200万円に対して、年度内に預金利子、基金利子が8千円発生するというところでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 8千円発生した場合に、歳入、戻って恐縮なんです。歳入の勘定がどっかになくはないんじゃないかなと思うんですが。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 予算説明書53ページ、16款財産運用収入の一番下から2つ目のところに、もつくる新城維持管理基金利子ということで8千円が計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 8款4項1目都市計画総務費、中心市街地活性化対策事業、181ページです。

この事業により、中心市街地をどのように活性化させていくのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 中心市街地活性化対策事業につきましては、中心市街地活性化対策基本計画に基づき、新城駅前広場の暫定整備及びまちづくり活動への支援を行う事業であります。

本市の中心市街地活性化計画は、平成21年に策定し、計画期間を10年間とした計画であります。

この計画では、活性化に向けた中心市街地の課題解決のため、28項目の事業が計画されており、これらを着実に実施することにより、「ときのね・ときのめに育まれる奥三河のくらしのまちづくり」が実現できると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 平成21年に策定したころに、僕も参加してまして、この計画づくりに幾らかはかかわったんですが、その計画がですね、具体的に平成21年ですから、もう七、八年たってるわけですね。表に出てこない。中心市街地が相変わらず活性化されてないという、この現状の中で、今回対策事業というのが出てくるわけなんですけど、方向修正を早くかけるべき時期が来たんじゃないかと思うんですね。栄町線もなかなか事業化にならない現実があると。大善寺の前の道を広げたけど、そこから次につながるというめどもない。中心市街地活性化基本計画そのもの自体、これが有名無実化してるんじゃないかと思うんですね。これに余りにもこだわってしまうと、中心市街地活性化っていうのがさらに遠のくのではないかと思うんです。ときのね何たらって忘れちゃったけども、その計画っていうのは、新城地域の歴史に視点を落としてですね、どのように全体を関連させていくかだったと思うんですが、その視点が丸っきりない中心市街地活性化計画になっていると思うんです。

今のまま駅前整備してもですね、駅の前は整備されたけど、あとは続かないという形になりかねないというふうに思うわけなんですけど、中心化対策事業、この見直し、駅前に入る前に見直しをすべき時期が来たというような検討はされたことはないのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 中心市街地活性化計画の見直しということでございますけれども、中心市街地の活性化計画につきましては、西は旧消防署跡地から東につきましては東新町の駅前通りまで、新町線ですね。そこまでの中心市街地を対象としている事業であります。

その中では、都市計画道路の新町線であったりとか田町川区画整理事業等々、事業のほうを進めてまいりまして、それなりの成果は出ているのではないかなということでございます。

御質疑の見直しということでございますけれども、昨年、一昨年前ぐらいから地域立地適正化というような概念というのが国としても示されてきております。そちらのほうの検討も今、進めておるわけでございます、このいずれにしましても、この中心市街地活性化、また立地適正化につきましても、コンパクトシティというようなものを目指した社会ということでございますので、方向性としては同じような方向かなというふうには考えておりますが、今、中心市街地活性化だけではなくて、立地適正化計画というものも今、加味しながら進める、そういう時期に来ているのかなというふうには考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 現実見ればですね、平成21年策定の中心市街地活性化基本計画、これから中心市街地は活性化ほとんど見えてくるものがなかったというふうに思うんですね。補助金は使ってまちなみ情報センターとかつくったりはしましたが、道も広く、大善寺前の道も広くもしましたが、商店街は寂れるばかりですね。人口減も、まちなかであっても起きている。この現状を見るのであれば、中心市街地活性化基本計画そのもの、これを見直さないと、今回の調査事業をやったとしても、ただ事業を進めるというだけに終わるのではないかなというふうに心配するわけなんですけど、大きな見直しというのが必要な時期

になってきているという認識には立たれずに、今回の提案をしたということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、総合計画、第2次の総合計画のほうが平成31年を目途に進めていようかと思うんですけれども、その中で土地利用のあり方というのが今後、第2次に向かってなされると思います。

それを踏まえまして、この土地、中心市街地の活性化計画のほうも見直しを進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、現段階におきましては、この平成21年に立てた中心市街地の活性化計画に基づきまして、順次進めさせていただいているということでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

8款4項1目都市計画総務費、空家等対策推進事業、181ページになりますが、事業内容は何なのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 平成28年度に予定しております事業は、新都市空家等対策協議会を設置いたしまして、空家等対策基本計画及び特定空家の認定のための指針を策定することとしております。

なお、空家等対策基本計画の策定につきましては、資料収集や解析、協議会支援などの業務について、業務委託を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 空家等の新しく計画をつくるための協議会をつくるというようなことになるわけですが、委員会でも、経済建設委員会でも議論もしたんですが、空家対策は非常に難しい事業なんですね。地域自治区をどのように、地域自治区との連携をどのように進めていくかという視点、これがなかなか聞かれてこないというふうに思います。協議会より大事なものは、やはり地域自治区をどの

ように空き家というものの意識になって、空き家を有効活用するという意識になってもらうかということだと思うんです。

振興事務所長の件でも、いろいろ先ほどは成果を述べていただいたんですが、空き家というものは地域自治区にとっても非常に重要な政策の1つになると思います。そういう視点で空き家対策推進事業というのは議論されたことはあったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 空家等の対策の推進に関する特別措置法の目的には、1つが生活環境の保全を守るということで、適正管理がうたわれております。

あわせまして、空き家等の活用ということで2つ目の目的が出ておまして、特にこの協議会におきましては、適正管理について特定空き家の認定など、市内一律の考え方が必要なもの、また特定空き家の所有者にとって強い公権力の行使を伴う行為ということで、これらについて特に協議をしていただくということから、協議会のほうを設けるということとであります。

利活用、空き家等の活用につきましては、その地域の方針等いろいろなこともあるものですから、そういうものであったりとか、あとは周知の方法等については、地域協議会の御意見を聞きながら、この空家等対策計画に盛り込んでまいりたいということで、課内においては、その2本立て、協議会と地域協議会を使うという、その2本立てで計画を策定するというところで話し合いのほうを持っていたところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じく、8-4-1都市計画総務費、都市計画基礎調査事業、181ページです。

事業内容と調査スケジュールについてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画基礎調査につきましては、都市計画法第6条に規定している調査であり、第1項には、都道府県は都市計画区域について、おおむね5年ごとに調査を行うものとされております。

また、同条第3項には、都道府県は関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができるとされておまして、この条項による愛知県からの依頼に基づきまして、実施をさせていただいてるところでございます。

平成28年度につきましては、新たなサイクル、これは平成28年度から平成32年度の5年間のサイクルの当初、初年度に当たるということから、本年度につきましては、調査区の設定、人口及び世帯規模について調査を実施いたします。

次に、調査スケジュールですが、平成29年度はD I Dの状況、建物利用現況など4項目、平成30年度につきましては、通勤・通学の移動、土地利用状況、平成31年度は、宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況が調査項目となっております。

なお、5年目の平成32年度につきましては、愛知県で分析を行う年度となっておりますので、市が行う実態調査はございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 都市計画法で基づく県の調査依頼ってということなんですけども、そもそもこの調査事業は、目的は何に生かされるのか。都市計画区域の現状とか見直しとか、県が現状を調査した上で、適切な都市計画をするための調査なのか。それが新城市が今回いろいろやろうとしている区域区分の見直しとか調整区域あるいはその辺の見直し等に生かされる調査になるのか、その辺についてい

かがでしょう。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 滝川委員が今、御指摘のとおりということになります。

都市の現状や都市化の動向等について、できる限り広範囲なデータを把握し、これに基づいて都市計画を策定しなければならないということで、この基礎調査の結果に基づいて、市街化区域、その他都市計画を変更する必要が生じたときは遅滞なく当該都市計画を変更することと、これは都市計画法21条で決められておりますので、それに基づいて区域区分であったりとか、いろいろな都市計画について、愛知県はもとより、新城市についても用途地域と地域地区等は変更ということの作業に使ってまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 市がやろうとしていることにもこの調査は生かしていくということでもよろしいですか。区域区分の見直しっていう議会からの要望もあり、今回そういったことに着手するということですけど、県のこのスケジュールと市がやろうとしているスケジュールじゃ大分スピード感が全く違いますけども、もっとスピード感を持って区域区分の見直しについてはやるべきだとも考えますが、県の調査スケジュールだと、5年間にわたるような、のんびりしたようなですけども、それを今やろうとしていることに生かすとなると、ちょっとのんびりし過ぎてるような気がしますけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 確かに、平成28年度当初で最終が平成32年ということでございますけれども、本市につきましては、このデータだけではなくて、もっと近くにデータというのは持っておりますんで、それら使いながら考えていきたいというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** それは担当者の見解じゃなくて、市の計画、考えでよろしいですね。

○**丸山隆弘委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** 見直しに関しましては、平成28年度、庁内会議を持たせていただきまして、その中でどのような方向になるかというのは、会議の中で方向性を出させていたきたいと考えております。

○**丸山隆弘委員長** 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

歳出、8款土木費の質疑を終了します。

歳出、9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、村田康助委員。

○**村田康助委員** 歳出、9款1項1目日常備消防費、防火思想普及費、ページ187です。

防火思想普及とな何か。また対象はだれなのか。また何を実施するのかをお伺いいたします。

○**丸山隆弘委員長** 鈴木予防課長。

○**鈴木富雄予防課長** それでは、防火思想普及事業とは何か。対象はだれか。何を実施するかについて、まとめてお答えさせていただきます。

火災を予防し、災害から大切な生命、財産を守るためには、家庭、職場、学校などを問わず、住民の皆さん一人一人が日ごろから出火防止や火災が発生した場合の対応など、防火についての正しい知識を身につけ、火災予防に努めていただくことが大切です。

この防火思想普及事業では、女性防火クラブの皆さんの協力を得ながら、各年代に応じてさまざまな防火思想の普及に取り組んでまいります。

まず、幼児時期における防火意識の根づけとしましては、管内のこども園の園児に対して、「こども花火教室」や「こども防火教

室」を開催して、正しい花火の遊び方や火災の怖さなどを学んでいただく。

また、小中学校の児童生徒さんに対しましては、防火ポスターを描いていただくことで、防火に対する意識を高めていただきます。

また、広く住民の皆さんに防火に関心を持っていただけるよう、住宅防火教室を開催いたします。これは職場、学校、防災関係組織、PTA、老人クラブなどの各グループからの要望に応じまして、消防職員がお邪魔をして、出前講座方式で行うものでございまして、防火に関するお話や初期消火訓練などもさせていただきます。

そのほかにも、春、秋の火災予防運動や消防防災フェスタなどのイベント等、さまざまな機会を通じまして防火広報を行い、防火思想の普及に努めてまいります。

以上でございます。

○**丸山隆弘委員長** 村田康助委員。

○**村田康助委員** 次ですが、9款1項3目災害対策費、孤立可能性集落対策事業として、ページ189ですが、孤立可能性の高い集落はどこですか。また災害対策として、どのような事業を実施するのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○**丸山隆弘委員長** 熊谷防災安全課長。

○**熊谷和志防災安全課長** 孤立可能性集落につきましては、市内60行政区、89カ所を孤立可能性集落としております。

孤立可能性集落の災害対策といたしましては、愛知県の南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用しながら、現在ヘリポートの整備をしまっておりしております。平成23年度から毎年1カ所ずつ整備をし、今年度は市川地区に整備を完了予定となっております。

整備済みの地区につきましては、海老山中、布里、竹ノ輪、秋葉巣山の4カ所が現在設置しております。

今後も、各地区の実情に合わせ、ヘリポートの整備を進めてまいります。現時点での

候補地がまだ定まってないことから、平成28年度には候補地の選定から一度、基本設計までを行う予定であります。平成29年度の整備に向けて進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、孤立可能性集落の対策事業につきましては、ヘリポートの整備以外にも、通信機器の整備などの別のメニューもありますので、そちらのほうも取り組んでいきたいと、ことについて検討をしてみたいと思います。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、9款1項3目災害対策費、防災学習ホール管理運営事業でございます。ページ数は189でございます。

年々減少している事業であります。管理運営上の問題は起きていないか。また市民の防災意識向上のためにも利用度向上を望むが、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 防災学習ホールの管理運営につきましては、現在、職員の手づくりによる展示物や写真展などのイベントなども開催をしながら、できるだけ直接の費用が発生しない手法を検討して実践に取り組んでおります。

また、ホール内の設備については、オープン以来、設置後8年近くですね、たっておりますので、経年による劣化、ふぐあいが出始めております。

ふぐあいにつきましても即座に業者へ依頼、修理するのではなく、職員で対応することはするということですね、そんな形で職員については対応しております。

また、市民の防災意識の向上のために多くの方が防災学習ホールを活用していただくことが本当に重要と思っておりますので、毎年、小学校4年生の社会科見学として利用してい

るほか、災害写真展や夏休みのこども防災教室、消防防災フェスタなどのイベントを通して、施設の利用を促しておるところであります。

現在も、税の確定申告が消防防災センターの講堂が会場になっていることもありまして、それもあわせてですね、写真展を開催、現在しております。

そういったことで、常日ごろから来館者への御案内をしております。

来年度以降は、若者議会が話に挙がっておりますので、「若者防災を考える会」の活動拠点として活用していただくことで、今までにない、なかなか訪れなかった世代にも施設を知っていただき、同世代のですね、来訪者が増加する機会になるのではないかと期待をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと細くなるかもしれませんが、この事業費の予算上、今年度180万1千円ですか、昨年に比べて大分落ちておると思うんですけども、この主な180万円は、これは人件費か、それともそういういろんな備品購入費なのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 施設の管理の中でですね、一軸振動台計があります。地震体験の関係の。そういったところのメンテナンスの関係が発生しないと、その予算が減額になってきとると思います。

また、過去の推移を見ますと、予算については、オープン当初は2人の職員ですね、臨時職員で賄っておりましたけど、現在1名ということで、そういったこともですね、年々減ってきてる予算になっております。

先ほどの質疑については、メンテナンスの関係が発生してないので減額になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、メンテナンスの関係がないということ、あとはこれ、ほとんどこれ人件費として考えてよろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 はい、そのとおりです。

あと、いろんな一般事務的なものですね、消耗品だとか、そういうものはありますけど、実際には職員の人件費ということで御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 職員って言うか、受け付けて言うか、管理されてる方の勤務体系は必要に応じてなのか、もう週、施設見学がなくても週2日制とか3日制とか、そういう毎日なのかっていうことをちょっと教えてください。

○丸山隆弘委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 今1週間ですね、定休日が月曜日になっております。それで週5日勤めていただいておりますのが現状であります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、9款消防費の質疑を終了します。

歳出、10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款6項2目体育施設費、総合体育館調査研究事業、213ページです。

小額ながら継続計上されております。建設場所など、建設に関する基本的な方針について伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 お答えさせていただきます。建設に関する建設場所、また基本

方針につきましては、まだ未定でございます。

ただ、市民の皆さんが利用しやすい場所に使い勝手と本市の人口規模や財政規模に合った本市の生涯スポーツの拠点施設として、またそれを市民の皆さんが誇りに思えるような施設をつくっていかうという思いは持っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ことしと言うか、取り壊されまして、そこに跡地に新庁舎が建つわけなんですけれども、そうした実質がらと言うか、そういう折から、市民の間には次の体育館は、新しい体育館はどうなるんだという、この希望と言うか、話題が多いわけなんですけれども、まだ建設時期、それから規模、場所、どんなもの、市民体育館的なものにするのか総合体育館的なものにするのか、どういうねらいでやるのかとか、そういう大枠の方針的なものすら現時点では定まってない、そういうことでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 まだですね、いつに向けて建設を進めるかというところまでは決まっております。

また、こちらのほうには総合体育館というふうなうたい方をさせておりますけど、人口規模だとか、そういったものを考えますと、余り華美な、大きなものはできないだろうという認識をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、それまでの間は各中学校にある体育館等を借りてやるということ、そういう認識ですか。何かほかに対策のようなものは、暫定的なものをつくるというような考え方も全くないわけですか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 今現在、各小中学校の体育館をお借りしまして、スポーツ開放

といった形で、市民の皆様にはスポーツ振興の会場、場所という形で開放してございます。

また、昨年から、平成26年度から穂の香看護専門学校の体育館をお借りしまして、そちらのほうも開放施設という形で活用させていただいております。

つなぎの施設、仮のという形での体育館の建設は考えておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後にいたしますが、もうこの箱物行政批判とか、そういうものがある一方ですね、高校の統合再編というようなことも出てきて、空の施設というものも出てくる可能性があるわけなんですけれども、それらを踏まえて、今後何年間、先ほどもくどいようですけれども、何年間ぐらいに、今後何年ぐらいの間に一定の方向性、例えばもう建設しないということまで含めてですね、明らかにする考えなのか、そのあたりがわかれば、最後の質疑としてお願いします。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 来年にですね、この体育館建設に向けて、体育館の検討委員会を立ち上げてまして、その中で必要かどうかというのを踏まえて検討してまいりたいと思います。

スポーツ課としては、やはりスポーツの振興という意味から、あればいいなというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 来年というのは、平成28年度という意味ですか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 済みません、平成29年になります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出、10-1-3教育指導費、新城ハートフルスタッフ活用事業、195ページです。

平成27年度より増額、約470万円ですが、増額した内訳について伺います。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 新城市内の小中学校には、個別の支援を必要とする子供たちがおりまして、その多様なニーズに対応するために増額をさせていただいております。

内訳につきましては、ハートフルスタッフの配置時間が、平成27年度が1万2,664時間であったのに対しまして、平成28年度は3,786時間ふやしまして、1万6,450時間としております。

その他、通訳業務等につきましても、平成28年度は435時間で、ほぼ同じ配置時間となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ハートフルスタッフというのは、今のハートフルスタッフさんの要望、自分はどれだけ時間やりたいとか、できますよという要望を聞いて、そしてまた学校のほうからもこれぐらい欲しいというようなことを聞いてですね、その辺の調整を教育委員会さんで行っていると思います。

そこでですね、1つお聞きしたいんですけど、学校から出ている要望の、ざっとでいいんですけど、何割程度の希望をこの時間数はかなえているのかということをお教えください。

実際ですね、この厚生文教委員会でも予算編成の要望として、学校現場の実情に合わせて配置してほしいということを出しております。大体どれぐらいの割合って言ったら変かな、かなえてるかということをお教えください。

○丸山隆弘委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 ちょっと割合まで

計算してなくて申しわけありません。学校現場といたしましては、2万1,150時間を要望しておりますが、今回は1万6,450時間をつけさせていただきました。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑は終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に質疑させていただきます。

10-2-3 学校施設整備費です。舟着小学校プール改築事業、ページ数、199ページです。

舟着小学校プール改修事業が計上されておりますが、その内容と理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 本事業の内容につきまして、お答えします。

既存のプール施設を解体しまして、新たにプール施設を建設するというものになります。

理由としましては、舟着小学校のプールは、昭和50年の建設から40年が経過しているモルタルプールであります。このプールの現状は、プール槽内を保護しておりますシートが広い範囲でところどころはがれて膨れがありまして、中に死に水が入っているという状態です。機能上の問題や衛生面から見ても、その解消が求められるところです。

また、ろ過機や配管の老朽化も進んでおり、部分的な改修では対応ができない状況であります。そのため改修ではなく、改築しようとするものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

10-3-3です。学校施設整備費です。学校トイレ洋式化事業、ページ数、201ページです。

学校トイレ、中学校なんですけど、洋式化事

業が計上されておりますが、その内容と理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 本事業の内容につきましては、中学校の生徒用トイレ1カ所につき便器1基の洋式化を行い、生徒の学校生活の環境改善を図るものであります。

理由としましては、生徒の家庭での生活習慣が、家庭のトイレの洋式化が進む中、変わってきておりまして、和式便器が大半を占める学校のトイレでは支障を来しているのが現状です。そこで学校のトイレの洋式化を行い、学校生活環境の改善を図るものです。

また、この事業は平成25年度に小学校から整備を始め、最終年度となります平成28年度は、新城中学校、千郷中学校、東郷中学校の3校を予定しておりまして、全小中学校が完了する予定となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 トイレの和式化って言うかがもう時代おくれと言うか、大分、家庭環境も洋式になってるよということで変えていくという形だと思うんです。

今回のこの中学校の整備事業の中なんですけど、ほかにも先ほどの舟着小学校のプールは老朽化によりということなんですけど、中学校でも老朽化が進んでいる、東郷中学校の体育館とか、あと千郷中学校のプールの老朽化ではがれているところもあって、新城中学校の給食室も築40年ということがありますが、そういった本計上は、このものはされていないんですけど、今回、計上の中で庁内検討で、そういったほかにも老朽化施設があるよと。補修、修繕という意見が出たのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げますが、質疑に沿って質疑をお願いしたいと思いますが、質疑通告に沿って。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この間の学校施設整備費を計上される中で、庁内検討をされたと思うんですが、そういった意見があるのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 トイレの件ですね。こちらから言いますけども。

○浅尾洋平委員 整備費全体で、そういった意見があると思うので、そういう中でピックアップしていたと思うんですけど。

○丸山隆弘委員長 もう一度繰り返します。質疑通告に従ってですね、質疑を行っていたきたいと思います。

○浅尾洋平委員 整備費の中。

○丸山隆弘委員長 学校トイレ洋式化のところへもう移っておりますので。

○浅尾洋平委員 それとも、中学校費の。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、予算の計上の中で、学校設備費という中に計上されておりますので、そういった中で、庁内検討の中でそういったほかにも古い壊れたところがあるとか、そういった話があったかどうかというところの事実確認だけです。

○丸山隆弘委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 学校施設の老朽化しているものにつきましては、大変数が多いという現状がありますので、そうしたものを全体的に見ながら、順次整備を行っていきたいと考えております。取り急ぎ手をつけなければいけないというものを優先して予算化しておりますので、御了解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次に行きます。

10-6-2 体育館施設費です。総合体育館調査研究事業がページ数、213ページになります。

2点ございます。

1点目、総合体育館調査研究事業の1万円ですが、内訳を伺います。

2点目、新城市に体育館がなくなり、市民の健康向上について、市はどう考えているのか、伺います。

また、市民からですが、早く市民体育館をつくってほしいという声がありますが、市民の声に応えるための認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 まず、1点目、総合体育館調査研究事業の1万円につきましては、資料作成などの消耗品費となっております。

2点目、まず市民の健康向上につきましては、市民がスポーツを行うことで、個人の健康維持、体力増強はもとより、運動不足による生活習慣病や精神的ストレスの解消と地域における仲間づくりやコミュニティ活動など、明るい地域社会の形成に重要な役割を担っていると考えています。

このような考えから、本市のスポーツ振興の拠点として、市民体育館は必要不可欠なものであると考えています。

体育館の建設につきましては、本市に合った、市民が望む体育館が必要であり、建設予定地についてもしっかりと議論をしていかなければならないと考えています。

平成28年度は、他市の建設事例やランニングコストなどを視野に入れ、情報収集や資料作成などを考えており、平成29年度、市民体育館建設に向けて、体育館の機能や規模及び建設予定地も視野に入れまして、利用団体や市民、有識者を交えた委員会を組織し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 体育館は、明るい社会のために必要不可欠なね、ものだというふうな認識であるということがわかったわけですが、そういうことでは早目にね、体育館をつくってスポーツの増進、スポーツで体、健康づくりをしたいという市民がたくさんおられると

いうふうに思っております。

そこで、ちょっと1点確認しますが、平成29年度に協議会を立てるといふような形で予定しているということなんです、それに向けてですね、市民が今どういう考えでおられるのかとか、あとは体育館についてどう思っているのかという市民アンケートですね、市が取る予定はあるかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 当然、建設する、しないという判断もしなければならぬという部分では、必要な調査項目になるかと思えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、10款教育費の質疑を終了します。

債務負担行為に関する調書の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、債務負担行為に関する調書、231ページです。

長期継続契約及び長期賃貸借契約等の調書はどのようになっているのか、お伺いします。

以前、一般質問をしたときにはかなりの数の意見がありまして、整理されてなかったようですけれども、その後、大分時間がたっております。いまだに掲載されませんが、どのようになっていますか。お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 御質疑の件につきましては、平成26年12月定例会におきましても、一般質問の中で、滝川委員からお問い合わせをいただいております。市が締結しております複数年の契約や自動更新条項を付した契約について、地方自治法に基づく債務負担行

為または長期継続契約の処理が適正になされていないので、適正な処理を行うようにという御指摘をいただいております。

このため、財政課のほうで各課が所管をしております契約内容を平成27年度中にすべて確認いたしました。

その中で、地方自治法上、不適切な状態となっております契約については、長期継続契約に変更をして、契約書の中で翌年度以降の予算額に減額等があった場合には、契約を解除する旨の条件付解除条項を設けるということを見直しの方針といたしまして、全庁に示したところでございます。

各課が所管しております契約を集計いたしましたところ、市が借り受けております契約は、全部で728件ございまして、このうち見直しの必要性がある契約は209件あることがわかりました。

この209件の契約につきまして、各課でそれぞれ契約の相手方と見直しに向けた調整を進めたところ、平成27年度中に長期継続契約に変更するものが75件、平成28年中に変更予定のものが107件、現在まだ調整中のものが27件ということでございまして、ある程度、見直しのめどが立った状況になってまいりました。

ただ、また一部の契約につきましては、地方自治法上、不適切な状況にありますので、これにつきましては平成28年中をめどに見直しを進めていくように、引き続き契約の相手方と交渉を行っていく予定にしております。

このような状況ですので、平成28年度の当初予算の債務負担行為に関する調書には計上しておりませんが、平成28年末までに調整ができなかった契約につきましては、平成29年度の当初予算において、債務負担行為の手続を行うことを考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 かなりの物件数があつて作業が進んでるっていうことなんですけども、

「一部不適切なもの」っていう表現がございましたけども、具体的に言うと、どういった事例が不適切で、この間、長期的に放置されておったのかをお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 不適切なというのは、法的な不適切っていうことで、自治法上のことを指しておりますが、滝川委員が平成26年12月の定例会のときにも御指摘いただきましたように、自治体が結ぶ契約というのは原則、単年度の契約、例外規定として複数年の契約が結べるわけですけれども、複数年の契約を結ぶ場合には、債務負担行為を設定するか長期継続契約を結んで、その中で予算の減額等があった場合は契約を解除すると。そういう条項が含まれてなければいけないということで、その部分でまだその辺の条項がきちっと整理されてない契約がありますので、その辺を今後きれいにしていきたいということでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、早急な整理と明確にさせていただきたいと思うんですけど、1点確認したいんですけど、確か賃貸借契約で99年契約というような契約があったんですけど、それは今回どのように取り扱われたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今、滝川委員おっしゃったことは、101年契約のことかと思えます。

例えば、野田城大橋の河川敷の契約ですとか、桜淵公園の用地の関係でございますが、そこにつきましてはまだ現実ちょっと調整中のところがございまして、ただ見直しの方向はそれぞれ各所管課に伝えてありますので、今後きちっと。

ただ、相手方があることなものですから、こちらの意向だけではなかなか思いが進まないところはありますけれども、進めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それも含めて、平成28年早急にするべきだと考えますけども、それらの101年契約の見直しの方角っていうのは、契約を見直す、解除する、どういった方向を前提に見直すのか、その辺だけ確認して終わります。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 市の例えば観光用地として、今後とも必要な土地については、例えば可能であればですね、買い取りをすればですね、それができなければ引き続き契約の内容を自治法上きちっとした形で結び直すとか、あるいは市のほうとしても、その土地の活用の見込みがないものであれば契約を解除する方向も考えられると思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

債務負担行為に関する調書の質疑を終了します。

総括の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、総括の質疑します。

1点目です。今回の平成28年度予算は、「しんしろ創生、未来への投資と将来不安の克服を期する28年度予算（案）」とのことですが、将来不安の克服のために特段に配慮されたことについてお伺いします。

2点目です。合併以降、減少傾向にありました起債残高であります。市債、公債費から今後増加が見込まれます。地方交付税の算定がえ縮減や人口減少など、財政運営は厳しさを増していくと推計されますが、今後の財政推計をどのようにとらえ、予算編成を行ったのか、お伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、1点目の将来不安の克服のために配慮した歳入、歳出それぞれの点から答弁をさせていただきます。

まず、歳入において、将来不安の克服のために配慮したことでございますが、今後予定される大型の建設事業や地方交付税の合併算定がえによる算定額の段階的な縮減にも対応できるよう、財政調整基金への積み立てや交付税措置のある市債の借り入れを通じまして、財政規律の徹底を図ったことが挙げられます。

財政調整基金につきましては、平成28年度予算で3億7,700万円を一般会計に繰り入れることとしておりますが、逆に平成27年度中に4億7,119万2千円の前資積み立てを予定しております。これは3月補正のほうで議決をいただいているものでございますが、つまり平成27年度中に積み立てた金額の範囲内で平成28年度中に取り崩しを行うということになりますので、基金残高がふえることによって市民の将来不安の解消に少しでもつなげようとしたものでございます。

また、市債につきましては、後年度における元利償還金の70%が地方交付税に算入される合併特例債や過疎対策事業債など、財政的に有利な市債を優先的に選択することで、今後の財政運営に支障を来さないよう注意したところでございます。

一方、歳出において、将来不安の克服のために配慮したことといたしましては、すべての事務事業をいま一度原点に立ち返って見直すとともに、予算要求時点において、各部の裁量で使い道を決定できる一般財源の額を23%圧縮をして配当するなど、経常経費の徹底的な削減を行いまして、将来にわたって健全な財政運営を堅持していけるよう、全庁的に意思統一を図って取り組んだということが挙げられます。

また、市民の間に人口減少による地方消滅不安、消費増税に伴う経済不安、格差拡大に

よる社会不安などがあることを踏まえまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種の事業、低所得者等を対象としました給付金の支給事業、そのほか子供の貧困対策や生活困窮者への支援など、将来不安の解消につながる予算計上にも配慮したところでございます。

続きまして、2点目の今後の財政推計をどのようにとらえて予算編成を行ったのかということでございますが、平成28年度予算の編成に当たりましては、先ほども申し上げましたように、今後数年間に大型の建設事業が集中する見込みであることを想定しながら、歳入の根幹をなす市税や地方交付税の見込みを精査するとともに、市債につきましても、将来の公債費負担の増加を見据え、交付税措置のある有利なものを優先的に活用するなど、将来にわたって健全な財政運営を堅持していけるよう、最大限の配慮をしたところでございます。

しかしながら、今後はさらに人口減少や少子高齢化が進行する見込みであることや、先ほども申し上げました、平成28年度から地方交付税の合併算定がえによる算定額の縮減が始まることなどがありますので、本市の財政運営はますます厳しさを増すことが予想されます。

こうしたことから、現在は総合計画の後期基本計画の中で、平成30年度までの財政推計が示してありますが、今後数年間に予定しております大型の建設事業につきましても、徐々に事業費、大枠が固まりつつありますので、いま一度慎重に財政推計を行いまして、市民の将来不安を解消できるよう、財政規律を徹底してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑しますけど、1番、2番合わせたような再質疑になるかと思います。

将来不安の克服って、新都市の財政だけで

将来不安を克服できるのは、恐らく少ないと思います。国家的な分でいろんな少子高齢化ですとか消費税の増税ですとか、そういった部分とあわせて、例えば新城市の起債残高が縮小傾向にあったのに、ここ数年はそれじゃあ伸びてくってというような表現があったと思います。

そんな中で、歳入の面については、基金、財政調整基金をふやして、それ以上の取り崩しをしないというような、それだけではやっぱり将来不安は克服できないし、それも1つの手法かもしれませんが、起債残高について言えば、平成27年度だと29億円の発行に対して25億円返済して、4億円程度借り越しか、です。

平成28年度を見ますと、43億9千万円で25億円の償還で18億円ということで、この2年だけで既に22億円、単純に予算ベースですけどふえてしまうと。

これが予算大綱ですと、引き続きそんなに続くようなことを書かれちゃうと、えって逆に本当に将来不安、克服できるのって思ってしまうわけですけども。

さらに、歳入について、先ほどは交付税措置のあるような有利な起債を活用するって言いましたけども、歳入のところで少し議論したように、交付税措置って言われても、本当にそれがもう国の裁量如何で何とでもできちゃう部分があるのかなという、そういった不安もあるわけで、しょせん借金の借金ではないかとか、そういったものが総合的に将来不安となっているんですけども、今の説明ですと、何かちょっと言葉はいいんですけども、いまいちインパクトが弱いのかななんて思ってますけども、その辺含めて、もう少し市民に対して明確に方向性を出して、要は入ってくる金ふやして出ていくお金を減らせばいいわけですから、そういった面からももう少し平成28年度予算についての見解と考え方、とらえ方についていただければと思います。

特に、起債残高がふえることに対することは事実ですので、その辺はどういうふうに説明されるのかも含めてお答えいただければと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 滝川委員おっしゃるようにですね、やはり将来不安っていうのは新城市に限ったことではなくて、全国の自治体も同じような悩みを抱えてるところが多いかと思っています。

単年度でこれが解消できるほど問題は小さくございません。もう将来不安については、毎年毎年、地道に予算の中で将来不安を克服していくための要素を少しずつでも取り入れながら、少しずつと言うか、解消に向かっての歩みをしていくしかないのかなと思っております。

それから、先ほど再三申し上げております市債の借り入れにつきましては、交付税措置のある有利なものを借り入れてるわけですが、それが果たして国の方針が変わればどうなるんだという御心配だと思うんですが、私どもとしましては、地方交付税法という法律がございます。普通交付税に関する省令もございますので、法律で決まっていることですので、一応それを信じてですね、しかも合併特例債、過疎対策事業債は平成32年度までの限定の借り入れの市債でございますので、今やるべき事業があれば、市債を有効に活用してやることによって、借金の額としては多くなるわけですが、実質的にはそれが交付税で戻ってくるということで、少しでもそこで将来不安の解消に努めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 確かに、合併当初の起債総額の、要するに交付税措置される分については、大分10年間で切り変わってきて、額は、例えば同じ400億円でも交付税措置される借金のほうがかなりウェートを占めてきたって

ということでは、借金の中身が変わったっていう意味では健全化と将来不安は少しずつ解消されてるし、今回起債も合併特例債が主なもので、ほとんどが有利な合併特例債に臨時財政特例債と過疎債ということで、有利な起債を使ってるということで、借金の中身が変わっているから少しでも将来的には大型の予算が続いても中身が変わってるっていうことで不安を解消、その辺についてはもっと積極的に市民に対してアピールしないと、借金の数字だけがひとり歩きして、だんだんどんどんふえてきたような、何でこれが将来不安の克服なんだっていうことに言われますので、もう少し専門的になるかもしれませんが、もう少し起債残高の中身についてもしっかりとPRして、財政健全化も含めたPRをすべきだと思いますけど、ザイセイの話に少しその辺もことしからふれられてますけども、ちょっとあれ見ただけでは、ちょっとなかなか市民が理解しにくいと思いますんで、もう少し優しく丁寧にその辺をすべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今、ザイセイの話のことを御発言いただきましたが、ことし平成27年度のザイセイの話の5ページのところに、市債残高の推移ということで、今年度のザイセイの話については、少しその辺の借金の市債残高の中身について、交付税措置のことを入れさせていただいたんですけども、これを入れさせていただいたんですが、やはりまだ十分に理解が浸透してない部分もありますので、ちょっとことしは、今年度はこういう形で市民の方にお知らせするっていうことをいたしました。まだ改良の余地はあると思っておりますので、来年度以降、考えていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 滝川委員の総括の件の関連質疑です。

非常に重要な問題が質疑されたと思えました。

基本的な考え方を改める必要があるんじゃないかなと思っていたのは、有利な借金という言葉ですね、その認識だと思うんです。何が有利かって言ったって、国は返してくれるというに信じるしかないという、ここが非常に問題だと思ったんですね。合併特例債が地方交付税に算入されるって言うてもですね、地方交付税自体が枠が決まってるわけですよ。この枠が決まってる中で、全国に分けるわけなんで、新城市が例えばどンドンどン合併特例債、上限使ったとして、本当に返してくれるかわからないですし、きょうの質疑の答弁の中で、合併特例債がどのように入っているかはわからない。過疎債も恐らくわからない。地方交付税がこれだけ来たけど、この中身は何かわからないという状況になるんですね。この状況の中で有利な借金っていうのはあり得ないと思いますし、合併を選ばなかったまちなんかでも、合併特例債というものに期待してしまったら自立ができなくなるということで、合併を拒んだまちもありました。僕はそれが正解だと思うんですね。

今回の財政を構成されている中で心配なのが、お金の考え方。ここ数年間は今の財政規模、借金体制が続くということが心配なんです。いつか返ってくるかもしれないんですが、確実に借金がふえていく。だれかが返さなければならないということです。

今回議論されてないことが公共施設の今後の維持管理の問題です。かなり公共施設の維持管理ふえてくるという現実はもうはっきりしてるんですね。

ですから、少しでも借金をしないという予算編成をしなければ、後々、国がどうなるかわからない状況という不安の中ではですね、

幾ら説明しても市民の不安は解消できないと思います。一番解消できるのは、新城市がどこに向かっているのか。こういう希望があるという政策を市民に提案する中で、今は苦しいけど、もう少し頑張ればこういう政策で雇用はふえる、子供たちが安心して暮らせるような状況ができてくるよというものを示しながらやっていく必要があると思うんですね。

○丸山隆弘委員長 白井委員に申し上げます。本日は予算・決算委員会でありますので、直ちに質疑に入ってください。

○白井倫啓委員 そういう点で考えていきますと、予算の中身ですね、少しでも借金をしないと、有利な借金だという、その認識を改めるべきではないかというような議論はあったのか、なかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 来年度の予算で市債の予算額がかなりふえておりますけれども、考え方のスタートとしてはですね、合併特例債があるからとか過疎対策事業債があるから事業をやるということではなくて、新城市として必要な事業、やらなければならない事業がありますので、それをやるためにはどうしたらいいか。もちろん自主財源ですべて賄えれば、それが一番いいわけですがけれども、本市の場合は、やはり地方交付税等に頼る、市税だけでは賄えない自治体ですので、少しでも事業をやるために将来の不安を一番少ない形で財源計画を立てたときに、今、考えられるのは、合併特例債とか過疎対策事業債になるかと思います。

白井委員は、法律で定められておっても、いつそれが覆されるかわからないということを申されましたけれども、我々としては、今ある制度の中で動いておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で第56号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 第56号議案 平成28年度新城市一般会計予算については、反対の立場から討論をいたします。

平成28年度新城市一般会計予算に私はすべて反対するものではありません。歳出の2款1項1目の一般管理費、庁舎建設事業に対して反対するものであります。

その理由は、きょうの質疑の中でもいろいろ出てきました。3点ほどあります。

1つは、今回の見直し案が市民に周知徹底されていない。年明けに一応郵送では全有権者に配られたり、1回の文化会館の説明、これ500人から600人という参加者ですけども、この建設に向けての市民周知が徹底されていないということで、私は説明不足と思っております。

決まったことから、もう納得せよっていう、このあり方では、市長の言ってる、より市民合意には達していないと理解しております。

2つ目は、今回予算の関係の質疑も、ほかの議員もしました。非常にこの総事業費がまだまだあいまいである。4階建て40億円、本体工事費30億円以内、総事業費40億円っていう形でございますけども、20カ月をかけて割り振った予算、今年度特にそうですね。だから最終的には出来高で調整するとかというような話をしておりましたけども、本当にこの予算が不確定なところがあります。

3つ目は、今も出ましたけども、財政面。財政面から見てもですね、これから大型事業が続くことによる非常に市債発行高が高くって言うか、多く出ていくことによって、将来的に市民に大変な負担がかかってくる。果たしてこれでいいかということが非常に

心配であります。

この辺から考えてですね、今回のこの庁舎建設に関するこの予算につきましては、反対ということで討論とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 賛成の立場で討論をさせていただきます。

私どもは、昨年、合併10周年を迎えまして、2月13日には新東名高速道路の開通を見、文字どおり全国区の新城市となりました。

そのような中で、人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた地域創生事業関連、またこども園の建設、作手小学校の整備、鳳来寺小学校の改修、舟着小学校のプール改修など、子ども子育て教育事業関連、並びに新庁舎建設など、これらはすべてまちをつくる、人をつくる、仕事をつくる、未来への投資を具体化したものというふうに考えております。

この立場から、今回の予算につきましては賛成の立場で討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第56号議案 平成28年度一般会計予算の反対討論の立場をさせていただきますと思います。日本共産党の浅尾洋平です。

私は、この議案に反対する第1点はですね、穂積市長の巨大箱物予算が子や孫たちの借金でなり立っているからです。今回の一般会計予算案の根拠となっています穂積市長の予算大綱説明には、サブタイトルがあります。それには「未来への投資と将来不安の克服」と書かれております。未来への投資とは、まち、ひと、しごとをつくる未来への投資ということになります。予算規模は251億円。特別会

計などと合わせますと、460億円という大変大きな金額になります。

具体的に言いますと、新庁舎建設事業に11億円、企業用地等開発事業に1億5千万円など、大型な公共事業が相変わらず中心になっております。

穂積市政の特徴でもあります大企業を優先する箱物予算でもあります。

また、一方でこども園、新城地区こども園の建設費6億6千万円、作手小学校整備に8億3千万円といった子育て教育施設整備費もやはり統合集約型の巨大な公共事業であります。

穂積市長は、これらの財源に合併特例債の活用を予定しております。

さらに、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担する臨時財政対策債を振り出して進めようとしております。こちらは4ページの大綱のほうに詳しく書かれておりますが、すなわち私が一般質問で明らかにしたように、穂積市政は巨大な箱物事業に使うための巨額の借金であります合併特例債と現在は年々どんどん減らされています国のほうでの地方交付税を補うため、市みずから発行する借金である臨時財政対策債でなり立っているというのが現状でございます。

長引く不況、さらなる消費税の増税、社会保障の増大など、国の借金は今や1千兆円を超え、今後この新城市の2つの借金はこの先、本当に立てかえ払になるのかどうかは、はっきりいたしません。借金額は、はっきり積み上がっていくために、ほかの施策に回す予算のしわ寄せになりかねないのです。事実、全国各地の合併した自治体が借金で首が回らなくなっております。私は市長の言う未来への投資は、子や孫たちへの重い借金になるという危険性を指摘しておきます。

反対する2点目は、穂積市長の言う将来不安の克服の内容がはっきりしていないためです。ほかの自治体の施策と比較したとき、本

市が独自に取り組むべき課題や施策がほとんど打ち出せていないからです。予算大綱には、人口減少による地方消滅不安とか、消費税増税に伴う経済不安、格差拡大の社会不安とあります。

しかし、合併して10年がたった新城市で、具体的にどんな形で市民の不安が広がっているのか、一言も書かれていません。この10年で減少した本市の人口は5,000人を超えています。

そして、高齢者人口も全国を超える40%以上です。愛知県下1位、2位の高さを誇る新城市の国保税の年平均額は10万5千円です。その国保に加入している市民の平均年収は一方で114万円でございます。本市の将来を支える子供たち、その子供の貧困が6人に1人といわれています。その背景の1つといわれるひとり親家庭は、本市は7%を超えようとしています。本市の南部企業団地には、産廃業者は競売という裏口、抜けあなを使って進出してきたものの、物流業、製造業の会社はなかなか来てくれていません。新城市の商店も農業、林業に携わる方々も必死の努力にもかかわらず、1件、また1件と営業をやめています。市民の健康診断の受診率は低く、生活習慣病の予備軍のカテゴリでは、愛知県下1位、2位を争う異常事態です。

穂積市長は、将来不安とおっしゃいますが、正確には、市民が感じる不安は今ある現在の不安なのです。合併して10年たつが、生活がよくなったという実感がありません。税金が高い、生活が苦しい、仕事がない、市民の皆さんはどうにかしてほしい、何とかならないのかと市と市議会にずっと訴えているのです。

以上の理由により、反対討論といたしますが、また詳しい討論は本会議で行います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、第56号議案 平成28年度予算について、賛成の立場で討論を行います。

待望久しかった新東名高速道路の開通を見て、新城市も新しい時代に向かうツールを手に入れることができ、愛知県の東の玄関口として、過去の閉塞感から抜け出し、開放的で多くの選択肢を手に入れることができる時代を迎えました。平成28年度予算は、この変化をもととして、新城市が大きく飛躍するスタートの予算であり、期待される予算だと思えます。予算規模は251億3,600万円で、合併後、一般会計として最大であるが、合併特例債、過疎債など、今年度負担の小さい起債が多く、将来財政に圧迫は心配要らないと思えます。

よって、この第56号議案には賛成をいたします。

また、詳しいことは本会議で、もう少し詳しく述べさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第56議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第56号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れかえのため、しばらく休憩します。

再開を4時55分とさせていただきます。

休憩 午後4時43分

再開 午後4時55分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員

会を開きます。

第57号議案 平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、事前の通告順に従いまして、質疑させていただきます。

第57号議案 平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計予算です。

歳入総括、国保の7ページになります。

歳入合計が前年度比で約2,600万円もの減額となっておりますが、その主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 国民健康保険事業特別会計の予算編成に当たりましては、まず歳出額として、保険給付に要する経費、後期高齢者支援金等の各種拠出金に要する経費、保健事業の運営に要する経費及びその他の事業の管理運営に必要な経費を見込んだ上で、各項目ごとの歳入金額を見込んでおります。

歳入合計が前年度と比べ、約2,600万円減額となった主な理由であります。被保険者数の減少等により、保険給付費や介護納付金が減額の見込みであることや退職者医療制度の段階的廃止の影響により、その特定財源である国庫支出金や療養給付費等交付金などが減額の見込みとなったためであります。

また、保険税の減額分につきましては、国の財政支援拡充に起因する一般会計繰入金の増額と基金繰入金により補てんするものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入らせていただきます。

歳出、8-2-1基金繰入金、国民健康保険事業基金繰入金、国保の19ページになります。

基金繰入金が前年度は0円だったものが本

年度は7千万円となっているが、主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 基金繰入金につきましては、今定例会に提出しております第29号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正により、資産割を廃止する賦課方式の変更並びに基礎課税額の税率引き下げを行い、被保険者の保険税負担軽減を図るため、その財源として、国民健康保険事業基金を活用し、補てんするものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 第29号議案とのかかわりがあるよということなのですが、非常に負担額が下がるということは、私、本当に好ましいとか、すごくうれしいなというふうに個人的には思うんですが、この財源としてですね、国のほうから国民健康保険事業の1,700億円の財源の活用をとということも一方であります。これに関してのかかわりがあるのかというのが1点と、あと今回の資産割をなくすというふうなことによって、どれぐらいの1人当たり負担が軽減されるのか、もしもそこら辺の試算があれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 国の財政支援の拡充によるものですが、一般会計からの繰入金ということで、約6千万円の繰入金の増になります。

先ほどの基金の繰入金が7千万円の1億3千万円を財源として今回引き下げを予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 財源の内訳はわかりました。

大体これでどのぐらいの負担額が1人当たりこう下がるのかっていうのがあれば、わかれば。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 平成28年度予算の

中では、1人当たり平均で1万654円の減額を見込んでおります。それについては資産割の廃止と基礎課税額に係る所得割り、あと平等割の減額を含めて、その金額を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第57号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第57号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○丸山隆弘委員長 第58号議案 平成28年度新城市後期高齢者医療特別会計予算から第60号議案 平成28年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第58号議案から第60号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第58号議案から第60号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第61号議案 平成28年度新城市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、事前の質疑通告順にさせてもらいます。

第61号議案 平成28年度新城市簡易水道事業特別会計予算です。

歳入、2款使用料及び手数料、簡水P8です。

1点です。使用料が前年度比で約900万円もの減収となっておりますが、理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

簡易水道事業では、給水量の減少が使用料収入の減少に直接つながります。

そうしたことで、近年、給水人口の減少など、水道事業を取り巻く環境が大きく変化する中で、減少傾向にある水需要の動向も踏まえまして、平成28年度予算では、年間総給水量を減少と見込み、使用料収入を算定したことによるものでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 給水量が減少して、それが直接今回の水道っていうのは収入にも響くよという答弁だったと思うんですが、資料請求をさせてもらって、平成22年度の給水人口は1万4,688人だったということで、そのときの使用料は3億3千万円だということだったと思うんです。これで4年、5年たって平成

26年度には、給水人口は1万3,550人、約1,100人ぐらい減っているのと、平成26年度の使用料は3億900万円ということで、2,200万円ぐらい減額されているのかなという形で、やはり人口減少がこの間すごく進んでいる資料なのかなと思うんですが、やはり今後の見通しとしても、劇的にこれがよくなるというようなことは、やっぱりデータないのかどうか。今後もやっぱり徐々にですけど、こういう形で人口、給水人口が減って行って、またそれを使う人が少なくなるので自動的に使用量も下がるという、今後の見込みはどう認識しているかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 お答えさせていただきます。

確かに、給水人口におきましては、年々減少傾向にございます。

それに伴いまして、近年の傾向なんでございますけれども、1人当たりの水の使用量が減少しているといったところも1つの要因とするところでございます。

そうしたことで、今後、給水量がふえるというところもなかなか期待できない状況にございますので、今後の経営につきましては、コストの軽減とかですね、適正な料金の設定とか、そういったものを踏まえまして、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、引き続き質疑させてもらってよろしいでしょうか。

歳入の総括の簡水の5ページになります。

1点目、歳入合計が前年度比で約6億円の減額となっておりますが、その主な理由を具体的に伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 お答えさせていただきます。

簡易水道事業では、平成29年4月からの上

水道事業との統合によりまして、平成20年度より簡易水道統合事業といたしまして、国・県からの補助を受けまして、基幹管路を中心とした老朽管路の更新並びに耐震化、また浄水施設では、器機の更新、改良工事といった主要な施設での整備を進めてまいりましたが、平成27年度をもって事業が完了となります。

そうしたことから、平成27年度の歳入予算では、この事業の財源となっております国・県からの補助金の皆減、また市債の減額を行ったことによるものが主な要因でございます。

以上でございます。

申しわけございません、平成28年度予算です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、続けて質疑させていただきます。

歳出の2-1-1拡張整備事業費です。簡易水道施設改良事業、簡水17ページです。

先ほどのお答えと1点目、同じかなと思いますが、一応言わせていただきます。

1、拡張整備事業費が前年度比で約6億円もの減額となっておりますが、理由を伺います。

(2)簡易水道施設改良事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 それでは、1点目でございますが、減額となった理由でございますけれども、先ほどの内容と同様になるかと思いますが、国庫補助事業の簡易水道統合事業による施設整備が平成27年度をもって完了することから、拡張事業費を減額としたことによるものでございます。

それから、2点目の事業の内容でございますけれども、簡易水道施設改良事業では、鳳来峡簡易水道における取水施設の機械電気設備改良工事を、また作手簡易水道における配水管の耐震管への布設替え工事を予定をいたし

ております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、ちょっと2点目の関連質疑でさせていただきたいと思います。

簡易水道施設改良事業っていうことは、市のほうの説明では、工事請負費で今後、作手の簡易水道の更新だとか機械電気、鳳来峡のほうで更新をするというふうなことの今も説明あったんですが、こちらのほうでそういった工事請負のですね、確定にこう、かかわる工事の作成なんですけど、今、資料請求のほうもさせてもらったんですが、この工事請負の作成マニュアルとか資料等は市内、庁内にありますかというふうに言ったけど、該当するマニュアルはありませんというものが来たんですが、こういった請負契約とか、請負の工事内容とかっていうのは、最終的には適正金額なんですけど、そういったのは水道課で決めるのか、それとも契約検査課で決めるのか、そちらのほうはどちらが行うのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。通告外になると思いますので、もう少し要点をまとめて質疑を行ってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これは簡易水道の施設改良事業とって、工事請負費のものになります。

そこの工事請負の適正金額なんですけど、そこは水道課で決めるのか、それとも契約課で決めるのか、どちらなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 工事費につきましては、標準の歩掛りとかですね、標準単価を積み上げてまして、担当課のほうで積算をして、適正価格としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第61号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第61号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第62号議案 平成28年度新城市宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 歳入、2款財産収入、不動産売却収入、9ページ。

予定の宅地分譲はどこか、お伺いします。

林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 予定の分譲地につきましては、杉山地区サンヒル新城の1区画、あと作手高里地区にあります長者平団地の3区画見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 長者平の団地のほうがなかなか売れないと。売れない理由も、もういろんな方たちが具体的に言われてるんで、売るためにどうするかという、従来の売り方変えないと、長者平は予定に終わってしまうのではないかと心配するんですが、今回3区画が売れるという根拠というのはどこにあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 販売促進につきまして、今までもですが、引き続きフリーペー

パーですとかホームページ等の広告の掲載ですとか、あとハウジングセンターや各県内の市町村等にチラシの配布をしたりしてですね、あとまた東京等で開催されます移住定住イベントに参加いたしまして、PRに努めてまいりたいと思っています。

あとですね、浜松地域へのPRですが、広告、ステッカー等の広告しまして、そういった販売促進をすることによって、3区画の販売を見込んでいるところでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 これまでも売れないと、なかなかあそこは売れないなというのは、多くの人が認識してるんです。

売れない理由っていうのは、もっと具体的に表に出してですね、じゃあどうするんだという議論をしないとですね、幾ら宣伝しても、地域の人たちがどうしても売りたいねという気持ちにならない限りですね、なかなか売れないと思うんですが、やはり売り方を考える必要があると思うんですが、従来のやり方の問題点はどこだったのか、なぜ売れなかったのかというのは、どのように分析して3区画という判断をされたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 今、白井委員が言われるとおり、今後の販売につきましてはですね、大胆な政策と言いますか、取り組みが必要になってくるかと思っています。

来年度におきまして、その辺につきましてですね、検討して販売促進に努めていきまして、大胆な政策等を検討していきまして、まいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第62号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第62号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第63号議案 平成28年度新城市千郷財産区特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第63号議案について質疑します。

どの財産区でも同じ悩みを抱えていると思いますが、将来どのように財産区が維持できるかという展望が開けてないと思うんですね。

行政としてもですね、財産区をどのように維持管理していくのかという点では、従来どおり財産区の皆さん頑張ってくださいということでは夢を持って財産区の役員の方たちも活動に入っていけないんじゃないかと思えます。財産区の皆さんに将来展望を示すような指導というのが必要だと思うんですが、その点については何か御検討されているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この件につきましては、平成25年度から、この財産区のあり方につきまして、この財産区会長会議において説明し、その改革を進めているところでございます。

平成30年度から財産区で運営する場合の新基準について、協議を進めておるところでございます。

昨年4月の決算ヒアリング、それから11月

の予算ヒアリング、また地元へ出かけまして、この説明会を財産区管理会の委員の方々や区役員の方々と、このひざをつき合わせて地域での理解を深めていただいております。

現時点で、この5つの財産区が方針を決定をされ、東郷財産区は財産区として継続し、そしてこの吉川新在家財産区、それから吉川峯山組財産区、それから市川組財産区の3つの財産区は、この認可地縁団体へ移行され、この財産区が廃止となり、そしてこの七郷財産区につきましては、今後、認可地縁団体へ移行する方針が決定をされております。

こうした一連の方針検討は、各財産区におかれては、この今後の財産管理や財産区運営をいかにしていくかということにつきまして、地域の皆様は意識を新たに取り組みおられるところでございます。

平成28年度におきましては、この流れをとめることなく、これまでに増して地元説明会などに積極的に出かけまして、地域の意向を十分に尊重した上で、住民の皆様の理解をいただきながら、地域の実情に合った財産区のあり方を地域とともに探り、そして適正な財産区運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 御答弁のように、地域の皆さんに納得いただきながら、地域の皆さんと一緒にやっていくというのは、これは当然のことなんです。ただ山の木を売ってもですね、金にならんという根本問題は解決できないんですね。幾ら管理しようにも次の金が出てこないということになれば、頑張って管理してもですね、財産をどんどんどんどん減らすだけになるということだと思っておりますよ。

ですから、財産区の皆さんの声をしっかり聞くというよりですね、新城市として財産区、新城市の山をどう管理していくかという大きなところから財産区の皆さんの協力を得ると

というような視点に変えるべきではないかというふうに思うんです。

各財産区が単独で自立できるという状況にはもうないという認識に立つべきではないかと思うんですが、実際に自立してやっていくというような結論を出した財産区の皆さんは、どんな希望を感じているって言うか、どんな希望を持って自立していこうと思ったのか、具体的な内容をお聞かせ願えますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まずですね、この地域の将来ということについてお答えをさせていただきたいと思うんですが、この前にですね、この2款のほうでですね、この新城市森づくり計画ということについても御質疑をいただいております。そういった市の方針がありますが、当然、財産区の財産、これ山林だけではございませんが、ほかの財産もございまして。

ただ、山林、山といたしましては、そういった民有林でございまして、そういった部分に含まれますので、今後そういった計画に基づいて、関係各課と調整をしながら、しっかりと地域にそういった情報を流して、地域の意向を踏まえて進んでいきたいと思っております。

それから、独立したと言いますか、これについては財産区のあり方というものをそもそも踏み込んで、地域とともにどの道を選ぶのかということで御検討をいただいたということでございますので、少しその辺は意味合いが違うのかなというふうに思っております。

また、この地域への有力な情報って言いますか、森林管理のための有益な情報ですとか、あるいはですね、この安全管理対策、役立つ情報などにつきましても、さまざま私も事務局としてですね、財産区のほうへお伝えをしてみたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第63号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第63号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第64号議案 平成28年度新城市東郷財産区特別会計予算から第82号議案 平成28年度新城市作手財産区特別会計予算までの19議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本19議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本19議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第64号議案から第82号議案までの19議案を一括して採決します。

本19議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第64号議案から第82号議案までの19議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第83号議案 平成28年度新城市病院事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第83号議案について質疑いたします。

多くの市民の皆さんが市民病院に対しての期待を持ちながら、合併10年という形で現在迎えてるわけなんですけど、なかなか経営改善というものがですね、目に見えてこない。努力を否定するわけではないんですが、単年度の黒字化とかですね、累積赤字、これもなかなか減らないという状況です。努力があるからそれでいいというわけにはもういかん状況になってきていると思うんですね。

経営改善のネックになっているのは何なのか。その打開のために来年度に向けてどのような新たな政策を打ち出しているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 経営改善のネックになっているのは、国の政策による医師の新臨床研修制度の導入や2年ごとに行われる診療報酬の改定、あるいは消費税率の引き上げなど、病院経営を取り巻く環境が著しく変化することが挙げられます。

中でも、医師の新臨床研修制度を契機とした医師不足の対応には大変苦慮しており、特効薬的な打開策がないことから、地道な取り組みの積み重ねが重要であると認識し、平成28年度においても、これまでの医師招聘の取り組みを継続してまいります。

また、平成28年度の診療報酬改定では、地域包括ケアシステムの推進や包括医療費支払制度に基づく急性期医療の適正評価などが掲げられていることもあり、この4月から、地域包括ケア病床から地域包括ケア病棟への転換や包括医療費支払制度の導入を計画しています。

さらに、診療報酬の算定要件の改定内容を十分に把握し、適正な算定をすることで、経営改善を図ってまいります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ネットで一番大きいのが、やはり僕が思うのは医師の確保をどうするかということになってくるかなと思います。国の制度の中で、診療報酬の問題、消費税の問題、ここのところはなかなか解決が難しいにしてもですね、医師の問題というのは、医師の確保をどうするかというのを、これまでどおりのやり方では逆に医師の確保はできないんじゃないかと思うんですね。これまでと違った形での医師確保ができないのか。その点について、発想を変えてですね、医師がなぜ来ないかというところから、医師を来てもらうために新城でできることは何なのか。これを徹底的に洗い出す必要があるんじゃないかと思うんですが、幾ら来てくれ来てくれと言って、大学回っても、これは難しい問題だというふうに思っています。

ですから、どのように新城を選んでもらうような方向に持っていけるのかということでのソフト的な対応っていうのは検討されることがあるのかなのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 今年のこの予算のときにもお答えさせていただいたと思うんですが、医師にとって魅力ある病院というのはどういうことかというところで、今、在職している先生方にいろいろお聞きしています。

その中で、やはりスキルアップですとか、それから女性医師でしたら子育て支援という意見が非常に多いところであります。

そういったところで、子供を育てる女性医師に対して、今回の条例でも挙がってますけれども、これまで小学校に入るまでの子供さんに対して、部分休業が取れるというようなところを小学校3年生まで取れるっていうのが挙がっておりまして、そういうこともですね、先生にとっては非常に大きなことである

というふうにお聞きしておりますし、スキルアップという面ではですね、県から送っていただいている自治医大の先生、総合診療科の先生方のスキルアップということを考えて、家庭医のプログラムっていうのをつくっておりますし、平成29年度には、新しい専門医制度が始まりますので、その中で今うちが特別連携施設として、名古屋の赤十字病院ですとか浜松医大、それから豊橋市民病院等ですね、そういう連携施設として参画をしていくっていうことを考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 スキルアップ、子育て支援という点で努力されるということなんですが、例えばですね、今、働いてる医師の方たちが新城で働きたいというような、働きがいがあるというような思いも持っておられる方おられると思うんですが、働きがいというのはどのようなところで感じておられるかというのは、調査されたことあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 働きがいというところで、面談をしたのは総合診療科の先生ですけれども、総合診療科の先生というのは、自治医大の先生で、地域医療を担っていくという意味が非常に強い先生方ですので、この地域の医療をどうしたらよくなるのかっていうところが、その先生方にとってはですね、やりがいというところだと思います。

ただ、それぞれの先生の人生設計の中で、ずっとこの地域にいいのかと、そういういろんなことを、子供が高校に上がる時には高度な教育を受けたいっていうようなことを考えたときにですね、果たしてこの地域でいいのかっていうようなところは課題であるというふうには認識しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今、言われたとおり、なかなか新城という、この地域で子育てまで含め

て、先生たちの家族も含めてって言うと、非常に困難が出てくると思うんですね。

以前、医師が、研修医が始まって地方の医師がどんどんいなくなってく、県立病院、千葉県だかの県立病院も崩壊の危機を迎えた。それが再生したというようなこともあったかと思うんですが、新城市の市民で市民病院にかかわっているっていう、市民病院を支えようというような形での組織というのは今あるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 そういう組織の方々ところ、お話し合いをするという機会は、今のところありません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほど言いました千葉だかどこかの県立病院は、市民組織を立ち上げたんですね。市民組織を立ち上げて、自分たちの病院を守るのは自分たちだというような意思表示をしっかりともらって、医師との連携、気持ちの疎通と言うか、気持ちを同じ思い、この地域を一緒に守っていこうという、医療の専門家と医療を受ける側になりますけど、市民も自分たちの医師を守り、病院を守ろうと。その気持ちが1つになったときに病院が再生に向かったというようなことがありましたので、一度、来年ですね、市民組織、市民が市民病院を支えるというような思いを広げていくような、そんな組織も、もし考えているのであれば、そのとおりにやってもらえばいいのですが、その点については、今はないか知りませんが、検討されたことはあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 以前にはそういうこともありましたけれども、来年度ですね、平成28年度、総務省がガイドラインを出してまして、公立病院の新改革プランと

いうのを策定します。これ県が3月末に地域医療構想というのを出すということですが、ちょっと若干おくれるようなことをお聞きしてますけれども、そうした地域の実情を踏まえながら新しいプランをつくるということになっておりますので、その中で今の御意見についてもですね、検討してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第83号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第83号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第84号議案 平成28年度新城市水道事業会計予算から第86号議案 平成28年度新城市下水道事業会計予算までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第84号議案から第86号議案までの
3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よ
って第84号議案から第86号議案までの3議案
は、原案のとおり可決すべきものと決定しま
した。

以上で、本委員会に付託されました議案の
審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告
の作成については、委員長に一任願いたいと
思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉
会します。御苦労さまでございました。

閉 会 午後5時34分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘